

コスタリカ共和国  
ラテンアメリカにおける  
刑事司法制度の改善プロジェクト  
実施協議報告書

平成 17 年 2 月  
(2005 年)

独立行政法人 国際協力機構  
社会開発部

社会

JR

05-032

コスタリカ共和国  
ラテンアメリカにおける  
刑事司法制度の改善プロジェクト  
実施協議報告書

平成 17 年 2 月  
(2005 年)

独立行政法人 国際協力機構  
社会開発部

## 序 文

ラテンアメリカにおいては、1970年代からの軍政から民政への移管、中米諸国での内戦終結と平和の構築といった流れのなかで、司法制度の改善のための様々な取り組みがなされてきた。ラテンアメリカ諸国においては、過度の形式主義や権威主義、煩雑で時間がかかる手続き、裁判の公平さへの不信感などから、裁判が一般市民から距離を置く存在となり、司法制度を十分に信頼しているとはいえない状況となっている。また裁判に時間がかかりすぎることにより未決囚が増加し、刑務所の過剰収容や収容環境の悪化といった事態も引き起こしている。

ラテンアメリカ諸国においては、これまで伝統的にヨーロッパ大陸法的な糾問主義（裁判官の職権により訴訟手続きが開始され、裁判官が犯人と証拠・証人を捜査・尋問し裁判を行う）的な刑事司法制度が採用されてきたが、ここ15年ないし20年ほどの間に、当事者主義（裁判所以外の第三者が訴えを提起し、対立する当事者同士がそれぞれ自己に有利な法律上・事実上の主張及び証拠を出し合い、これに基づいて中立の第三者である裁判所が裁判を行う）的な制度へ移行する改革が進められてきている。しかしながら、移行後の当事者主義的訴訟構造における裁判官、検察官、弁護士等の役割が十分に理解されず、裁判の現場では様々な課題が生じてきている。このような状況の下、当事者主義への対応を中心に、刑事司法制度の改善に資すべく、国連ラテンアメリカ犯罪防止研修所（ILANUD）より、コスタリカ共和国政府を通じて第三国集団研修の要請が提出された。

同要請に対し、JICAは2004年8月に事前評価調査団を派遣し、ラテンアメリカ地域の刑事司法制度改革の現状について調査するとともに、先方と新たな第三国研修の協力内容について協議を行った。さらに、2005年2月22日、ILANUD、コスタリカ共和国外務省国際協力局及びJICAコスタリカ駐在員との間で、討議議事録(R/D)の署名を行った。

本報告書は、この間の経緯や調査結果を取りまとめたものであり、今後のプロジェクトの展開に大いに活用されることを期待するものである。

最後に、今回の調査にご協力頂いた内外関係各機関に心よりお礼を申し上げ、一層のご支援をお願いする次第である。

平成17年2月

独立行政法人国際協力機構  
理事 松岡 和久

# 目 次

## 序 文

第1章 事前調査団の派遣	1
1-1 調査の背景と目的	1
1-2 団 員	1
1-3 日 程	2
1-4 調査結果の概要	3
1-4-1 アルゼンチン共和国	3
1-4-2 エルサルバドル共和国	3
1-4-3 コスタリカ共和国	4
1-4-4 コスタリカ側との協議とミニッツの署名	5
第2章 R/Dの署名	7
第3章 ラテンアメリカにおける刑事司法制度改革の現状	8
3-1 ラテンアメリカにおける糾問主義的訴訟構造から当事者主義的訴訟構造への移行	8
3-1-1 はじめに	8
3-1-2 糾問主義的訴訟構造モデルにおける刑事訴訟手続き	8
3-1-3 刑事司法制度改革の背景、目的	10
3-1-4 当事者主義的訴訟構造モデルにおける刑事訴訟手続き	11
3-1-5 改革後の刑事訴訟制度における主要な問題点	12
3-2 国別概要	13
3-2-1 アルゼンチン共和国	13
3-2-2 エルサルバドル共和国	18
3-2-3 コスタリカ共和国	24
第4章 協力の概要	29
4-1 実施機関の現況	29
4-2 プロジェクトの概要	30
4-3 日本による技術協力の意義	33
付属資料	
1. 事前評価調査団 面談結果要旨	37
2. 事前評価調査時 M/M	69
3. 事業事前評価表	77
4. R/D	81
5. PDM (和文及び英文)	97
6. 要請内容に対する対処方針と協議結果	99

# 第1章 事前調査団の派遣

## 1-1 調査の背景と目的

ラテンアメリカにおいては、70年代からの軍政から民政への移管、中米諸国での内戦終結と平和の構築といった流れのなかで、司法制度の改善のための様々な取り組みがなされてきた。安定した社会経済開発のためには、司法制度に対する信頼は不可欠であるが、ラテンアメリカ諸国においては、過度の形式主義や権威主義、煩雑で時間がかかる手続き、裁判の公平さへの不信感などから、裁判が一般市民から距離を置く存在となり、司法制度を十分に信頼しているとはいえない状況となっている。また裁判に時間がかかりすぎることにより未決囚が増加し、刑務所の過剰収容や収容環境の悪化といった事態も引き起こしている。

ラテンアメリカ諸国においては、これまで伝統的にヨーロッパ大陸法的な糾問主義（裁判官の職権により訴訟手続きが開始され、裁判官が犯人と証拠・証人を捜査・尋問し裁判を行う）的な刑事司法制度が採用されてきたが、ここ15年ないし20年ほどの間に、当事者主義（裁判所以外の第三者が訴えを提起し、対立する当事者同士がそれぞれ自己に有利な法律上・事実上の主張及び証拠を出し合い、これに基づいて中立の第三者である裁判所が裁判を行う）的な制度へ移行する改革が進められてきている。その目的は、刑事司法の独立性、透明性、アカウンタビリティや人権保障等を確保することにより、より公正で効率的な制度を確立することであり、汚職の防止にも資すると期待されている。しかしながら、移行後の当事者主義的訴訟構造における裁判官、検察官、弁護人等の役割が十分に理解されず、裁判の現場では様々な課題が生じてきている。このような状況の下、当事者主義への対応を中心に、刑事司法制度の改善に資すべく、国連ラテンアメリカ犯罪防止研修所（ILANUD）より、コスタリカ共和国（以下、「コスタリカ」と記す）政府を通じて第三国集団研修の要請が提出され、平成16年度の協力案件として採択された。

ILANUDは、我が国の技術協力事業の一環としてのJICAの協力により、1988年から97年まで「麻薬犯罪防止」を、99年から2003年まで「刑務所の生活条件と犯罪者矯正計画」をテーマに2つの第三国研修を行った実績があり、ILANUDのアジア・極東地域における姉妹機関である、国連アジア極東犯罪防止研修所（UNAFEI：我が国の法務省法務総合研究所内に設置）も研修講師として数多くの教官を派遣し協力している。

ラテンアメリカ地域の刑事司法制度改革の現状について調査するとともに、これまでの協力の実績と成果に基づき、新たな第三国研修の協力内容について協議するために事前評価調査団が派遣された。

## 1-2 団員

<u>担当分野</u>	<u>氏名</u>	<u>所属</u>
総括／研修計画	大槻 清隆	JICA 中南米部中米・カリブチーム 職員
検察制度	野口 元郎	国連アジア極東犯罪防止研修所（UNAFEI）教官
裁判制度	坂田 威一郎	国連アジア極東犯罪防止研修所（UNAFEI）教官

1-3 日程

日順	月 日	日 程						
1	8月8日(日)	東京(JL-006、12:00)→(11:30)ニューヨーク(AA-955、22:10)→						
2	9日(月)	→(9:50)プエノスアイレス ・JICA事務所 ・日本大使館						
3	10日(火)	・司法省犯罪政策庁訪問 ・最高裁訪問 ・国家検察庁訪問						
4	11日(水)	・裁判視察 ・国家弁護庁						
5	12日(木)	・司法審議会 ・刑罰破棄院訪問 ・J. F. Kennedy 大学にて講演会						
6	13日(金)	・資料整理 ・JICA事務所報告 ・日本大使館報告						
7	14日(土)	プエノスアイレス(CM-448、12:40)→(18:00)パナマシティ						
8	15日(日)	パナマシティ(CM-410、10:40)→(12:40)サンサルバドル						
9	16日(月)	・JICA事務所 ・日本大使館 ・最高裁訪問 ・人権擁護庁訪問						
10	17日(火)	・内務省訪問 ・国家検察庁訪問 ・国家弁護庁訪問						
11	18日(水)	・司法研修所訪問 ・裁判視察 ・JICA/UNAFEI 帰国研修員との懇談会						
12	19日(木)	サンサルバドル(TA-561、8:40)→(10:00)サンホセ ・JICA事務所 ・日本大使館 ・JICA事務所にてローカルコンサルタントと打合せ						
13	20日(金)	・公共弁護庁訪問 ・ILANUD との打合せ ・法務大臣表敬 ・ILANUD 主催昼食会 ・司法府訪問・司法学校長による司法制度についてのブリーフィング						
14	21日(土)	(資料整理)						
15	22日(日)	(資料整理)						
16	23日(月)	<table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width:50%; text-align:center;">大槻</td> <td style="width:50%; text-align:center;">野口、坂田</td> </tr> <tr> <td>・ILANUD との協議</td> <td>・最高裁訪問 ・検察庁訪問 ・検事総長主催昼食会 ・司法府における講演会</td> </tr> <tr> <td colspan="2">・猪又大使主催夕食会</td> </tr> </table>	大槻	野口、坂田	・ILANUD との協議	・最高裁訪問 ・検察庁訪問 ・検事総長主催昼食会 ・司法府における講演会	・猪又大使主催夕食会	
大槻	野口、坂田							
・ILANUD との協議	・最高裁訪問 ・検察庁訪問 ・検事総長主催昼食会 ・司法府における講演会							
・猪又大使主催夕食会								
17	24日(火)	<table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width:50%;">                     ・ILANUD との協議 ・ミニッツ作成                 </td> <td style="width:50%;">                     ・米州開発銀行(IDB) 司法改革プログラム事務局訪問 ・裁判所視察 ・司法府における講演会                 </td> </tr> </table>	・ILANUD との協議 ・ミニッツ作成	・米州開発銀行(IDB) 司法改革プログラム事務局訪問 ・裁判所視察 ・司法府における講演会				
・ILANUD との協議 ・ミニッツ作成	・米州開発銀行(IDB) 司法改革プログラム事務局訪問 ・裁判所視察 ・司法府における講演会							
18	25日(水)	<table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width:50%; text-align:center;">大槻</td> <td style="width:50%; text-align:center;">野口、坂田</td> </tr> <tr> <td>                     ・外務省国際協力局訪問 ・ILANUD との協議 ・ミニッツ作成                 </td> <td>                     ・検察庁、裁判所 (I Circuito en San Jose) 訪問 ・最高裁訪問 ・司法府検察研修部訪問 ・国会議長表敬 ・国会内での講演会 ・帰国研修員との懇談会                 </td> </tr> </table>	大槻	野口、坂田	・外務省国際協力局訪問 ・ILANUD との協議 ・ミニッツ作成	・検察庁、裁判所 (I Circuito en San Jose) 訪問 ・最高裁訪問 ・司法府検察研修部訪問 ・国会議長表敬 ・国会内での講演会 ・帰国研修員との懇談会		
大槻	野口、坂田							
・外務省国際協力局訪問 ・ILANUD との協議 ・ミニッツ作成	・検察庁、裁判所 (I Circuito en San Jose) 訪問 ・最高裁訪問 ・司法府検察研修部訪問 ・国会議長表敬 ・国会内での講演会 ・帰国研修員との懇談会							
19	26日(木)	・ILANUD にてミニッツ署名、研修内容に関する意見交換 ・JICA事務所報告 ・日本大使館報告 サンホセ(LR-600、18:25)→(23:25)ロスアンゼルス						
20	27日(金)	ロスアンゼルス(JL-061、13:05)→						
21	28日(土)	→(16:25)東京						

## 1-4 調査結果の概要

### 1-4-1 アルゼンチン共和国

- ・90年代末からの経済危機によりアルゼンチン共和国（以下、「アルゼンチン」と記す）の社会は深刻な打撃を受けており、国民の40%が貧困層にあるといわれている。治安が悪化し、窃盗、強盗などの犯罪が増えているのに加え、最近は身代金目的の誘拐が頻発し、調査団の滞在中もマスコミで大きく取り上げられていた。
- ・他のラテンアメリカ諸国と比較して、1992年という早い時期に、糾問主義的訴訟構造と当事者主義的訴訟構造とのミックス・システムを導入したアルゼンチンではあるが、広大な国土を有するうえに、連邦制により州ごとに諸制度が異なるなど、改革の進展にとってマイナスの要因があったことに加え、上記の経済停滞による予算不足等のため、コルドバ州のように極めて先駆的な取り組みを行ってきている州があるものの、全般的には刑事司法制度改革は現地に入る前に予想していたほどには進展していないという現状のようである。公判を1件見学したが、糾問主義的な書面審査ではなく口頭審理が行われているものの、裁判官が大半の尋問を行っているなど、検察官、弁護士が主体となるべき当事者主義に基づく審理からは程遠く、むしろ糾問的色彩の強い手続きのように感じられた。
- ・各関係機関とも、刑事司法制度の改善のための教育・研修などが不足しているという認識をもっており、この分野の協力を歓迎するとの意見が多かった。伝統的なヨーロッパ法や米国の法律については情報がある一方で、あまり情報のない我が国の刑事司法制度に対する関心も高く、訪問した関係機関からは我が国の刑事司法制度改革、特に導入が決定されたばかりの裁判員制度の概要に対するものをはじめ、数多くの質問がなされた。また、我が国の治安の良さ、司法関係機関への信頼感の高さが注目を集めていた。

### 1-4-2 エルサルバドル共和国

- ・エルサルバドル共和国（以下、「エルサルバドル」と記す）においては、マラスと呼ばれる不良少年グループや米国から送還された帰国者による殺人、強盗などの犯罪が多発し、社会経済開発上の大きな課題のひとつとして治安対策があげられており、警察の能力強化や刑法・少年法の改正など、様々な取り組みが検討・実施されている。治安の問題が深刻・緊急であるため、刑事司法制度の改革についても、汚職の防止や裁判の透明性の確保などの観点からというよりは、これらの治安対策のための諸策のひとつとしてとらえられているように感じられる。
- ・エルサルバドルでは98年に実施された刑事司法制度改革により当事者主義的訴訟制度が導入されている。各機関での聞き取り調査の結果をみる限りでは、制度そのものは優れているが運用の点で問題が多いとの人権擁護庁の見解もあるものの、被疑者の逮捕段階から無料で弁護士が配置されるなどの先進的な制度も導入され、裁判期間の短縮などの肯定的なデータも現れているとのことであり、刑事司法制度改革は一定の成果をあげてきていると思われる。一方で関係機関の予算状況は厳しいものがあり、裁判所、検察庁、弁護人のいずれの機関においても、制度改革にあたって必要な人材育成や研修の需要は高いと思われる。
- ・現在、エルサルバドルに対する我が国の技術協力の重点課題のひとつとして治安対策があげられており、警察に対する協力が検討されている。刑事司法制度改革そのものは短期的な成果が見えにくい協力分野であるが、同国に対する治安対策の協力のひとつと位置づけ、上記の警察に対する協力等とあわせて実施していくことにより、先方政府に対し我が国の協力をより強く

アピールするとともに、協力効果の発現にあたって相互にプラスの効果を与えることも期待できる。エルサルバドルを第三国研修の割り当て国の1つとする必要性・妥当性は高いと判断された。

#### 1-4-3 コスタリカ共和国

- ・他の中米諸国が内戦などにより極めて不安定な政治状況にあったなかで、コスタリカは軍隊を廃止し、長期にわたって安定した政治と社会経済発展を維持してきており、教育、社会保障など、ラテンアメリカでも最も進んだ国の1つといえる。当事者主義の導入をはじめとする刑事司法制度改革についても、調査団の当地訪問前の情報収集段階から、コスタリカはラテンアメリカ地域においては最も進展している国の1つとの情報を得ていたが、関係機関での調査・視察によりこれらの情報が裏づけられた。もちろん刑事司法制度面においても課題を有していないわけではないが、他諸国が直面している課題とは次元が違うとの感がある。本研修をコスタリカで実施することは、ILANUD が所在するという地理的な理由だけでなく、刑事司法制度改革について関係機関の訪問・視察等により、より経験的に理解できるという意味からも意義があると判断された。
- ・コスタリカにおいては、調査団の訪問に先立ち、ローカル・コンサルタント（ホンジュラス在住の邦人及びコスタリカ人弁護士）により、周辺国の刑事司法制度改革の現状についての情報整理と、今回、調査・準備の対象となった第三国研修の内容に関する調整が行われた。両者の業務は調査団の限られた現地滞在を最大限に生かすうえで、極めて重要であったといえる。特に邦人コンサルタント・勝又氏は、今回の事前評価調査が有していた以下のような問題を克服するのに非常に大きな助けとなった。すなわち、①平成15年度のILANUDの第三国研修実施後にJICAのコスタリカ駐在員が交代し、また2003年まで同第三国研修を担当していたナショナルスタッフが退職したことから、ILANUDの第三国研修の実績についての情報が必ずしも整理できていなかった、②UNAFEI側の事情により調査団の派遣を8月中に実施せざるを得ず、ILANUD側との事前の意見交換等が必ずしも十分でなかった、などの点である。勝又氏は調査団の現地入りまでに、JICA本部が作成したR/D案の内容についての検討、コスタリカ駐在員事務所の意見の反映、ILANUDとの事前調整などをこなしただけのほか、署名前のミニッツの作成・修正を支援し、限られたコスタリカでの滞在期間中でのミニッツ署名を実現することができた。
- ・コスタリカでの日程は、UNAFEIから参加の2団員が、古田佑紀・最高検察庁次長検事の日程に同行する形となった。古田次長検事は、コスタリカ国最高裁判所の招きにより、同最高裁判所、国会、ILANUD、インターアメリカン大学、在コスタリカ日本大使館共催による「コスタリカ・日本刑事司法制度比較セミナー」に参加するため、同国を訪問したものであるが、日本の最高検察庁のNo.2である古田次長検事の訪問が与えたインパクトは大きく、同次長と同行することで、本調査団もコスタリカの司法関係機関において高位にある方々と面会し、直接その意見をお聴きすることができた。同次長の訪問と本調査団とが、先方には混同されていた面もないわけではないが、逆にILANUDの第三国研修に対する我が国の協力をアピールすることができたのではないかと考える。特に今回の研修は、そのテーマの特徴から、コスタリカの司法関係機関の協力が今まで以上に重視されることが予想され、これを依頼するという点からも有意義であった。



#### 1-4-4 コスタリカ側との協議とミニッツの署名

技術協力プロジェクト（第三国研修）「ラテンアメリカにおける刑事司法制度の改善」の実施について、実施機関である国連ラテンアメリカ犯罪防止研修所（ILANUD）と協議を行った結果、以下の概要による R/D（案）を作成し、これを添付したミニッツに署名した。（付属資料 2. 参照）。

##### （1）コース名

（和）ラテンアメリカにおける刑事司法制度の改善

（英）International Training Course on the Criminal Justice System Reforms in Latin America

##### （2）研修割当国

アルゼンチン、ボリビア、ドミニカ共和国、エクアドル、エルサルバドル、グアテマラ、ホンジュラス、ニカラグア、ベネズエラの 9 か国と実施国のコスタリカ

##### （3）人 数

毎年、各国から裁判官、検察官、弁護士各 1 名、計 3 名／回

9 か国から計 27 名と実施国のコスタリカから 3 名、計 30 名／回

##### （4）実施期間

2005 年度から 2007 年度までの 3 年間、毎年 7、8 月ごろ、10 日間実施。

##### （5）研修コース以外の活動

研修効果発現の促進のために、研修コース以外の事業についても今後、関係機関で協議を行ったうえで実施していくこととした。

##### （6）協議の概要

1) 研修コース以外の活動については、日本側より、研修コースの実施後、コースに参加した日本人講師が ILANUD 側の専門家と引き続き研修割当国を訪問し、現地セミナーの実施や当該国政府関係者との意見交換を行うという提案を行い、ILANUD 側も基本的にこれに同意した。また ILANUD 側は、従来から第三国研修における日本人講師の講義をスペイン語訳して出版するなど、研修成果の普及を図ってきていることから、これもコースの補足的活動として位置づけ、必要があれば双方から予算措置を講ずることとした。

2) ILANUD 側より、過去に日本側から供与された機材の老朽化が著しいとして、研修の実施のために必要な視聴覚機材等（概算 1 万ドル）の供与の要請があり、調査団はこの要請をミニッツに残し、持ち帰り検討することとした。

3) 2003 年まで実施されていた ILANUD の第三国研修においては、割当国政府からコスタリカ政府への外交ルートによる要請書の提出、外交ルートによる受入回答が必ずしも実施されないことがあったことが判明した。この点について、外交ルートによる要請・回答を確実に実施するよう ILANUD 側に確認すると同時に、外務省の担当部局である国際協力局を訪問して外交ルートによる手続きの促進を依頼し、了解を得た。

4) ミニッツに添付した R/D（案）中には、ILANUD 側から JICA への詳細な研修実施報告書、証

憑書類を伴った支出報告などの提出や、研修員の選考過程に JICA 事務所が参加することなどを明記し、今まで以上に JICA による研修実施状況と効果の把握に努めることとした。

## 第2章 R/Dの署名

事前評価調査団の帰国後、日本側で事前評価調査票、プロジェクト・デザイン・マトリックス (PDM) の作成を、コスタリカ側で研修日程 (案) の作成を行い、協力目的・内容等について整理を行ったうえで最終的に R/D を作成し、2005 年 2 月 22 日、サンホセにて、コスタリカ外務省、法務省、日本大使館、研修参加国大使館関係者らの参列を得て、JICA コスタリカ駐在員事務所長、ILANUD 所長、コスタリカ外務省国際協力局長の間で R/D が署名された (R/D は付属資料 4. 参照)。

なお、先方の要請内容、同要請に対する対処方針及び先方との協議結果については付属資料 6. を参照。

## 第3章 ラテンアメリカにおける刑事司法制度改革の現状

### 3-1 ラテンアメリカにおける糾問主義的訴訟構造から当事者主義的訴訟構造への移行<sup>1</sup>

#### 3-1-1 はじめに

ラテンアメリカ諸国においては、これまで伝統的に、大陸法的な糾問主義的な刑事司法制度が採用されてきたが<sup>2</sup>、ここ15年ないし20年ほどの間に、数多くの国々において、当事者主義的な制度へ移行する改革が進められている<sup>3</sup>。かような改革がいつから始まったかについては、評価の分かれる面もあるが、アルゼンチンの連邦司法制度では1991年に、グアテマラでは1994年に、エルサルバドルでは1998年に、ベネズエラでは1999年に、チリ<sup>4</sup>及びパラグアイでは2000年に、ボリビア、エクアドル、ニカラグアでは2001年に、ホンジュラスでは2002年に始まったとされる。またコスタリカでは、1973年、1998年という2度の改革を経ている。

#### 3-1-2 糾問主義的訴訟構造モデルにおける刑事訴訟手続き

##### (1) 概要

そもそも、ラテンアメリカ諸国の法制度は、スペインによる植民地時代から引き続き、大陸法系のいわゆるシビル・ロー・システムに基礎を置いている。その伝統的な概念は、裁判所は、法の創造を行うのではなく、法を解釈しこれを適用するということ、捜査、起訴及び公判の権限が1人の裁判官に集中しており、その1人の裁判官により真実を探求することが刑事訴訟手続きの重要な目的のひとつとされていること、書面主義的であることなどといえよう。

なお、ラテンアメリカ諸国における糾問主義的訴訟構造は、いわゆるヨーロッパ大陸法系の糾問主義的訴訟構造とは、相当に異なっていたことに注意する必要がある。すなわち、ラテンアメリカ諸国は、母法として、ローマ法、フランス法、スペイン法、ポルトガル法、ドイツ法等を継受しており、極めて伝統的な糾問主義的訴訟構造を採用していた。上記ヨーロッパ諸国では、19世紀における自由主義的改革や、第2次世界大戦後の人権尊重思想の高まり等により、伝統的な糾問主義的訴訟構造が再構成され、各国で様々な変化があった。にもかかわらず、この間、ラテンアメリカ諸国では、糾問主義的訴訟構造の核となる部分を変えるような大規模な改革は行われず、結局、その訴訟構造は、ヨーロッパ大陸における糾問主義とは相当に異なるものになっていた。

ラテンアメリカ諸国における糾問主義的訴訟構造は、各国ともかなり共通していることから、それを糾問主義的訴訟構造モデルとし、その特徴として以下の諸点を取り上げることとしたい。

<sup>1</sup> 本項は、特に、Mauricio Duce “Criminal Procedural Reform and The Ministerio Publico: Toward the Construction of a New Criminal Justice System in Latin America”, Christian Riego & Juan Enrique Vargas “Criminal Justice Reform In Latin America: Successes and Difficulties”等を基に記述した。同文献等では、ラテンアメリカ諸国における刑事司法制度改革に共通して見受けられる特徴を論述しており、これを参考に、ここでは、各国個別の状況についての記述は必要最小限にとどめることとし、ラテンアメリカ諸国を通じて行われている刑事司法制度改革について、俯瞰的に記述するよう努めた。

<sup>2</sup> 糾問主義という用語は、論者、文脈等により様々に使われているが、一般には、裁判官の職権により訴訟手続きが開始され、裁判官が犯人と証拠・証人を捜査・尋問し裁判を行う手続きをいうとされている。

<sup>3</sup> 同様に、当事者主義を定義づけることもまた困難であるが、一般には、裁判所以外の第三者が訴えを提起し、対立する当事者同士がそれぞれ自己に有利な法律上・事実上の主張及び証拠を出し合い、これに基づいて中立の第三者である裁判所が裁判を行う手続きをいうとされている。

<sup>4</sup> チリでは、改革は地域ごとに徐々に実施されており、国全体としての実施は2004年になる見込みである。

## (2) 裁判官の権限

ラテンアメリカ諸国における糾問主義的訴訟構造モデルは、捜査官としての役割をも果たす裁判官が中心的な役割を果たすことにより特徴づけられる。糾問主義的な訴訟手続きでは、裁判官は、捜査、公判を通じて、訴追されている対象事実を設定し、それだけでなく、判決により有罪か無罪かを決することをもち担当しており、いわば、真実の探求を一手に引き受けていた。一方で、検察官の役割は、捜査により得られた証拠を、被疑者・被告人に有利不利を問わずすべて、一件記録として裁判所に提出し、公判においても、裁判官のあとに、2、3の補足質問を行うという程度であって、極めて限られたものに過ぎず、弁護人もこれと同様であった。

また、実務的にも、捜査を担当する裁判官（予審判事）と、公判・判決を担当する裁判官とが分離されていないこと、合議体による裁判、陪審制、参審制による裁判は例外的なものであったことも、裁判官への権限集中に拍車をかけていたといえる。

## (3) 手続きの一般的特徴（書面主義、権限の委譲、起訴法定主義等）

次に、書面主義も極めて特徴的である。刑事訴訟手続きのあらゆるプロセスが、証人尋問もまた書面として記録され、時系列順に綴られることにより、いわゆる一件記録（expediente）が構成されていった。ラテンアメリカ諸国における刑事訴訟手続きは、「一件記録になきものは、この世になし」という格言に象徴されるように、手続きの書面化、一件記録の作成が重視されており、その主要な目的は、一件記録を作成することにあるといっても過言ではないほどであった。

裁判官の権限の委譲も特徴的であるが、これは、書面主義と密接に関連していた。すなわち、裁判官の権限が、書記官等のより下位の者に委譲される形で、書記官等が裁判官に代わり証人尋問、被告人質問等を実施するという運用が幅広く行われていたが、これは、書面主義であるがゆえに、書記官等が行った尋問結果がすべて調書として記録化されることから、裁判官は、のちに、これを読んで判決を下せばよい、ということにつながった。

また、正式には、裁判官や検察官に対し、不起訴裁量を認める制度をとる国が少なく、訴追権限を有する機関は、犯罪が成立し、かつ、これを立証するに足る証拠がある場合には、起訴しなければならないことになっていた。しかし実務上は、上記制度の背後において、事実上、不起訴裁量が認められていると同様の措置がとられており、そこに透明性や監督がないことが問題となっていた。

過度な、かつ無差別的な公判前勾留（単に、被疑者・被告人の出頭確保という目的だけでなく、被疑者の自白獲得のためや、無罪推定の原則が守られておらず、懲役刑判決をいわば先取りするような意味での利用がされていた）が批判されており、全収容者に占める割合が、未決勾留者の方が既決者よりも高いということもまた一般的であった。

## (4) 刑事訴訟手続きの流れ

刑事訴訟手続きについては、予審段階と公判段階に分けて考えるのが一般的である。

上記のとおり、ラテンアメリカ諸国の糾問主義的訴訟構造モデルでは、裁判官（予審判事）が捜査権限を有し、捜査により被疑者・被告人の訴追を支える証拠を蓄積していく。捜査は、裁判官が職権で始めることもあれば、警察や裁判所に対する被害者等からの告発により始まることもある。

捜査権限を有するのは裁判官（予審判事）であるが、その指揮を受けて、具体的捜査を行うのは警察である。警察は、捜査を行うごとにその結果を報告書にまとめ、これを一件記録に綴っていく。予審段階において、裁判官（予審判事）が、予備起訴決定（Auto de Procesamiento, Preliminary Indictment）をなすと、この効果として、被疑者に対し有罪推定が働き、公判前勾留がなされ、捜査の利益の下に様々な権利が制限されることになった。

他方、検察官の権限は限定的であり、具体的には、裁判官（予審判事）に対し、被疑者が有罪であることを支える証拠を収集するように求めるだけであって、この点の決定をなすのは裁判官であった。

捜査が終わると、裁判官（予審判事）又は検察官において、被疑者を釈放するか、正式な起訴を行うかなどにつき決定を行い、正式起訴決定のあったものについては、公判段階に進むことになる。

多くの国々において、公判でも口頭審理はあまり行われず、むしろ、証人尋問等は書面に記録され、これが一件記録に綴られることから、裁判官はこれを読んで判決を出すというのが一般的であった（裁判官は、公判審理が始まる数日ないしは数週間前には一件記録を読むことができる）。また、口頭審理が行われたとしても、それは、裁判所の前で、当事者が証拠を出し合い議論を戦わせあうという当事者主義的な公判審理ではなく、むしろ、捜査によって得られた証拠を単に裁判所の面前に提出するというものに過ぎなかった。そして裁判官は、証人、専門家証人、被告人等に対し、自ら積極的に尋問を行い、反対尋問はほとんど行われず、検察官、弁護人等の関与は小さなものであった。

#### （５） 糾問主義的な文化

上記のとおり、ラテンアメリカ諸国においては、長年にわたり、伝統的な糾問主義的訴訟構造がとられていたが、これにより、糾問主義的な文化が根づいていることが指摘されている。

### 3-1-3 刑事司法制度改革の背景、目的

刑事司法制度改革の背景、目的は、以下に述べる様々な要因が複雑に絡まりあって、刑事司法制度改革、すなわち、糾問主義的訴訟構造から当事者主義的訴訟構造への移行がなされたものと考えられている。

改革のモチベーションとしては、国内部からのものと、国外部からのドナーによるものに分けられる。前者は、刑事司法制度改革は、民主化プロセス、人権保障改革、国家的社会経済発展政策といったより高位の改革の一環として行われたものと位置づけられるほか、司法制度に対する信頼性の低さ及び糾問主義的訴訟構造の欠点を解消するためという刑事司法制度に対する批判もまた、モチベーションとなっている。他方、後者は、ガバナンスの強化、これに基づく経済発展の支援という目的から支援が行われており、国別では、アメリカ、ドイツ、カナダ、スペイン、スウェーデン、日本等、国際機関としては、欧州連合、米州開発銀行、世界銀行、国際連合等による支援があげられる。

民主化プロセスのひとつという位置づけについて、ラテンアメリカ諸国の多くは、長期間にわたる内戦や軍事独裁政権を経験しており、その終結後は、法の支配、民主主義の強化が行われてきた。そのためには、国家機関の再構築、司法制度の安定が不可欠であり、刑事司法制度改革は、その一環と位置づけられる。

次に、上記のとおりラテンアメリカ諸国においては、独裁政権による統治下において人権侵害が

激しく、民主化プロセスにおいては、この点の解決が急務であり、過去の人権侵害事例を捜査・起訴し、これを処罰するには、刑事司法制度を整備することが最も中心的な課題のひとつであった。また、ラテンアメリカ諸国が、人権に関する国際的な条約に加入する動き、例えば、アメリカ人権条約 (The American Convention on Human Rights) に署名し、米州人権裁判所 (Inter-American Court on Human Rights) に各国の個別の人権侵害事件について管轄権を与えたことなどとも関連しており、これにより、各国ともに、国際的な人権基準の遵守が更に求められるようになっている。

加えて、社会・経済の発展・促進、国家としての近代化のためには、そのインフラストラクチャー、前提条件として、司法制度改革、例えば、確実性、透明性が期待できる司法を確立することが重要であり、今般の司法制度改革の流れは、この文脈からも理解することができる。

さらに、この刑事司法制度改革が、司法制度に対する信頼性の低さに起因することはいうまでもない。他の先進諸国では、司法制度を信頼していると答えている者の比率が 50 ないし 60% 以上であるにもかかわらず、ラテンアメリカ諸国では、総じて 30% 以下にとどまっているとの調査結果もあるほどである。また、糾問主義的制度は、極めて官僚的かつ非効率的な手続きや、汚職の温床となっていることなどについて批判を受けてきた。加えて、犯罪率が増加している国が多く、刑事司法制度のキャパシティが十分ではないとの認識があるため、犯罪抑止に効果的な刑事司法制度の確立という文脈から刑事司法制度改革がとらえられている。

### 3-1-4 当事者主義的訴訟構造モデルにおける刑事訴訟手続き

#### (1) 裁判官に集中していた権限の分掌

国別概要は別項に譲ることとし、ここでは、ラテンアメリカ諸国における当事者主義的訴訟構造モデルにおける刑事訴訟手続きを概観する<sup>5</sup>。

やはり、当事者主義への移行による最も中心的な特徴は、捜査、訴追、公判の権限すべてを有していた裁判官から、捜査の権限を奪い、これを検察官が担当することとしたことであろう。これにより、検察官が捜査に責任をもち、警察官に対する指揮権を有するようになった。裁判官は、捜査段階においては治安判事 (Judge of Guarantee, Judge of Peace) として、捜査の監督、公判前勾留の決定、令状発付等のみを担当することとなり、公判は、捜査とは異なる裁判官か、たとえ同じであったとしても複数の裁判官による合議体が担当することとなった。

#### (2) 導入された新制度の特徴 (口頭主義の導入、起訴便宜主義の導入)

口頭主義の導入は、ラテンアメリカ諸国における糾問主義的訴訟構造のバックボーンとなっている書面主義を廃すという意味で、極めて象徴的な意義を有する。口頭審理とは、以前のようには、裁判所が捜査において得られた証拠書類が含まれた一件記録を精査し、判決に至るというのではなく、当事者双方が審理に出席し、口頭により議論や証拠を戦わせ、そのあとに裁判所が判決に至るというものである。判決を含め、重要な決定は、裁判所が一件記録を読んだだけで行うのではなく、口頭審理を経て行われるのである。もちろん、口頭主義は、書面という要素や一件記録が完全になくなることを意味するわけではない。

また、起訴法定主義が基本にあるものの、一部に起訴便宜主義が導入されたため、裁判官又は検察官は、犯罪軽微、被告人の関与小の場合等には、起訴しないという決定を出せることが

<sup>5</sup> 前述のとおり、以下に記載した部分は、あくまで、当事者主義的訴訟構造モデルについて、理念として見られる特徴を記したに過ぎず、特定の1か国を念頭に置いたものではないことに留意願いたい。

正式に認められた。これにより、公判にまで進む事件を減らし、事件処理の効率性を高めることができるうえ、不起訴処分決定に対する透明性を確保し、汚職の防止に資する効果が期待できる。

### (3) 刑事訴訟手続きの流れ

改革後の刑事訴訟手続きについては、捜査段階、予備手続き段階、公判段階に分けて考えるのが分かりやすい。

捜査段階について、その開始方法等は改革前と類似しているが、それまで裁判官（予審判事）が有していた捜査権が、基本的に、検察官に委譲され、検察官が捜査に責任をもち、警察捜査に対する指揮権を得ている。

そして、捜査段階では、裁判官の審理を経たうえでなされる、検察官による予備起訴（preliminary charge）が義務づけられていることが多い。予備起訴の目的は、被疑者に対し、捜査の対象となっていること、その理由等を知らせることであるが、旧制度における予備基礎決定とは異なり、予備起訴により自動的に被疑者の権利が制限されるわけではなく、公判前勾留のためには、その旨の裁判官の決定が必要である。

捜査が終結すると、検察官は、被疑者を起訴するか釈放するかを検討し、起訴した場合には、第2段階である予備手続き段階が始まることになる。この段階の目的は、公判事件につきその準備を行うことであり、具体的活動としては、両当事者が出席し、1人の裁判官により主宰される審理が開かれ、当事者は、その主張を説明し、公判提出証拠をあらかじめ決めることである。多くの国々では、裁判官は、起訴に十分な捜査がなされておらず、証拠が揃っていないと判断したときは、起訴を認めずに事件を不処分とする権限を有しているが、起訴を認めた場合には、争点を設定し、証拠を決める役割を果たす<sup>6</sup>。

公判は、口頭審理によって行われ、裁判官が検察官、弁護人からの主張を聞き、当事者双方が、証人尋問等を行うなど、証拠を出し合い、判決を出すという当事者主義的な手続きとなっている。証人尋問においては、当事者双方がまず、主尋問、反対尋問を行い、そのあと、裁判官が補充的に尋問を行うのが当事者主義的であるが、実務において完全に実現しているわけではない。

#### 3-1-5 改革後の刑事訴訟制度における主要な問題点<sup>7</sup>

ラテンアメリカ諸国において、改革後の刑事訴訟制度における主要な問題点として見受けられるところを、概括的に述べることにしたい。

まずは、改革により、糾問主義的手続きから当事者主義的手続きに移行し、裁判官の捜査権限が検察官に移され、それに伴い、裁判官、検察官、弁護人、警察官の役割、各当事者間の関係が大きく変容したのに、各当事者ともに、従来有していた権限、仕事のやり方をそのまま繰り返してしまい、新たに果たすべき役割に対応できていないことである。

<sup>6</sup> 旧制度においては、捜査により得られた証拠は一件記録に綴られ、これを用いて判決がなされていたが、当事者主義的制度においては、弁護人に証拠能力を争う機会を与え、そのうえで、裁判所が証拠としての許否を判断する。検察官とはいえ一当事者である以上、当然のことであろう。

<sup>7</sup> 本項は、Christian Riego & Juan Enrique Vargas “Criminal Justice Reform In Latin America: Successes and Difficulties” 13頁以下による。同文献は、アルゼンチン・コルドバ州、コスタリカ、チリ、エクアドル、エルサルバドル、グアテマラ、パラグアイを調査対象としている。



とりわけ、検察庁は、その権限が飛躍的に拡大したのに、各国ともに、それに対応するだけの人員、能力、キャパシティを有していないという点に問題がある。他方、当事者主義的訴訟構造となり、論理的には、検察官と対等の立場に立つべき弁護人についても、検察官が請求する証拠に対しこれを争うだけの十分な能力がなく、事件数に比して、人員が足りないために、1件ずつに時間をかけられないなどという問題を有している。

また、口頭審理導入による手続きの非効率性、裁判の遅れ等が、問題点として明らかになっている<sup>8</sup>。口頭審理を担当する裁判官の数を増やす、公判前代替措置等を利用し、公判に進む事件数を減らすなどの工夫も図られているが、さほど芳しい結果は得られていない国も多いようである。この原因としては、口頭審理が導入されたにもかかわらず、いまだにケースマネジメントのシステムが書面審理を前提としたものであること、そのシステムが過度に形式主義的であるため、非効率的になっていること、裁判官ごとに、口頭審理を開くかどうか、その進め方等にばらつきがあることなどが指摘されている。例えば、口頭審理がいつ開かれるかを管理する期日表等がないため、これを外部の人間が正確に知ることは極めて困難であるうえ、開廷時刻の正確性はもとより、開廷されるかどうかさえ担保されていないこと、これにより、当事者は開廷時刻等を守らないという悪循環が生じるなどという問題も散見されるようである。

結局のところ、各国ともに、様々な角度から積極的に改革を進めており、これにより、刑事司法制度のみならず、司法全般に対し、多大な影響、革新をもたらしたものと見えるが、その半面、具体的な実施にあたっては、意図された変化は部分的にしか実現されていないといわざるを得ない面がある。

## 3-2 国別概要

### 3-2-1 アルゼンチン共和国

#### (1) 一般事情

アルゼンチンは、約278万2,000km<sup>2</sup>（日本の約7.4倍）というラテンアメリカ諸国で2番目に広い国土を有している。また、人口は、3,626万人（2001年）であるが、大半は、スペイン、イタリア等ヨーロッパ系の移民の子孫であり、先住民や他の地域からの移住者はごくわずかである。

1816年にスペインの統治から独立したのち、ブエノスアイレス州を中心とする中央集権派と地方州から成る連邦派との対立が続いたが、1853年の憲法制定、1880年のブエノスアイレス市への連邦首都設置により、現在の国家体制が確立した。19世紀後半から20世紀にかけては、ヨーロッパから大量の資本と移民が流入し、農牧産業を中心に急速な発展を遂げ、世界でも有数の裕福な国家となったこともあった。

最近は、1990年代後半のアジア経済危機をきっかけに、輸出の減少、公的債務の増大、失業率の増加などの問題が深刻化し、2002年には為替の自由化からの経済危機より、アルゼンチンの社会は深刻な打撃を受けており、国民の40%が貧困層にあるといわれている。また、1人当たり国民総所得（GNI）は、2001年の6,940ドルから2002年の4,060ドル（世界銀行）に大きく下落し、ブエノスアイレス首都圏を中心にスラムが拡大するなど、経済危機の影響は根深いものがあり、一般犯罪の増加と治安の悪化は深刻な社会問題となってきている。例えば、

<sup>8</sup> もっとも、後述のとおり、例えばエルサルバドル共和国では、捜査段階、中間手続き段階、公判段階ごとの期間制限、公判前勾留期間制限を設けたことなどにより、裁判の遅れの解消が図られている。

窃盗、強盗などの犯罪が増えているのに加え、最近では身代金目的の誘拐が頻発し、調査団の滞在中もマスコミで大きく取り上げられていた。

一般事情	
1. 面積	2,782 千 km <sup>2</sup> (我が国の約 7.5 倍)
2. 人口	3,626 万人 (01 年国勢調査)
3. 首都	ブエノスアイレス (Buenos Aires)
4. 人種	欧州系 (スペイン、イタリア) 97%、インディヘナ系 3%
5. 言語	スペイン語
6. 宗教	カトリック
7. 略史	<p>1816 年 独立</p> <p>1946 年 ペロン政権の成立</p> <p>1973 年 軍部介入など変遷のあと、再度ペロン大統領が就任</p> <p>1976 年 クーデターにより軍事政権成立</p> <p>1982 年 4～6 月 フォークランド (マルビーナス) 諸島紛争</p> <p>1983 年 12 月 アルフォンシン大統領就任 (民政移管)</p> <p>1989 年 7 月 メネム大統領就任</p> <p>1995 年 7 月 メネム大統領再度就任</p> <p>1999 年 12 月 デ・ラ・ルア大統領就任</p> <p>2002 年 1 月 ドゥアルデ大統領就任</p> <p>2003 年 5 月 キルチネル大統領就任</p>
政治体制・内政	
1. 政体	立憲共和制
2. 元首	大統領 (ネストル・キルチネル)
3. 議会	二院制 (上院 72 議席、下院 257 議席)
4. 政府	<p>(1) 首相名 アルベルト・フェルナンデス</p> <p>(2) 外相名 ラファエル・ビエルサ</p>
5. 内政	<p>1983 年のアルフォンシン政権 (急進党) 成立により軍政から民政へ移管。しかし、同政権は経済運営に失敗、社会的混乱を招く。89 年より 2 期、99 年までにわたるメネム政権 (ペロン党) では、自由開放経済政策を推進。特に、91 年 4 月の兌換法導入によりハイパーインフレは収束。しかしメネム政権末期の放漫財政により、財政赤字、対外借入れが急増。99 年 12 月に発足したデラルア政権 (急速) は、2001 年 11 月の経済・金融危機に端を発した社会騒擾により任期半ばで辞任 (同年 12 月)。このあと、ロドリゲス・サア、ドゥアルデ暫定政権を経て、03 年 4 月、繰り上げ実施された大統領選挙の結果、同年 5 月、キルチネル政権 (ペロン党) が発足。失業、貧困問題に取り組みつつ、IMF との合意に基づく経済再建と 1,884 億ドルもの債務問題解決が重要課題。</p>

外交・国防	
1. 外交基本方針	(原則) 民主主義及び社会正義の下で、政治的に安定かつ繁栄し、統合されたラテンアメリカの構築。特にメルコスールの戦略的同盟の強化。米国、EU 等との成熟した関係の形成。 国際機関の場での平和促進活動及びコンセンサスづくり。 国際通商への参入（市場開放、輸出産品の多様化、輸出先の多角化）。 フォークランド（マルビーナス）諸島の領有権の継続的主張。
2. 軍事力	(1) 予算 3,100 百万ペソ（00 年） (2) 兵役 ボランティア制（94 年 12 月に徴兵制度廃止） (3) 兵力 陸軍 41,000 人、海軍 16,000 人、空軍 13,000 人（01 年）
経済（単位 米ドル）	
1. 主要産業	農牧業（食肉、小麦、穀物、羊毛、皮革） 工業（自動車、機械）
2. GNI	1,514 億ドル（02 年、世界銀行）
3. 一人当たり GNI	4,060 ドル（02 年、世界銀行）
4. 経済成長率	8.1%（97 年）、3.9%（98 年）、-3.4%（99 年）、-0.5%（00 年） -3.7%（01 年）、-10.9%（02 年）、8.7%（03 年） （アルゼンチン経済省）
5. 物価上昇率	25.9%（02 年）、13.5%（03 年）（アルゼンチン国家統計局）
6. 失業率	17.8%（02 年）、14.5%（03 年 10 月）（アルゼンチン国家統計局）
7. 総貿易額	（03 年推定、アルゼンチン国家統計局） (1) 輸出 294 億ドル (2) 輸入 138 億ドル
8. 主要貿易品目	(1) 輸出 農畜産物加工品、穀物、燃料、エネルギー (2) 輸入 機械、化学製品、輸送機器、プラスチック・ゴム
9. 主要貿易相手国（02 年）	(1) 輸出 ブラジル、チリ、米国、スペイン (2) 輸入 ブラジル、米国、ドイツ、スペイン
10. 通貨	ペソ
11. 為替レート	1 米ドル ≒ 2.9 ペソ（変動相場制、04 年 1 月現在）
12. 公的債務	1,884 億ドル（03 年）

13. 経済概要	メネム政権時代（1989－99）には、兌換制（1ドル＝1ペソの固定相場、通貨供給量を外貨準備高に応じて制限）の下で、自由開放経済政策、民営化・規制緩和政策を促進。この結果、投資の増加が著しく、メキシコ金融危機の影響を受けた95年を除き、90年代には高い経済成長率。しかし、99年1月のブラジル金融危機の影響もあり、次第に景気が低迷し、デラルア政権時代の2001年後半には金融不安が金融危機や全般的な経済危機に転化し、預金引出制限措置を契機とする社会的騒擾のなかでデラルア政権が途中退陣。これを受けて、続く政権は対外債務のモラトリアム、兌換制の放棄（自由変動相場制への移行）を行い、IMFとの交渉を行ったが難航し、2003年1月によりやく暫定合意に達したが、本格的な交渉は次期政権に委ねられた。2003年5月に成立したキルチネル現政権は、同じペロン党であったメネム時代の政策を否定し、社会政策の重視を表明。2003年9月にはIMFとの合意に達したが、債務問題はまだ重くのしかかっている。
<b>経済協力</b>	
1. 我が国の援助実績	(1) 有償資金協力（02年度まで、ENベース）118.31億円 (2) 無償資金協力（02年度まで、ENベース）57.14億円 (3) 技術協力実績（02年度まで、JICAベース）394.43億円
2. 主要援助国（02年）	(1) 独（13.1百万ドル）(2) 日本（12.9百万ドル）(3) 仏（11.7百万ドル）

（外務省ホームページより）

## （2）刑事司法制度改革の概要及び現状

- 1) まず、アルゼンチンについては、上記のとおり連邦制国家であり、国の司法権は、連邦の司法制度、州の司法制度が並存していることに注意しなければならない<sup>9</sup>。以下は、基本的に、連邦制度における刑事司法制度について述べることにする。
- 2) 連邦の刑事司法制度は、他のラテンアメリカ諸国と比較して、1991年ないし1994年という早い時期に改革がスタートしている。連邦における刑事司法制度の特徴は、糾問主義的訴訟構造と当事者主義的訴訟構造とがミックスされたものであるという点にあるとされる。
- 3) 司法省刑事政策庁との面談結果等によれば、この直接のきっかけは、母法であるスペイン法ないしヨーロッパ大陸法に基づいていた刑事訴訟制度と、アメリカ合衆国憲法等のアメリカ法を範とする憲法との矛盾をなくすよう検討が進められ、1994年に、憲法、刑事訴訟法等の改正による刑事司法制度改革に至った模様である。改革前においては、捜査段階、公判段階を通じ、ほとんどの手続きが書面によりなされる、書面主義による糾問主義的訴訟構造であった。このような書面主義、糾問主義的訴訟構造は、上記のとおり憲法との矛盾のほか、①指導判事（Instruction Judge）が捜査指揮を担当していたため、捜査に介入し過ぎる傾向があり、極端な例も散見された（汚職、縁故主義等の存在を暗に示唆するものと思われる）、②書面審理が重視されていたため、口頭審理が行われず、裁判官がその面前に被告人を見ることなく、判決に至るという事案もあった、③口頭審理が開かれる必要がなかったことから、事件記録が漫然と積み重ねられていき、裁判の長期化を招いた、④ひいては、未決勾留の期間が長期化してしまっていたなどの問題点が指摘されていた。かかる諸点は、上

<sup>9</sup> 世界銀行のある調査によれば、一般的には、連邦の司法制度と各州の司法制度は似通っているとの指摘もある。

記のとおり、ラテンアメリカ諸国の糾問主義的訴訟構造モデルにおいて、典型的に見られる問題点である。

4) 刑事司法制度改革のポイントは、次のとおりである。

- ① まず、捜査段階 (Preliminary Investigation) では、捜査書類、供述調書等の作成を主とする、書面主義のままではあるものの、捜査を指揮する権限を、指導判事ではなく、検察官が行う余地をつくり出したことである。具体的には、現行犯事件、被疑者不明の事件は、指導判事ではなく検察官が捜査を指揮する、これら以外の事件、すなわちほとんどの事件では、指導判事が捜査を指揮するのが原則であるものの、指導判事が検察官に捜査指揮を委任することが可能である。この意味で、指導判事と検察官の捜査指揮権が並存することが考えられる。ただし、憲法に関係し得る捜査 (例えば、盗聴、家宅搜索、予防拘禁措置等) については、指導判事が検察官に捜査指揮権を委ねることができず、自らが行わなければならないなどの制度となった。
- ② また、公判段階では、長期3年以上の罪である重罪について、口頭審理を導入したことである。口頭審理は、3人の裁判官の合議制により審理されている。口頭審理手続きについては、口頭審理開始当初に、まず、裁判所の指示により証拠を提出するという、糾問主義的訴訟構造に親和的な手続きが見られる半面、捜査段階に得られた供述録取書は、当事者双方の同意がなければ証拠として採用されないという当事者主義的制限も見られる。

(3) 所感 (我が国の支援のあり方)

- 1) 今般のアルゼンチン刑事司法制度改革は、それまでの、ほぼ書面審理に頼りつつ予審から公判までを同一の裁判官が行う刑事司法手続きから脱却し、捜査段階においては指導判事のみならず検察官が捜査指揮を行う余地をつくり出すとともに、公判段階には口頭審理を導入し、被告人、弁護人を含め、各訴訟当事者が参加する公判期日が開かれるようになるなど、糾問主義的訴訟構造と当事者主義的訴訟構造とのミックス・システムとなった。それにより、刑事訴訟手続きの透明性は飛躍的に高まったものと評することができ、汚職防止にも資するものと考えられる。この点については、国家弁護庁による異論 (裁判官による汚職が検察官による汚職に変化するに過ぎないとする意見) がみられるものの、基本的に、現地司法関係者の評価も高い。
- 2) しかしながら、改革後も、捜査段階においては、指導判事による捜査指揮権限があり、検察官の捜査指揮権限はこれを委任されたに過ぎないものであること、公判段階においても、口頭審理が行われているとはいえ、訴訟の様子を見る限り糾問的な色彩が強いことなど、当事者主義の導入に関しては、調査実施前の予想に比較してあまり進展してないといわざるを得ない現状であった。改革後の制度は糾問主義的訴訟構造と当事者主義的訴訟構造のミックスであるとされているが、公判廷においては裁判官が主体的に訴訟運営を行い、ほとんどの質問を自ら行うなど、検察官、弁護人という当事者が主体となるべき当事者主義的訴訟運営からは程遠いものであった。日本の司法関係者にとっては、刑事訴訟手続き全体としてはいまだ糾問主義に依拠するが、捜査段階に少々当事者主義的制度を取り入れるとともに公判段階に口頭主義を取り入れたものと考えれば理解しやすいのではないと思われる。
- 3) 改革後の問題点としては、現地司法関係者から様々な指摘があるが、本研修との関係では、訴訟当事者、すなわち指導判事を含む裁判官、検察官、弁護人、警察官等の役割が、糾問主

義的訴訟構造から当事者主義的訴訟構造への変化に伴い大幅に変化したにもかかわらずその理解が不十分であること、これに関連して、各当事者間の関係、連携、とりわけ裁判官（指導判事）と警察官との関係、検察官と警察官との関係等についての理解を深める必要があること、当事者主義の進展に伴い、経済的弱者に対する公的弁護制度を整える必要があるがそれが不十分であること等が重要と思われる。

- 4) そのうち、各当事者の役割、関係の変化に関する理解の不十分さについては、新制度構築後の実施に係る問題点であるから、その理解を促す研修を行うのが最も適切な対処方法である。訪問した各司法関係機関とも、この点について教育、研修等が不足しているという認識を有しており、この分野の協力を歓迎するとの意見が多い。また、伝統的なヨーロッパ法や米国の司法制度、法律については情報がある一方で、あまり情報のない我が国の刑事司法制度に対する関心も高く、訪問した関連機関からは、我が国の刑事司法制度改革、例えば、導入が決定されたばかりの裁判員制度の概要に対するものなど数多くの質問がなされたほか、我が国の治安の良さ、司法関係機関への信頼感の高さが注目を集めていた。加えて、終戦後、それまで糾問主義的訴訟構造にあった刑事司法制度に、新憲法、刑事訴訟法改正等によって当事者主義的訴訟構造を導入したという我が国の経験を踏まえた講義等を本研修において実施できれば、アルゼンチンの現状にとって極めて有益であると考えられる。アルゼンチンを「コスタリカ第三国研修」の割当国の1つとする必要性、妥当性は高いと判断された。
- 5) 今後注目される動きとしては、陪審制導入、当事者主義の強化等がある。いずれも連邦議会に議案が提出されている模様である。陪審制については1853年憲法にも規定があり、1994年憲法にも規定されているうえ、コルドバ州では既に実施されていることにかんがみると、実現に向けた下地は整っているといえる。これが実現された場合には、特に公判段階における訴訟手続きは、より当事者主義的に変容する可能性がある。当事者主義の強化については、司法省、国家検察庁は進めようとしているが、権限を奪われることになる裁判所、権限に大きな不均衡を生じることになる国家弁護庁の根強い抵抗も考えられるところであり、その帰すうは予測し難い<sup>10</sup>。

### 3-2-2 エルサルバドル共和国

#### (1) 一般事情

エルサルバドル (Republic of El Salvador) は、北から東にかけてをホンジュラスに、北から西にかけてをグアテマラと接しており、中米では唯一カリブ海への出口をもたない国である。面積約2万1,000 km<sup>2</sup> (四国よりもひと回り大きい) で、ベリーズよりも小さく、中米の国々のなかでは一番の小国ということになるが、人口は約664万人 (2003年) と、人口密度は300人/km<sup>2</sup>を超えて際立って高く、また200万人を超える人々が米国に移住していると推計される。人種的には先住民と白人、及びその混血の人々から成り立っている。気候的には雨期と乾期のはっきりした熱帯に属するが、農業開発等により、他の中米諸国で見られるような熱帯の原生林はほとんど存在していない。我が国と同じく多くの火山を擁する火山国・地震国でもある。

1821年にスペインから独立したのち、23年にはグアテマラ、ホンジュラス、ニカラグア、コスタリカと中米連合を結成するものの、41年には分離独立した。独立後はグアテマラ、ホ

<sup>10</sup> コルドバ州では、1998年に、更に当事者主義的傾向を強める改革が行われている。

ンジュラスとの領土紛争等により政治・経済は安定しなかったが、1860年代の後半からコーヒー栽培が盛んとなり、20世紀初めにかけて、「14家族」と呼ばれる寡頭支配層による政治・経済の独占が形成されていく。1929年の世界恐慌とそれに引き続くコーヒーの国際価格の暴落をきっかけに、エルサルバドルは経済的な混乱に陥り、30年代にかけて、ニカラグアのサンディーノと並んで、中米を代表する左翼指導者とされるファラブンド・マルティらによる労働者運動も起こるが、やがて軍と寡頭支配層により弾圧された。1962年には国民協和党政権が誕生し、エルサルバドルの経済は同党が支援する軍による保守政権下で繊維をはじめとする軽工業を中心に発展を遂げ、中米でも有数の工業国となった。一方で労働者や農民の困窮は厳しさを増していくとともにゲリラ活動による反政府運動が活発化し、80年代にはファラブンド・マルティ民族解放戦線（FMLN）が結成され、内戦が深刻化していく。80年代末からは内戦終結のための努力が重ねられ、92年1月、ようやく和平合意文書が調印され国家再建の努力が続けられてきているが、98年のハリケーン・ミッチ、2001年の大地震等の被害の影響もあり、その道は容易なものではない。まじめで勤勉な国民性はよく知られており、内戦の影響にもかかわらず、1人当たりGNIは2,040ドル（2001年、世界銀行）と中米諸国のなかでは上位に位置しており、コーヒー、砂糖などの農産品、軽工業製品のほか、養殖エビなどの水産物も輸出している。また在米のエルサルバドル人から国内の家族への送金は年間約20億ドルと推計され、同国の貿易赤字を相殺できる規模に達している。近年、マラス（Maras）と呼ばれる青少年のギャンググループによる殺人・強盗などが多発しており、今後の社会・経済発展のために治安の改善は避けて通れない問題となっている。

一般事情	
1. 面積	21,040km <sup>2</sup> （九州の約半分）
2. 人口	664.2万人（2003年経済省統計局）
3. 首都	サンサルバドル
4. 人種	スペイン系白人と原住民の混血84%、原住民5.6%、白人10%、その他0.4%
5. 言語	スペイン語
6. 宗教	伝統的にカトリック
7. 略史	<p>1525年 スペイン人がサンサルバドル市を建設そのあと、グアテマラ総督領に編入</p> <p>1821年 独立宣言</p> <p>1823年 中米諸州連合結成</p> <p>1841年 同連合から分離独立</p> <p>1962年 国民協議党政権成立</p> <p>1979年 クーデターにより革命評議会発足、経済社会改革を推進</p> <p>1992年 政府とゲリラの間で和平合意調印、内戦終結</p> <p>1994年 内戦後初の大統領選挙</p> <p>2001年 1月及び2月に大地震が発生、死者1,259名、被災者1,613名</p>

政治体制・内政	
1. 政体	共和制
2. 元首	エリアス・アントニオ・サカ・ゴンサレス大統領（04年6月－09年5月、任期5年、連続再選禁止）
3. 議会	一院制、議員定数84名、任期3年
4. 政府	(1) 首相名 首相職なし (2) 外相名 フランシスコ・ライネス・リバス
5. 内政	<ul style="list-style-type: none"> <li>1979年7月のニカラグア革命が成立すると同国の左翼ゲリラ活動が一層活発化、10月には腐敗で名高いロメロ政権がクーデターで倒され、革命評議会が成立。農地改革、銀行国有化、経済社会改革を推進。</li> <li>80年10月極左ゲリラ5グループがファラブンド・マルティ民族解放戦線（FMLN）を結成して大同団結。10年以上に及ぶ内戦による戦死者約7.5万人。</li> <li>82年3月の制憲議会選挙以降民主化プロセスは漸進。</li> <li>89年3月、大統領選挙で国民共和同盟（ARENA）が勝利。</li> <li>90年4月、政府とゲリラ間の和平対話再開。</li> <li>92年1月、和平合意調印。</li> <li>92年12月、和平合意第一段階終了記念行事（停戦プロセス終了）。</li> <li>94年4月、大統領選挙で国民共和同盟（ARENA）のカルデロン候補が当選、6月1日就任。</li> <li>国連エルサルバドル監視団（ONUSAL）91年7月－95年4月、和平合意完遂のための国連ミッション（MINUSAL）95年5月－96年4月。</li> <li>96年12月、国連ミッション（ONUV）が終了し、すべての監視団が引き上げる。</li> <li>99年6月、ARENAのフローレス大統領が就任</li> <li>00年3月、国会議員選挙でFMLNが31議席を獲得して、史上初めて第一党に躍進。</li> <li>02年3月、FMLNが内部分裂により議席を減らし、第一党の座を与党ARENAに譲る。</li> <li>03年3月、国会議員選挙にてFMLNが31議席を獲得し、政権党ARENAの27議席を抜いて第一党になった。</li> <li>04年6月、ARENAのサカ大統領が就任</li> </ul>
外交・国防	
1. 外交基本方針	基本政策は中米諸国との連帯強化をめざす中米重点主義、中米統合機構（SICA）を通じた統合の促進に積極的。ラテンアメリカ諸国との協調。米国との関係が深い。台湾と外交関係あり。中国及びキューバと国交なし。
2. 軍事力	(1) 予算 963百万コロン（1.1億米ドル）（2002年） (2) 兵役 志願兵のみ (3) 兵力 24,600人（陸軍22,300人、海軍700人、空軍1,600人）



経済	
1. 主要産業	マキラ（保税、加工）による軽工業（繊維）、農業（コーヒー、砂糖）
2. GDP	14,996 百万ドル（03 年中銀）
3. 1 人当たり GDP	2,258 ドル（03 年中銀）
4. 経済成長率	1.8%（01 年）、2.1%（02 年）、2.0%（03 年）（中銀）
5. 物価上昇率	1.4%（01 年）、2.8%（02 年）、2.5%（03 年）（中銀）
6. 失業率	6.9%（01 年）、6.2%（02 年）、6.9%（03 年）（中銀）
7. 総貿易額	(1) 輸出 3,136 百万ドル（03 年）対前年比 4.8%増 (2) 輸入 5,763 百万ドル（03 年）対前年比 11%増
8. 主要貿易品目	(1) 輸出 繊維製品、コーヒー、砂糖、エビ (2) 輸入 石油、電気機器、自動車
9. 主要貿易相手国	(1) 輸出 米国、中米諸国、ドイツ (2) 輸入 米国、中米諸国、ドイツ
10. 通貨	ドル及びコロン（01 年 1 月よりドル化）
11. 為替レート	1 米ドル=8.75 コロン（01 年 1 月より）で固定
12. 対外債務	3,973 百万ドル（03 年）（中銀）
13. 経済概況	<p>クリスティアーニ政権において進められた経済自由化政策、国家復興計画により、内戦が終了した 92 年以降、建設・サービス業を中心に 4～5%の経済成長率を達成。カルデロン政権（94～99 年）も、クスティアーニ政権の経済政策を踏襲し、95 年まで 6%以上の成長率を達成するが、メキシコ経済の停滞、消費税率の引き上げ、内戦後復興需要の停滞などの要因から景気が後退し、96 年の成長率は 1.8%まで落ち込んだ。98 年には、ハリケーン・ミッチにより、農業セクターが大きな被害を受けた。99 年 6 月に発足したフローレス政権は、基本的に前政権までの経済政策を引き継ぎ、「雇用の創出」を政策の軸に貧困の改善に積極的に取り組む姿勢を見せた。しかしながら、マキラ産業の成長等によりコーヒー産業への依存は年々改善されつつあるが、基本的には不安定な中小企業の繊維縫製加工業への過度の依存というモノカルチャーに近い体質から脱却し得ておらず、新たな産業の育成が急務となっている。年間 21 億ドルにのぼる米国在住労働者からの家族送金が貿易赤字を相殺している状況に変化はなく、家族送金への依存が産業構造改善意識を鈍らせているともいえる。</p>
経済協力	
1. 我が国の援助実績 （単位：億円）	(1) 有償資金協力（02 年度まで、EN ベース）465.02 (2) 無償資金協力（02 年度まで、EN ベース）284.01 (3) 技術協力実績（02 年度まで、JICA 経費実績ベース）97.52
2. 主要援助国	(1) 日本 (2) 米国 (3) スペイン（01 年）

（外務省ホームページより）

## （2）刑事司法制度改革の概要及び現状

- 1) 刑事司法制度改革は、1998 年 4 月から新たに実施された。このポイントは、書面主義、糾問主義的な訴訟手続きから口頭主義的かつ当事者主義的な訴訟手続きに移行したことで

ある。捜査は、国家検察庁に所属する検察官がこれを行い、国家警察はそれを補佐して捜査を行う機関となった。

- 2) 刑事訴訟手続きは、3段階に分けてとらえることができる。すなわち、①捜査段階、②予備手続き段階 (Preliminary Stage, Preparacion del Juicio Oral or Etapa Intermedia)、③公判段階である。
- 3) 捜査段階においては、検察官は、基本的に、捜査、警察に対する捜査指示を担当することになった。検察官は、捜査を遂行するものの、告訴、告発、警察からの報告等により、事件の送致を受けると、治安判事 (Judge of Peace) に対しその決定を求め、捜査 (Preliminary Investigation) を継続して行う、告訴、告発等につき却下する、不起訴とするなどにつき、治安判事の許可を得たうえで、それを行う。したがって、検察官には、手続き進行自体をコントロールする権限は与えられていないことになる。治安判事は、被疑者が拘禁されているか否かにより、3日又は5日以内に初回審問 (Initial Hearing) を開かなければならない。ここには、弁護人も含め、当事者を出頭させ、これまでに得られている証拠を集めて、捜査続行を許可するかどうかなどを判断することになる。
- 4) 予備手続き段階においては、指導判事 (Judge of Instruction) は予備審問を開く。予備審問には、指導判事はもとより、検察官、被告人、弁護人が出廷する (被害者がいる犯罪では、被害者も出席することがある<sup>11</sup>)。予備審問では、指導判事は当事者から出された問題を解決しなければならず<sup>12</sup>、そのうえで、予備審問の結果、証拠が揃っていると判断した場合には、公判段階に進む決定をなすことになる。一方、証拠が揃っていないと判断する場合は、事件を却下することになるが、そのような場合でも、捜査の更なる続行、その捜査方法等を検察官に指示することができる。予備手続き段階は、治安判事による捜査開始決定から6か月以内に終結されなければならない。

また、指導判事は、損害賠償を伴う刑事和解、起訴猶予の許可、民事上成立した和解の認可等により、事件を却下するなど、正式裁判を避けるための代替的措置をとることができる。これにより、公判段階に進む事件数を大幅に減らすことが可能になっている。

- 5) 公判段階に進むと、公開審理、口頭審理に基づく手続きが行われる。公判段階における裁判体の構成としては、①1人制、②3人制、③3人制+陪審員5人という3パターンがあり、当事者は公判期日に出席しなければならない。事件を受理した裁判所は、受理後2日以内に公判期日を指定しなければならないが、公判審理は、その10日後から30日後までに終結しなければならないとされている。

### (3) 所感 (我が国の支援のあり方)

- 1) 1998年刑事司法制度改革は、刑事司法制度の透明性、効率性を高め、司法への信頼を確保し、不処罰の文化をなくすとともに、裁判の遅れ、未決勾留の長期化を解消し、被疑者・被告人の人権を保障することにも資するというものである<sup>13</sup>。なかでも、未決拘禁の長期化

<sup>11</sup> それゆえ、下記のとおり、予審判事は、被害者とともに刑事和解を試みるのではないかとと思われる。

<sup>12</sup> 例えば、条件付きの手続き停止、起訴猶予の許可、民事上成立した和解の認可、公開審理における証拠の採否を行ったり、必要であれば更なる証拠収集等を命じたりできる。

<sup>13</sup> もっとも、エルサルバドルにおいては、マラスと呼ばれる不良少年グループや米国から送還された帰国者による殺人、強盗などの犯罪が多発し、社会経済開発上の大きな課題のひとつとして治安対策があげられており、警察の能力強化や、刑法改正、少年法改正など、様々な取り組みが検討・実施されているが、治安の問題があまりにも深刻・緊急であるため、刑事司法制度改革も、汚職防止や裁判の透明性確保などの文脈からのほか、むしろ治安対策のための諸策のひとつとしてもとらえられているようである。

については、2003年統計では、それまで未決拘禁者の割合が既決拘禁者の割合を上回るといふ深刻な事態にあったにもかかわらず、この割合が逆転し、大幅に改善されるなどの成果が出ている。これは、捜査段階、予備手続き段階、公判段階という各段階の期間が制限されたことが大きく影響している<sup>14</sup>。現地司法関係者からも、人権擁護庁の反対意見<sup>15</sup>はあるが、総じて高い評価が与えられている。また、逮捕段階から無料で公選弁護人が付されるなどの先進的な制度も導入されているなど、刑事司法制度改革は一定の成果をあげていると考えられる。

- 2) しかし、治安判事、指導判事ではなく検察官が捜査を行い、又は警察に対し捜査を指揮することとなったという面では、当事者主義が大幅に導入されたといえるが、捜査段階においては上記のとおり捜査続行に治安判事の許可が必要である点、予審段階ではたとえ捜査により収集された証拠が不十分であると判断されても予審判事が更なる捜査を命じることができる点など、いまだ当事者主義が限定的であることも否定できない。司法研修所等において、今後必要な研修として、①刑事司法改革により役割が大きく変化した裁判官、検察官、捜査官に対する研修、②拘禁代替措置を積極的に活用することを推進するための裁判官に対する研修、③口頭審理の事件管理を円滑に行うための裁判官に対する研修、④証拠法に関する裁判官に対する研修等が指摘されており、現在、エルサルバドル刑事司法が抱えている問題点は、この裏返しであると推察される。
- 3) 不処罰の文化（Impunity）とは、一般には有罪として刑事責任を問えるにもかかわらずあえて処罰しないことを指すと思われるが、現地司法関係者との面談においては、せっかく捜査し公判に持ち込まれた事件が裁判所において犯罪の証明がないとして無罪になってしまうという場合を指している場合が多いように感じられた。これは、不処罰の文化というよりは、証拠法及びその関連判例が整っていないこと<sup>16</sup>、被害者保護、証人保護が十分でないことという公判における問題のほか、捜査能力（特に科学的捜査能力）の不足、捜査機関の事件処理能力不足が主たる原因と思われる。また、改革により刑事司法制度が当事者主義的方向に進展しているのに、捜査機関とりわけ国家警察の捜査能力が取り残されてしまっているのではなからうか。
- 4) このような問題点を抱える一方、関連機関の予算状況は厳しいものがあり、裁判所、検察庁、弁護士のいずれの機関においても、制度改革にあたって必要な人材育成や研修の需要は高い。また、我が国が戦後糾問主義的訴訟構造から当事者主義的訴訟構造に転換した際の経験を生かせるという点では、アルゼンチンに対する研修と同様である。加えて、現在エルサルバドルに対する技術協力の重点課題のひとつとして治安対策があげられており、警察に対する協力が検討されているとのことであり、本研修を同国に対する治安対策の協力のひとつと位置づけ、警察に対する協力等とあわせて実施していくことにより、先方政府に対し我が国の協力をより強くアピールするとともに、相乗効果を与えることも期待できる。エルサルバドルを第三国研修の割当国の1つとする必要性・妥当性は高いと判断された。

<sup>14</sup> 公判審理は法律上30日以内に終結しなければならないにもかかわらず、これはあまり守られておらず、公判段階の遅れが目立つとの指摘がある（司法研修所）。

<sup>15</sup> 人権擁護庁は、改革後においても、立法、制度そのものは優れているが、運用の点で問題が多い司法権の独立、裁判官倫理には問題があるとの意見を述べている。

<sup>16</sup> おそらく、書面主義的、糾問主義的訴訟構造においては一件記録中の書類がそのままほぼ自動的に証拠になっていたことから、証拠法及び関連判例が整っていないものと思われる。そのために、裁判官ごとに判断にばらつきがあるようである。

5) 今後注目される動きとして、不良少年グループ「マラス」などの少年非行対策としての少年司法改革（法定刑の上限引き上げ等）、法定刑引き上げを主たる内容とする刑法改正、証人保護、被害者保護の強化を内容とする刑事訴訟法改正などがある。

### 3-2-3 コスタリカ共和国

#### (1) 一般事情

コスタリカ (Republic of Costa Rica) は、ニカラグアとパナマに挟まれ、太平洋と大西洋に面しており、面積は約5万1,000 km<sup>2</sup>、人口約430万人で、山がちな国土や永世中立国であるという点から、しばしば「中米のスイス」と称されてきた。国民は白人及び白人と先住民との混血が大半を占め、ごくわずかに先住民と黒人の人口がある。また近年は、国境を接するニカラグアからの移民が増加してきている。

エルサルバドル同様、1821年の独立から、中米連合を経たのち、1848年に独立を達成した。他の中南米諸国と比べ鉱物資源に乏しく、総督府のあったグアテマラから遠隔の地であったため、スペイン人からは経済的にあまり重視されていなかったが、独立後に盛んになったコーヒーやバナナの栽培成功によりコスタリカの経済は発展を遂げる。先住民・黒人奴隷ともに少なかったため、白人入植者が自ら労働せざるを得ず、これが中産階級の出現と安定的な民主主義の基盤形成に貢献したといわれる。1948年の内戦を終結させると、翌49年には軍隊を廃止する憲法を制定、1952年以降に行われた大統領選挙はすべて民主的に実施されており、内戦や紛争、軍事政権など政治的に非常に不安定な歴史を経験してきたラテンアメリカ諸国のなかで、最も民主的で安定した政治体制を構築してきた。国境を接するニカラグアの内戦が激化すると、国際政治の波の中で米国の影響を受けたが、のちにノーベル平和賞を受賞するアリアス大統領の指導の下で、中米諸国の内戦の終結と和平の構築に貢献した。もともと農業国であったが、1980年代以降、外国からの投資促進を図り、インテルをはじめとするIT産業の誘致に成功して経済的にも安定している。また生物多様性に富んだ地域でありながら、過度の農業開発のために国土が荒廃し、多くの原生林を失ったことへの反省から、自然の保全と持続的な利用をめざすエコ・ツーリズムの分野では先駆的な試みを行い、成功を収めてきている国としても知られている。

一般事情	
1. 面積	51,100km <sup>2</sup>
2. 人口	430 万人（2004 年国勢調査局）
3. 首都	サンホセ（北緯 10 度 標高 1,200m）
4. 人種	スペイン系及び原住民との混血 95%、アフリカ系 3%、原住民他 2%
5. 言語	スペイン語
6. 宗教	カトリック（国教、ただし信教の自由あり）
7. 略史	<p>1502 年 コロンブスにより発見</p> <p>1821 年 グアテマラ総督府（中米）、スペインより独立</p> <p>1823 年 中米諸州連合結成</p> <p>1848 年 中米諸州連合より分離独立</p> <p>1949 年 現行憲法制定（軍隊の保有を禁止）</p> <p>1987 年 アリアス大統領ノーベル平和賞受賞</p> <p>1990 年 カルデロン大統領就任</p> <p>1994 年 フィゲーレス大統領就任</p> <p>1998 年 ロドリゲス大統領就任</p> <p>2002 年 パチェコ大統領就任</p>
政治体制・内政	
1. 政体	共和制
2. 元首	<p>大統領（任期 4 年、再選禁止）</p> <p>現大統領 アベル・パチェコ・デ・ラ・エスプリエジャ （2002 年 5 月～2006 年 5 月）</p>
3. 議会	一院制（57 名）（任期 4 年、連続再選禁止）
4. 政府	<p>(1) 首相 首相職なし</p> <p>(2) 外相 リカルド・ドバル・ファハ</p>
5. 内政	<p>(1) 1952 年以降実施されたすべての大統領選挙が民主的に行われている中南米で最も安定した民主主義国の 1 つ。伝統的にキリスト教社会連合党（PUSC：現与党）と国民解放党（PLN：現第一野党）との二大政党制が続いてきたが、2002 年大統領選挙では、市民行動党（PAC）等の少数野党が台頭し、政党の構図に変化が生じている。</p> <p>(2) 2002 年 2 月に総選挙が実施され、決選投票を経て同年 5 月パチェコ候補が大統領に就任。与党（PUSC）は国会において絶対多数を有しないため、各種法案の通過のため超党派政策を余儀なくされるなど、困難な政権運営を強いられている。</p>
外交・国防	
1. 外交基本方針	<p>(1) 対米関係重視</p> <p>(2) 伝統的平和善隣、国連・米州機構（OAS）を中心に外交を展開。</p> <p>(3) 中米統合に向けて積極的な取り組み。</p> <p>(4) 台湾と国交を有する。</p>

2. 軍事力 (ミリタリーバランス 2003/04)	(1) 防衛・国内治安予算 (約 89 百万ドル) (2) 兵役 なし (3) 兵力 1948 年憲法により常設軍を禁止。治安維持のための国家警備隊及び地方警備隊あり (約 8,400 人)。	
<b>経済</b>		
1. 主要産業	農牧業 (コーヒー、バナナ、牛肉、花卉、果実)	
2. GDP	12,803 百万ドル (2003 年中銀)	
3. 1 人当たり GDP	3,980 ドル (2003 年中銀)	
4. 経済成長率	5.6% (2003 年中銀)	
5. 物価上昇率	9.87% (2003 年中銀)	
6. 失業率	6.7% (2003 年中銀)	
7. 総貿易額	(1) 輸出 (FOB) 6,093 百万ドル (2003 年中銀) (2) 輸入 (CIF) 7,620 百万ドル (2003 年中銀)	
8. 主要貿易品目	(1) 輸出 コンピューター部品、バナナ、コーヒー、繊維製品 (2) 輸入 原料・中間材、資本財、消費財	
9. 主要貿易相手国	(1) 輸出 米国、EU、中米諸国 (2) 輸入 米国、EU、メキシコ、ベネズエラ、日本	
10. 通貨	コロン (¢)	
11. 為替レート	1 米ドル = 359.8 コロン (02 年中銀)	
12. 経済概況	<p>(1) パチエコ政権は、貧困撲滅と国民の生活水準の向上を最優先課題として掲げ、そのために経済成長、実質賃金引き上げ、雇用創出等を図ることを目的に「経済活性化 4 か年計画」等を策定。2003 年までに貧困層の割合は減少しているが、失業率は上昇傾向にある。</p> <p>(2) 2003 年における GDP は、年間で 5.6% (中銀発表)。また、輸出は INTEL 等製品分野の活況に支えられ、約 20% 増を記録し好調。財政赤字は、緊急財政法の成果があり、前年の対 GDP 比 4.3% から 2.8% 程度に改善された。</p> <p>(3) 財政改革法案の早期国会通過と、04 年 1 月に案文交渉を了した中米・米自由貿易協定 (CAFTA) の国会承認が懸案事項であり、世論は、テレコム分野の開放及び CAFTA 署名の賛成に動いている。</p> <p>(4) 自由貿易協定実績については、これまで米国 (CAFTA)、カナダ、メキシコ、チリ、ドミニカ共和国、CARICOM (カリブ共同体: 14 か国) と締結済みであるが、CAFTA と CARICOM との協定は、署名を終えているも未批准。</p>	
<b>経済協力</b>		
1. 我が国の援助実績 (単位: 億円)	(1) 有償資金協力 (2002 年度まで、EN ベース) (2) 無償資金協力 (2002 年度まで、EN ベース) (3) 技術協力実績 (2002 年度まで、JICA 経費実績ベース)	610.92 25.16 153.25
2. 主要援助国 (2001 年)	(1) オランダ (2) フランス (3) カナダ	

(外務省ホームページより)

## (2) 刑事司法制度改革の概要及び現状

- 1) コスタリカ刑事司法制度の特徴としては、司法部という1つの傘の下に、裁判所、司法評議会 (Judicial Counsel)、国家検察庁 (Public Ministry)、公選弁護庁 (Public Defender)、司法警察 (Judicial Police) という組織が所属していることが指摘できる。また、コスタリカには、陪審制度、参審制度はなく、この導入の検討は特に行われていない模様である。
- 2) 刑事司法制度改革について、コスタリカは、アルゼンチン・コルドバ州と並び、ラテンアメリカ地域における先駆的存在といえる。同国は、まず、1973年という極めて早い時期に改革に着手し、糾問主義的訴訟構造と当事者主義的訴訟構造とをミックスした制度の導入を実現した。これは、捜査段階として、指導判事 (Instruction Judge) の指揮の下に予審捜査 (Preliminary Investigation) が行われ、公判段階において、口頭審理、公開審理が実施され、そこには当事者主義が導入されていた。すなわち、コスタリカでは、糾問主義的構造に起因する問題点を克服するため、いち早く改革に着手し、アルゼンチン、エルサルバドルがそれぞれ1991年ないし1994年、1998年に行った改革と、ほぼ類似する改革を、既にこのときに実現していたといえる。
- 3) さらに、コスタリカでは、1998年に刑事司法制度改革が行われた。この改革のポイントは、指導判事の廃止である。指導判事は、いわば裁判官、検察官、捜査官として警察官の指揮役という3つの役割を果たし、強大な権限を有していたが、権限集中による弊害が大きかったことなどから廃止された。これに代わり、国家検察庁に所属する検察官が、司法警察による捜査に対する指揮を担当することになり、併せて、治安判事 (Judge of Guarantee) という制度が設けられた。治安判事は、指導判事とは違い、全く捜査を行わず、捜索令状、差押令状等、捜査のチェックを行うだけである。
- 4) 改革後の手続きを具体的に敷衍すれば、予備捜査段階、中間手続き段階 (Intermediate Procedure)、公判段階に分けることができる。予備捜査段階では、検察官は、司法警察を指揮して予備捜査を行い、そのチェックは、予備手続き刑事裁判所 (Preparatory Procedure Penal Court, Tribunal Penal del Procedimiento Preparatorio) において治安判事により行われ、この段階では、主として被疑事実について起訴するに足る相当な理由があるかないかを決する。次に、中間手続き段階では、中間手続き刑事裁判所 (Tribunal Penal del Procedimiento Intermedio) において、被疑者を起訴するか、釈放するか<sup>17</sup>を決し、起訴されたものについて公判段階に進むことになる。
- 5) 公判段階における口頭審理、公開審理は、既に、1973年改革において実現していた。現地司法関係機関との面談においても、この段階における特筆すべき改革は指摘されていない。
- 6) なお、刑罰執行段階において、刑罰執行判事制度 (Judge of the Execution of the Penalty) が新設されており、その権限の大きさ等のため、公判判事の権限との衝突等が生じているようである。

## (3) 所感 (我が国の支援のあり方)

- 1) コスタリカは、他の中米諸国が内戦などにより極めて不安定な政治状況にあったなかで、軍隊を廃止し、長期にわたって安定した政治と社会経済発展を維持してきており、教育、社会保障など、ラテンアメリカで最も進んだ国の1つといえる。当事者主義の導入をはじめと

<sup>17</sup> 被疑事件を嫌疑不十分として無罪とする、不起訴処分とする、刑事和解するなどにより、被疑者の釈放を決する。

する刑事司法制度改革についても、当地訪問前の情報収集の段階から、コスタリカはラテンアメリカ地域においては最も進展している国の1つとの情報を得ていたが、刑事司法関係機関での調査によりこれらの情報が裏づけられた。アルゼンチンやエルサルバドルが糾問主義的訴訟構造への口頭審理の導入という1度目の改革を行っていた1990年代には、既に当事者主義の更なる強化という2度目の改革を実現させていることが大きい。

- 2) とはいえ、治安面、刑事司法制度面において、課題がないわけではない。具体的には、予備捜査段階において、法律上、捜査に関する指示を司法警察に与えるのは検察官であるのに、治安判事が捜査に介入しようとする、公判段階は、当事者主義を徹底すれば質問順序は、検察官、弁護士等の当事者、それから裁判官という順序であるべきだが、それが守られずに、裁判官から聞き始めてしまう、裁判官が当事者が請求していない証拠を職権により得ようとしてしまうなど、糾問主義的色彩が必ずしも払拭されていない。このほか、1998年改革により検察官が捜査を担当することになったが、その肝心の検察官の能力不足(証拠収集方法、弁論のあり方、証人への質問のあり方等)、人員不足、検察官と司法警察官との関係改善といった課題も指摘されている。これらの点については、アルゼンチン、エルサルバドルについて述べたと同様、日本による研修が有益であると考えられる。
- 3) UNAFEIにおける国際研修、ILANUDと15年以上にわたり共同して行ってきた第三国研修等により、現地刑事司法関係機関からの日本の研修に対する期待はそもそも大きいものがあった。これに加えて、今回古田次長検事の同国訪問が与えたインパクトは極めて大きく、調査団としても、次長検事に随行することにより現地司法関係機関のトップと面会・意見交換ができたことから、本研修に対する我が国の協力を強くアピールできたのではないかと考える。
- 4) もっとも、改革の進展度にかんがみると、コスタリカの課題、問題点は他のラテンアメリカ諸国が直面している課題とは次元が違うとの印象があり、本研修をコスタリカで実施することは、単にILANUDが所在するという理由だけでなく、刑事司法制度改革を関係機関の訪問、視察等によりより経験的に理解できるという意味からも、意義深い。その意味で、本研修ではコスタリカの司法関係機関の協力が今まで以上に重視されると予想されるから、この点でも現地司法関係機関トップとの面識を得たことは有益であった。
- 5) 司法改革関連で注目される動きとしては、米州開発銀行による「コスタリカ司法近代化プログラム」がある。その活動は第2フェーズを迎えており、様々な分野に広がっている。国家検察庁、公選弁護士等においては、これにより研修を行ったりケース・マネジメントの改善を図ったりしている。司法アクセスの強化、裁判所におけるOA化も進められている。この点では一部日本よりも進んでいるところも見られ、興味深い。



## 第4章 協力の概要

### 4-1 実施機関の現況

本件プロジェクトの実施機関である、国連ラテンアメリカ犯罪防止研修所(英:United Nations Latin American Institute for the Prevention of Crime and the Treatment of Offenders, 西: Instituto Latinoamericano de Naciones Unidas para la Prevencion del Delito y Tratamiento del Delincunete, ILANUD)は、国際犯罪防止センター(Centre for International Crime Prevention: CICP、本部ウィーン)、地域間犯罪司法研修所(United Nations Interregional Crime and Justice Research Institute: UNICRI、同トリノ)、アフリカ犯罪防止研修所[Institute for the Prevention of Crime and the Treatment of Offenders: UNAFRI、同カンパラ(ウガンダ)]、ヨーロッパ犯罪防止・統制研究所(European Institute for Crime Prevention and Control: HEUNI、同ヘルシンキ)、アジア極東犯罪防止研修所(Asia and Far East Institute for the Prevention of Crime and the Treatment of Offenders: UNAFEI、同府中)とともに、国連の犯罪防止機関の1つであり、カリブ海地域を含む、メキシコ以南のラテンアメリカ地域をカバーしている。組織・事業概要については、1999年2月に派遣された第三国集団研修「刑務所の収容環境と矯正処遇プログラムの改善」の事前調査報告書に記載されているので詳しい記述は避けるが、最近の状況については、以下のとおりである。

#### (1) 職員

2003年現在、所長のほか、総務部門8名、調査研究・技術協力部門11名の計19名が勤務している。また各種プロジェクトやプログラムの実施のために専門家やコンサルタントが雇用されているほか、登録講師制度(Associate Expert System)で約100名の各分野の専門家が登録されている。

#### (2) 予算

2003年度の予算は収入が25万7,000ドル、支出が22万9,624ドルとなっている。米国やヨーロッパ諸国政府から各国の援助機関を通じて協力を受けているほか、国連児童基金(UNICEF)、国連婦人開発基金(UNIFEM)や国連高等難民弁務官事務所(UNHCR)、世界銀行などの国際機関や、米州機構(OAS)、米州開発銀行(BID)などの地域機関の支援も得ている。

#### (3) 活動概況

近年の主な活動テーマとして、以下のものがあげられる。

- ・ 国際的な組織犯罪
- ・ 刑務所の過剰収容、刑罰システムと人権、収監への代替刑
- ・ 未成年者の犯罪
- ・ 刑事司法における女性
- ・ 薬物の濫用
- ・ 国際法廷に向けての対応

近年の協力案件の例として、次のようなものがあげられる。

案 件	協力機関	期間	概 要
司法におけるジェンダー 対応促進	DANIDA	2002 - 2004	中米の司法におけるジェンダー・人権配慮に 関する調査、技術協力、研修、普及など
刑事司法・人権に関する 広域セミナー	CIDA	2002- 2003	中南米における刑事司法・人権に関し、警察 及び司法関係者に対する広域研修
中南米の刑事司法・人権 に関する研修プログラム	SIDA	2003- 2004	中南米の刑事司法・人権に関する広域研修及 びモニタリング
組織犯罪・汚職対策に関 する広域セミナー	CICP	2002	中米の警察官、検察官、裁判官を対象に組織 犯罪・汚職対策に関するセミナー実施
家庭内暴力への対応に関 する広域研修	UNIFEM	2004	中南米での家庭内暴力に対応するための、司 法・保健・教育関係者への広域研修

#### 4-2 プロジェクトの概要

ILANUD 側から提出のあった要請内容、事前評価調査団派遣前に日本側で検討した対処方針（案）、及び協議結果としての合意内容の各項目ごとの詳細は付属資料 6. のとおりである。本件プロジェクトの協力概要は以下のとおり。

##### 1. 案件名称

(和) 技術協力プロジェクト「ラテンアメリカにおける刑事司法制度の改善」

(英) International Training Course on the Criminal Justice System Reforms in Latin America

過去 ILANUD とともに実施したコースは、「第三国集団研修」として実施されていたが、第三国集団研修についてもプロジェクトとして定義することに方針が変更されたことから、技術協力プロジェクトとして採択・実施に至った。また技術協力プロジェクトとして実施することにより、後述する現地セミナーの実施など、従来の第三国集団研修の枠組みのなかでは実施が難しかった協力も実施が可能になったといえる。英文名称では、当初、“... on the Criminal Procedure Reforms in ...” とする予定であったが、裁判の手続きの改革ではなく、裁判手続きを含む刑事司法のシステムの改善に対する協力であるとの認識から、“... on the Criminal Justice System Reforms in ...” と変更した。

##### 2. 目 的

ラテンアメリカ各国の裁判官、検察官、弁護人に対して、より効果的で、独立性を維持し、透明性の高い刑事司法制度を確立するために必要な知識や情報を提供し、地域で進行している刑事司法改革の促進に資する。特に糾問主義から当事者主義への移行に焦点を当てるとともに、人権擁護に留意する。

### 3. 協力内容

#### (1) 研修期間

11 日間

#### (2) 割当国

アルゼンチン、ボリビア、ドミニカ共和国、エクアドル、エルサルバドル、グアテマラ、ホンジュラス、ニカラグア、ベネズエラに実施国コスタリカを加えた 10 か国。

#### (3) 協力期間

2005 年から 2007 年（3 年間）

#### (4) 研修対象者

裁判官、検察官、弁護士

#### (5) 定員 27 名（実施国コスタリカからの参加を除く）

割当国、協力期間については、当初、ILANUD 側からの要請は、2003 年まで ILANUD で実施された第三国集団研修同様、19 か国、5 年間とする内容であった。また研修対象者としては、裁判官、検察官、弁護士、警察官があげられていた。割当国、研修対象者、定員については、以下の点を考慮することが必要であった。

- ① ラテンアメリカ地域をカバーする国連の地域機関として、ILANUD は前研修ではできるだけ多数の国を割り当てとすべく、すべてのスペイン語圏国にブラジルを加えた割当国となっていたが、前研修では平均すると各国から年に 1 名の研修員が参加することしかできず、各国への研修効果の波及の観点からは、検討すべきとの認識があった。今回、日本側での検討では、毎年複数の研修員を一定期間内に集中的に受け入れて研修経験者のグループを形成することにより、割当国に従来の研修以上のインパクトを与えることを目標とすべきとの方針を固め、割当国を絞り込み、裁判官、検察官、弁護士、警察官の各分野から 1 名ずつを各国から受け入れるとの方針を策定した。国の選定にあたっては、現在ラテンアメリカで進展しつつある刑事司法制度改革の推進の前提となっている当事者主義的システムの導入が実施されて一定の期間が経ち、問題や課題が明らかになりつつあり、研修の成果を現場に活用しやすい国を対象に割当国を絞り込むべきとした（当事者主義的システムの導入間もない国やこれから導入が検討される国に対して、先行諸国の情報を提供するという意義も認められるものの、改革の現場での諸問題の改善という研修の目的をかんがみ、優先性は低いと判断される）。
- ② 研修対象者については、警察官を含めるかどうかについて、より検討が必要と考えられた。糾問主義的な訴訟制度においては裁判官が警察官を指揮し捜査を行うのに対し、当事者主義的な制度では、捜査を指揮するのは検察官であり、捜査のあり方についての警察官の知識や認識を変えることは重要である。一方で、他の三者が法廷における裁判の実施の部分に直接的にかかわり、警察官のかかわりはずっと薄くなることから、三者のみの場合は裁判の実施の部分に関するテーマとすることにより三者共通の課題設定が可能である。これに対し、警察官を加えた場合は、警察官のみを対象とした講義を設定するなど、研修内容が複雑化するとともに、研修の焦点が不明確になってしまうことも危惧される。協議の結果、警察官を除くことが妥当と判断するに至った。
- ③ ILANUD のような国際機関と実施する第三国集団研修は、日本側の経費負担は 1,000 万円／年度が目安であり、またコスタリカのように一定の開発レベルにある国については、全体の 30% 程度の経費負担を求めることとなっている。前研修の経費実績等も参考にしつつ、両国の負担額を検

討し、ここから各年度に日本側・コスタリカ側が支出する金額を検討し、研修員の受入数は最大、25～28名程度（コスタリカからの参加者を除く）と判断された。

以上の点を考慮しつつ、ILANUD側と研修割当国と研修員、研修対象者について検討を行った。警察官を加えた4名を各国から招へいすると、割当国は6～7か国となるが、各国の現状や経験を共有しあうという研修の意義や研修へのニーズの観点から、参加国が少ないとの感も否めず、上記②の観点も踏まえて、やはり警察官は研修対象から除外することとした。割当国の条件として、「当事者主義的なシステムが既に導入され数年が経過し、現場で課題や問題点が出てきている国」という条件から、アルゼンチン、ボリビア、ドミニカ共和国、エクアドル、エルサルバドル、グアテマラ、ホンジュラス、ニカラグア、ベネズエラの9か国から計27名（実施国コスタリカを加えると10か国から30名）、裁判官、検察官、弁護士、各1名とすることとした。

また協力期間については、協力成果を確認しつつ継続を検討していくという観点から取りあえず3年間とし、3年目の終了時に一定の評価を行い、それ以降の協力について検討することとした。

#### （6）研修内容

- 1) ラテンアメリカの刑事司法制度改革の現状
- 2) 刑事司法制度における透明性及びアカウンタビリティ（汚職防止を含む）
- 3) 刑事司法制度における人権保障
- 4) 新しい刑事司法制度、特に当事者主義的システムにおける裁判官、検察官、弁護士及び警察官の役割
- 5) 当事者主義的システムにおける効率的な事件進行管理（ケースマネジメント）
- 6) 日本における刑事司法制度

当初のILANUD側からの要請に加え、5)及び6)を追加することで合意した。透明性、アカウンタビリティの向上、迅速化などを促進する手段のひとつとして、旧来の糾問主義的な制度に替わり当事者主義的な制度の導入が実施されてきているが、糾問主義的な制度そのものが否定されるわけではなく、また当事者主義的な制度を導入すればそれだけで裁判の迅速化が進むということでもない。多くの場合、口頭審理の導入を伴っていることにより裁判の遅れを誘発する傾向すらある。このような背景から、裁判の円滑な実施、事案の効率的な進捗管理は極めて重要となってきた。

また今回の第三国集団研修は、「我が国が過去に実施した協力の成果を周辺国に波及させる」という伝統的なタイプの第三国研修ではなく、むしろ、協力の必要性は認められながらも我が国のリソースでは十分な協力が実施できないと判断されるテーマについて、国際機関と協力することにより、効果的な協力を達成することを目的としている。効果的な協力実施の一方で、我が国の協力をアピールしにくいという側面も出てきている。この点については、UNAFEIの協力を得て、毎年、日本人専門家を講師として派遣し、日本の経験や知識を提供することによりカバーしてきている。事前調査において訪問した各国関係者は、ヨーロッパ大陸法や米国法に比べて情報が少ない我が国の刑事司法制度や我が国の治安の良さ、刑事司法制度に対する市民の信頼感の高さなどに非常に関心を示しており、今回の研修テーマにおいては、日本人専門家の派遣はよりインパクトを与えることができると思われる。

#### （7）技術ミッション

要請内容のひとつとして、ILANUD側からは、「技術ミッションの派遣」が提案されていた。目的は研修のフォローアップと割当国での研修効果の普及拡大のためのILANUD側人員の派遣となっていた

が、その内容について明確に記されていたわけではなかった。従来の第三国集団研修の事業実施内容から一步踏み出し、割当国での活動実施によって、研修の成果の普及のためには効果が高いと判断される。一方、明確な事業内容を定めずに実施することは、「派遣のための派遣」に終わってしまう危険性も危惧され、また研修事業が日本側との共同実施である以上、ミッションについても日本側が参加・関与することが望まれる。

調査団派遣前の日本側での検討では、コスタリカでの研修終了後、派遣された日本人講師と ILANUD 側の人員が研修割当国を訪問し、現地の司法関係機関と協力して現地セミナーを開き、また相手国刑事司法制度関係者との意見交換・情報収集を行うという内容を検討した。これは日本側の事情としては、講師を派遣する UNAFEI が本邦での研修コースの実施や各種の技術協力事業のための各国への派遣等のために極めて多忙であることや、日本からは遠隔の地である中南米への渡航に要する所要日数や経費を考慮すると、コスタリカでの研修以外に別途人員を派遣することが困難なこともあった。

ILANUD 側にコスタリカでの研修終了後の他国での現地セミナー実施を主とする事業を提案したところ、同意を得た。ただし、具体的な実施国、内容等については現時点では確定できないため、毎年協議して決定することとした。

なお他国での現地セミナー等実施にあたっては、研修コース参加者による開催のための当該国政府機関との調整や準備が重要になると判断されるが、第 1 回目となる 2005 年の研修コース後に現地セミナーを開催する場合は、これが期待できない。第 1 回目の研修コース実施後に現地セミナーを実施するのであれば、今回、事前評価調査団が訪問し情報収集と研修コースの実施予定について説明を行ったアルゼンチン又はエルサルバドルとすれば、政府関係者から開催に対して協力が得られることが期待できる。

#### 4-3 日本による技術協力の意義

ラテンアメリカ諸国では、糾問主義的訴訟構造に当事者主義的訴訟構造を導入する刑事司法制度改革を行っており、今回、調査対象国として訪問したアルゼンチン共和国、エルサルバドル共和国、コスタリカ共和国ともに、同様の刑事司法制度改革を行っている。

各国が抱える問題点は、ラテンアメリカ諸国における糾問主義的訴訟構造、書面審理重視の訴訟手続きに多かれ少なかれ共通に認められるから、これらを当事者主義、口頭主義の導入を進めることにより解決していこうというアプローチは自然であり、是認し得るものといえる。また、各国とも当事者主義的、口頭主義的訴訟構造の導入、その運用改善につき先進国の支援を求めており、我が国への期待も大きい。

とはいえ、指摘される問題点のすべてが糾問主義的、書面主義的訴訟構造の理論的結末であるわけではなく、したがって、当事者主義的訴訟構造、口頭審理重視の訴訟手続きを導入すればたちどころに解決されるというものではない。これは、当事者主義的訴訟構造を有する国々も同様に、刑事訴訟手続きの遅延、未決拘禁者の増大による過剰収容の問題等を抱えていることから明らかであろうし、ドイツ、フランス等、糾問主義的訴訟構造に依拠する先進国が多数あることにも照らせば、糾問主義的訴訟構造それ自体は否定されるべきものではない。

また、国情等に応じて、もともと有している刑事司法制度・手続きはもとより、改革により導入された制度・手続き、当事者主義導入の程度等はそれぞれ異なっている。したがって、本研修実施にあたっては、単に糾問主義的訴訟構造と当事者主義的訴訟構造の特徴、その相違、メリット・デメリット等を示すだけでなく、各国ごとの実情、問題点、その解決策等を把握したうえで講義等を行うこと

が望ましい。加えて、各国ごとの実情、問題点、解決策等を理解させ、改革の進展に役立たせる意味で、研修員同士の意見交換、グループワークも有益であろう。

## 付 属 資 料

1. 事前評価調査団 面談結果要旨
2. 事前評価調査時 M/M
3. 事業事前評価表
4. R/D
5. PDM (和文及び英文)
6. 要請内容に対する対処方針と協議結果

## 1. 事前評価調査団 面談結果要旨

### 面 談 結 果 等

#### 1 アルゼンチン共和国における面談結果等

##### ア JICAアルゼンチン事務所

訪問時間：8月9日午後2時から同日午後3時まで

面談者：高井正夫所長

ファン・カルロス・山本職員

(面談結果概要)

- (1) アルゼンチンの特徴としては、①第一次産品、とりわけ農作物が輸出高に占める割合が大きい農業国であること、②国民一般の教育水準が高いこと、③国民にいわゆる白人層の占める割合がきわめて大きいことを指摘できる。
- (2) にもかかわらず、経済危機を勃発してしまったことには、構造的な原因があるように思われ、経済状況については、最悪の時期は脱したにせよ、なかなか出口が見えてこない。かような背景に基づく雇用の悪化、物価の上昇等による貧困の拡大は深刻な問題となっている。
- (3) 当事務所としては、社会保障、社会開発の在り方そのものに対する支援、知的援助型の支援、グッドガバナンスの実現に対する支援を重視している。例えば、産業育成システム構築に対する支援等である。本研修は、まさに、ガバナンスに対する支援と位置づけられる。
- (4) また、南米、特にメルコスール地域は、域内において、広域的な共通課題を抱えており、その中心国たるアルゼンチンに対する支援は、域内全般に広がりうる支援という面がある。
- (5) 以上の趣旨から、当事務所としては、本研修を積極的に支援していきたい。

##### イ 在アルゼンチン日本大使館

訪問時間：8月9日午後3時30分から同日午後5時まで

面談者：大部一秋公使

林禎二参事官

城崎和義二等書記官

(面談結果概要)

- (1) アルゼンチン法制度の特徴として、法的安定性に乏しいということを指摘できる。すなわち、法源として、憲法、法律のほか、大統領令(decreto)があり、法規範としての上下関係は不明であるが、この発令により、政府の姿勢、法規範がころころ変動するという印象がある。また、日本における内閣法制局のような役割を果たす機関がないため、法律があつて



- も、その施行規則、施行令がないという問題が生じる。
- (2) 経済危機に伴う雇用悪化等により、治安情勢が悪化していることが懸念される。また、下記のとおり司法、警察組織に対する不信等とも相まって、発生した犯罪に対し告発 (denuncia) を行う率が低いことも問題になっている。
  - (3) 一般民衆の司法に対する信頼は低い、それにも増して、警察組織の腐敗、それに対する不信感の増大は深刻である。司法、警察への政治介入、軍政時の経験等が背景にあるものと思われる。また、日本と比較して、捜査、公判を指揮する判事の果たす役割が大きく、それが恣意的に行使される上、判事の手足となる警察の腐敗も相まって、汚職等を招いている。
  - (4) 判決を受けたのに、収容後すぐに釈放されているという印象がある。収容施設の不足という問題もあるようであり、刑罰執行がうまくいっていないのではないかと。
  - (5) 刑事司法分野で最近話題となっていることは、少年法改正 (少年年齢の引下げ等)、デモ鎮圧に際する武器携行の可否等である。
  - (6) 刑事司法の不正、腐敗の原因が、政治からの介入であることにかんがみると、本研修のテーマとして、刑事司法制度改革の支援を行うことは、裏から見ると、政治改革への支援にもつながり、グッドガバナンスの実現にも資するものといえる。中南米の構造的かつ本質的問題に切り込むものであり、先方の急所をつく改革支援といえよう。大使館としても積極的に支援していきたい。

ウ 司法省刑事政策庁 (Secretariat of Criminal Policy, Ministry of Justice, Security and Human Rights)

訪問時間：8月10日午前10時30分から同日午前12時まで

面談者：

Mr. Abel Fleitas Ortiz de Rosas 同庁長官 (司法政策、立法担当)  
(Secretary of Judicial Policy and Legislative Subjects)

Mr. Martín Andrés Montero 同庁次官 (司法、矯正担当)  
(Undersecretary of Justice and Penitentiary Subjects)

Mr. Alejandro W. Slokar 同庁次官 (刑事政策担当)  
(Undersecretary of Criminal Policy)

Ms. Elida Torres Carbonell 同庁次官 (刑事政策担当)  
(Undersecretary of Criminal Policy)

Mr. Juan Felix Marteau 同庁コーディネーター  
(Coordinator of Advisor Council, Secretariat of Criminal Policy)

Mr. Eduardo Orio 司法評議会評議員

(Counsel, Judicial Council)

Mr. Martín E. Vázquez Acuña 連邦刑事口頭審理裁判所第1部総括判事

(President, Criminal Oral Court No.1)

(面談結果概要)

- (1) アルゼンチンは、連邦制国家であり、各地方州がそれぞれの憲法、法制度を有している。このため、司法制度は、連邦の司法制度と各地方州の制度とが並存しているという特徴がある。
- (2) とはいえ、いわゆる糾問主義的訴訟構造から当事者主義的訴訟構造への移行という刑事司法制度改革については、共通かつ類似した改革が、連邦、各地方州において、多かれ少なかれ進んでいる。
- (3) この刑事司法制度改革は、どのようなマトリックスの下に進んできたかを理解すると分かりやすい。すなわち、アルゼンチン法は、刑事司法も含め、全般的に言えばヨーロッパ大陸法、とりわけスペイン法を母法としてきたが、1853年に制定された憲法は、アメリカ合衆国憲法を始めとする英米法系のマトリックスを取り入れて成立していた。そして、専門家等により、両者の矛盾をなくすように検討が進められ、1994年に、憲法が改正されるとともに、刑事司法制度改革が行われた。
- (4) このような憲法との矛盾という点のほか、改革前の制度では、①指導判事 (Instruction Judge) が捜査 (の指揮) を担当していたため、捜査に介入し過ぎる傾向があり、極端な例も散見された、②書面審理が重視されていたため、口頭審理が行われず、裁判官がその面前に被告人を見ることなく、判決に至るという事案もあった、③口頭審理が開かれる必要がなかったことから、事件記録が漫然と積み重ねられていき、裁判の長期化を招いた、④ひいては、未決勾留期間が長期化してしまっていたなどという問題点が指摘されていた。
- (5) そこで、1994年憲法、刑事訴訟法の改正には、口頭審理を大幅に導入すること、当事者主義を取り入れること、これにより迅速な訴訟を実現することが盛り込まれた。
- (6) 現状としては、口頭審理は一応実現しているものの、いまだに書面審理に頼る部分も多く、もっと、口頭主義を進めるべきではないかと考えている。また、いわば、刑事手続の180度転換であることから、公判廷における裁判の様子を見ると、いまだに、当事者主義について行けずに、糾問的などころが残っている裁判官が多い (例えば、公判廷において、各訴訟当事者による尋問を待ち、じっと聞いているのではなく、自ら聞き始めたり、頻繁に介入したりするなどの裁判官が多い)。さらに、裁

判の迅速化という点については、思うように進んでいないといわざるを得ない。

- (7) 陪審制の導入は、1853年憲法で初めて規定され、1994年憲法にも規定があるが、これまで法律制定の動きは活発ではなかったが、現在、連邦議会で、アメリカ型陪審をモデルとした陪審制の導入の是非が議論されている。コルドバ州においては、既に、部分的に陪審制が導入されている。
- (8) I LANUDでのセミナーには、当省から是非参加したい。

#### エ 最高裁判所 (The Supreme Court of Justice)

訪問時間：8月10日午後1時から同日午後2時まで

面談者：Mr. E. Raul Zaffaroni 最高裁判所判事 (Minister) <sup>1</sup>

(面談結果概要)

- (1) 私の個人的な意見では、治安、刑事司法制度全般について見ると、犯罪は深刻な問題ではなく、むしろ、軽罪が増えていることが重要な問題だと考えている。
- (2) 糾問主義的訴訟構造から当事者主義的訴訟構造への移行との刑事司法制度改革において、検察官、警察官、裁判官の役割の変化は、重要なポイントである。個別的には、捜査における警察官の役割、指導判事・検察官と警察官との関係、弱者に対する公的弁護制度の強化などが課題である。
- (3) 当事者主義の更なる実現は、一般に、公的弁護制度の充実等の点も含めて、よりお金がかかる手続を行うことになり、現在の我が国の経済状況から見ても、予算的に困難なところがある。

#### オ 国家検察庁 (Procuracion General De La Nacion)

訪問時間：8月10日午後2時30分から同日午後4時まで

面談者：Mr. Adrian Marchisio 捜査・刑事統計局事務総長

(Director General, Office of Investigation and Political-Criminal Statistics)

(面談結果概要)

- (1) アルゼンチンの検察組織は、かつて司法省に属していたが、1994年改正憲法により、検察組織等を統括する独立機関として、公共省 (Public Ministry) が設置され、現在、国家検察庁、国家弁護庁がその下にある。
- (2) アルゼンチンでは、連邦と各地方州の司法制度が並存しているところ、刑法は全土共通であるが、刑事訴訟法は各法域ごとに異なっている。刑

---

<sup>1</sup> 元 I LANUD 所長という経歴の持ち主である。

事司法制度改革については、特に州レベルにおいて進んだ取り組みを行っているところがある。

- (3) 当庁は、連邦制度における検察機構であるから、全土における連邦犯罪（薬物輸出入事件、脱税事件等）のほか、ブエノスアイレス市における通常事件を管轄している。
- (4) 刑事司法制度改革は、ラテンアメリカ諸国で行われており、特に、検察制度、その役割の変化が大きいと考えている。アルゼンチンでは、1991年から始まり1994年にほぼ改正を終え、中でも、1992年に大きな改革がなされた。
- (5) アルゼンチンにおける改革の特徴は、いわば、糾問主義的訴訟構造と当事者主義的訴訟構造とのハイブリッドであること、すなわち、もともとの糾問的手続の中で、予備捜査段階（Preliminary Investigation）に、指導判事ではなく検察官が、捜査を指揮する余地を作り出したとともに、公判段階には口頭審理が導入されたことである。このようなハイブリッドな制度の長所は、当庁としては、検察官も捜査に参加できること、捜査能力の向上を図れることであるが、短所は、裁判官と検察官との役割分担、責任の所在がはっきりしなくなることである。
- (6) 1992年改正による変化を具体的に見ると、まず、捜査段階では、現行犯事件、被疑者不明の事件は、指導判事ではなく検察官が捜査を指揮するが、これら以外の事件、すなわちほとんどの事件では、指導判事が捜査を指揮する、もっとも、指導判事が検察官に捜査指揮を委任することができ、その意味では、指導判事と検察官の捜査指揮権が並存することが考えられる、ただし、憲法に係する捜査（例えば、盗聴、家宅捜索、予防拘禁措置等）については、指導判事が検察官に捜査指揮権を委ねることができず、自らが行わなければならないなどとされた。
- (7) 公判段階では、長期3年以上の罪である重罪について、口頭審理が実現し、3人の裁判官の合議制により審理が行われている<sup>2</sup>。口頭審理手続では、まず、検察官が捜査段階で得られた証拠に基づき、事案の概要を口頭により陳述し、裁判所の指示により証拠を提出する。捜査段階に得られた供述録取書は、当事者双方の同意がなければ、証拠として採用されない。また、当事者は、違法に収集された証拠については排除を請求することができる。
- (8) 当庁としては、捜査段階における検察官の地位、権限、役割を高めるな

---

<sup>2</sup> 逆に、3年以下の罪である軽罪については、口頭審理が開かれるとは限らず、捜査を指揮した指導判事がそのまま公判を担当する可能性があることから、現在は、憲法違反の疑いがあるのではないかとの懸念もあるとの説明もあった。

ど、更なる当事者主義の強化が必要であると考えており、連邦議会に対し、その旨の法案を提出している。しかしながら、捜査権限を奪われたくないと考える裁判所からの反対も根強い。

(9) I LANUDでのセミナーには是非参加させて欲しい。

カ 連邦刑事口頭審理裁判所 (Criminal Oral Court No.1)

訪問時間：8月10日午前9時30分から午前11時まで

面談者：Mr. Martín E. Vázquez Acuña 同裁判所第1部総括判事

(President, Criminal Oral Court No.1)

(法廷傍聴概要)

(1) 事案の概要

元警察官である被告人3人が、2001年9月20日ころ、パトロール中、いわゆる白タク営業を行う自動車を発見したが、その運転手から、摘発を見逃す見返りとして20ペソを受け取ったという収賄の事案である。

被告人3人のうち、運転手と直接やり取りをした被告人は、本件時に白タク営業により摘発をしなかったのは事実であるが、それは、摘発をするために必要な書類を持ち合わせていなかったからである、賄賂は決して受け取っていないと主張し、否認している。その他の被告人2人は、運転手とは何らやり取りをしておらず、賄賂を受け取っていないし、相被告人とも共謀していないと主張した。

(2) 手続の進行

裁判所は、裁判官3人の合議体により構成されていた。傍聴席から向かって左側に検察官1人が、右側に弁護士4人、被告人3人が着席していた。

手続は、裁判所書記官による起訴事実の読上げにより開始された。その後、まず一人の被告人に対し、裁判官による人定質問、権利告知がなされた後、裁判長から、被告人に対し、いわゆる被告事件に対する陳述が求められたほか、本件当日現場にパトロールに行った経緯、その場でのやり取り、なぜ摘発をしなかったのか等について、詳細な被告人質問がなされた。この質問のほとんどは裁判長によって行われ、その後補足的に、検察官、弁護士、陪席裁判官が質問するという程度であった。

その後、上記と同様の手続が、その他の被告人2人についても実施された。

スケジュールの都合上、ここまで傍聴してから、退廷した。

(3) 感想

一つの合議体による一つの事件を傍聴したに過ぎないため、これをどこ

まで一般化できるかには疑問がないではないが、参考までに、傍聴しての感想を記しておきたい。

法廷におけるやり取りを見ると、審判の対象は、検察官により設定されたいわゆる訴因ではなく、公訴事実全般と窺われること、被告事件に対する陳述がなされた直後から、被告人に対し、裁判長から事実経緯全般にわたる詳細な質問がなされていること、これに比べ、検察官、弁護人の質問は補足的なものにとどまっていることなどからすれば、糾問的色彩が強い手続が行われていると感じた。

かような法廷の在りようについては、まず、公判段階においても、当事者主義が導入されたにもかかわらず、実務的には、当事者主義的な手続、各当事者間における役割分担が浸透しておらず、いまだに、糾問主義的な手続が行われていると見る余地もある。その一方で、アルゼンチンにおける刑事司法制度改革が、訪問先各所で説明されるように「ハイブリッド」なものであることを前提に考えれば、我が国法曹にとっては、糾問主義的手続の中に当事者主義的手続を取り入れたというよりは、むしろ、公判段階について、口頭主義を取り入れたと考えるのが適切ではなからうか。

#### キ 国家弁護庁 (Defensor General de la Nacion)

訪問時間：8月11日午前11時30分から同日午前12時30分まで

面談者：Mr. Miguel Angel Romero 同庁長官 (Director General)

(面談結果概要)

- (1) 国家弁護庁は、公設弁護等を所管する組織として、1994年憲法改正により、公共省の下に新設された機関である<sup>3</sup>。
- (2) 1992年における刑事司法制度改革により、いわゆる第1段階すなわち指導判事等による捜査段階と、第2段階すなわち公判段階が明確に分離された。改正後においても、基本的には、指導判事に捜査を指揮する権限がある、すなわち、証拠が十分であるとして検察官に公訴提起を許すか、証拠が足りないけれども、警察官に対し更に捜査を進めさせるか、それとも証拠が足りないので捜査段階までで手続を打ち切ることとするかなど、かかる判断は指導判事にかかっている。しかしながら、改革により、検察官は、指導判事から、証拠が十分であり、公訴提起するよう決定があっても、これを拒否し、再度、捜査を行うよう指導判事に戻す権限が与えられた。とはいえ、指導判事は、再捜査の結果、証拠が十

---

<sup>3</sup> 刑事事件における弁護人のみならず、貧困者、行方不明者、少年等に対するリーガル・アシスタンスを提供したり、法に定められたものにつき民事訴訟を行ったりするなど権限に含まれているようであり、その所管する権限はかなり広いようである。

- 分であると判断すれば、再度、公訴提起するよう決定し、自ら起訴することができるから、結局、公訴提起の判断は指導判事にあることになる。
- (3) 国家検察庁が、当事者主義を更に進めるように求めていることは承知しているが、国家弁護庁としては、これ以上進めることには反対である。本来、検察官と弁護人とは対等な立場に立つべきであるのに、検察官の権限が強大になり過ぎてしまうからである。また、現在のようなハイブリッドなシステムであれば、捜査段階において、弁護人が指導判事に対し、証拠等を提出して公訴提起を決定しないように求めることができるが、当事者主義が更に進むとこれができなくなり、捜査段階での刑事手続からの解放を求められなくなってしまふ。いずれにせよ、当事者主義が更に進むことは、かえって被疑者・被告人の人権が守られなくなってしまふと考えている。
- (4) 今般の刑事司法制度改革により、捜査段階における検察官の権限が多少強化され、指導判事が検察官に捜査指揮を委任することができるようになった。しかしながら、これまで指導判事の下に一件記録がしまわれてしまひ、訴訟遅延や汚職の温床になっていたという問題が、結局は、検察官の下に一件記録がしまわれることになっただけではないか。
- (5) 改革後も、個々の弁護人の役割は特に変化していない。ただし、公設弁護庁として独立した機関が新設されたことには重要な意味があると考えている。

#### ク 国家司法審議会 (National Judiciary Council)

訪問時間：8月12日午前8時30分から同日午前9時30分まで

面談者：

Ms. Cristina Akmentins 同事務局審議官 (Administrator General)

Ms. Victoria P. Perez Tognola 同事務局顧問 (Counsel, Judicial Council)

(面談結果概要)

- (1) 国家司法審議会は、20人の委員により構成された、司法権内にある永続的機関である。下級審裁判官の選任、裁判官に対する懲戒やいわゆる司法行政等の権限を有している。
- (2) 司法改革としては、現在、世界銀行融資によるモデル裁判所プロジェクトが進行中であるが、司法審議会事務局は、この取りまとめを担当している<sup>4</sup>。ブエノスアイレス市等、全国12<sup>5</sup>の裁判所において実施されて

---

<sup>4</sup> このプロジェクトの主要な目的は、将来のモデルとなるような司法の近代化プロセスを刺激するとともに、効率性を促進することを目的とする新たなコートマネジメントや組織の在り方をデザインし、実現することである。

<sup>5</sup> ブエノスアイレス市10、レシステンシア市1、マルデプラタ市1

いる。

- (3) 司法審議会事務局としては、様々な予算措置が必要であるという点で陪審制導入への動向に注目している。陪審制導入については現在国会で審議中である。
- (4) また、訴訟の迅速化を図るため、裁判所の数を増やす、適正な地域配置に改めることが必要ではないかと考えている。

ケ 刑罰破棄院 (The Camara Nacional de Casacion Penal)

訪問時間：8月12日午後1時30分から同日午後3時30分

面談者：Mr. Pedro Rubens David 同裁判所判事 (Judge)

(訪問概要)

上記ペドロ判事とともに、下記コのセミナーについて打合せを行ったほか、法廷等の様子を見学した。

コ アルゼンチン・ジョン・F・ケネディー大学 (John F. Kennedy University, Argentina)

訪問時間：8月12日午後6時から午後9時30分

面談者：

Ms. María Elisa Herren 同大学学長 (Rector)

Mr. Pedro Rubens David 刑罰破棄院判事

Prof. German Bidart Campos

Prof. Carlos A. Mahiques 同大学法学部長・教授

(Professor, Department of Law)

(訪問概要)

- (1) 同大学訪問の目的は、その主催するセミナーに出席することであった。出席者は、当地司法関係者、学者、学生等を中心に、50人程度であった。
- (2) 当方は、野口において「日本の刑事司法においてグッドガバナンスを確保するための制度的及び実務的メカニズム」と題する講演を約1時間にわたり行った。
- (3) 先方は、①カンポス教授が、アルゼンチン憲法全般についての講演を、②マヒケス教授が、ブエノスアイレス地区における刑事手続についての講演を、③上記ペドロ判事が、アルゼンチンの刑事政策の問題点等についての講演を、それぞれ20分程度ずつ行った。
- (4) 今回の出張における調査テーマとの関連では、上記②講演において、1998年刑事訴訟法改正により、刑事司法制度モデル全体の改革が行われたこと、そのうち、指導判事だけでなく、検察官にも捜査権限が与えられた点、公判段階に口頭手続が導入された点、刑事司法制度モデルの



変更であり、裁判官、検察官等に対し、習慣、メンタリティーの変化を  
求めるものである点などが重要であること、更なる当事者主義の導入の  
ほか、陪審制導入が検討されていることなどが述べられた。

## 2 エルサルバドル共和国における面談結果等

### ア JICAエルサルバドル駐在員事務所

訪問時間：8月16日午前9時30分から同日午前10時まで

面談者：北中真人所長

若松聡美企画調査員

Mr. Luis Ventura 弁護士（同事務所顧問弁護士，元文部省国費留学生）

（面談結果概要）

- (1) エルサルバドルでは、今年6月に、エリアス・アントニオ・サカ・ゴンザレス大統領が就任し、新政権が樹立されたばかりである。同大統領は、「安全な国」をスローガンに掲げている。
- (2) 同国では、1980年代に長く内戦状態が続いたが、1992年に政府とゲリラとの間に和平合意が成立した。同国司法は、これまで、内戦、軍部の威嚇等により、次第に弱体化してしまったという歴史がある上、内戦後、内戦時の行為について、体制派、反体制派ともに処罰されないという結果となったため、法の支配、司法の独立等、法治国家としての重要な要素が、一般市民の間になかなか根付かないという問題がある。
- (3) 治安情勢について、現在重大な問題となっているのが、「マラス」と呼ばれる少年ギャンググループであり、同国治安を揺るがせかねないほどの存在になりつつある。現政権が、たとえ、犯罪を犯していなくても、この少年ギャングに所属しているだけで逮捕できるという法案を検討しているほどであるが、違憲性が指摘されている。
- (4) なお、エルサルバドルには、ICESPOという警察に関する中南米地域研修所があることから、当事務所は、ここを拠点に警察捜査に関する研修、技術協力を立ち上げることを検討している。また、既に、警察に対しコンピュータ等を供与するなどの援助を行っている。

### イ 在エルサルバドル日本大使館

訪問時間：8月16日午前10時30分から同日午前11時30分まで

面談者：細野昭雄特命全権大使

清水和義二等書記官

（面談結果概要）

（なお、8月18日調査団による大使館報告の際に聴取した内容も含む。）

- (1) エルサルバドルは、民主的制度の構築等では非常にうまくいっている。

この点について、日本では、コスタリカの評価が高いが、それに勝るとも劣らない。下記のとおり良好な米国との関係もあって、制度の構築については、他のラテンアメリカ諸国と比べて悪くない。

- (2) 同国は、政治的、経済的に米国との関係がきわめて深い。例えば、イラク戦争において、米国を支持し、イラクに派兵しているのは、中米ではエルサルバドルのみである。また、米国への移民もきわめて多い。
- (3) また、国民性は勤勉であり、物的資源が乏しいこともあって、「中米の日本」と称されることもある。例えば、同国は、アルゼンチンなどと異なり、経済状況が大変苦しくても、借款を支払い続けている。
- (4) しかしながら、「マラス」といわれる少年ギャンググループ等による少年犯罪等、治安状況の悪化が著しい。こういったギャンググループについては、証人威迫等による司法妨害があるとも聞いている。また、犯人を逮捕、起訴しても、全国的な前科照会システムが整っていないために、軽い刑しか言い渡されないということもあるようである。このような観点から、前科検索システムの構築、科学的捜査手法の強化等について、警察への支援ができないかを検討している。
- (5) 大使館としては、現在、援助重点項目として、①安全な水資源の確保、②治安対策、③教育政策、④IT政策、⑤中米の拠点としてのエルサルバドル（大規模な港湾建設等によるエルサルバドルのハブ化）等を考えている。前記のとおり、民主的制度構築、勤勉な国民性等を考え合わせると、あと一歩何かきっかけがあり、上記援助重点項目を克服できれば、ラテンアメリカ諸国の中で、モデル国となりうる国であると考えている。
- (6) 治安対策、刑事司法制度への支援となる、ILANUDでの研修はきわめて有益であり、エルサルバドルは研修対象国となるべき国であろう。大使館としても是非協力したい。

#### ウ 最高裁判所 (The Supreme Court of Justice)

(a) 訪問時間：8月16日午後2時30分から同日午後3時まで

面談者：Mr. Agustín García 最高裁判所長官 (President)

(面談結果概要)

- (1) まず、最高裁の組織から説明したい。最高裁は、司法権の最上位にある唯一の裁判所であり、ほかに、憲法裁判所はない。最高裁判事は15名であり、議会の3分の2の多数決により選任される。任期は9年間である。最高裁は、憲法部（5人）、民事部（3人）、行政部（4人）、刑事部（3人）の四つの部に分かれている（括弧内の数字は、所属する判事の数である。）。
- (2) 司法改革一般としては、現在、世界銀行融資による「エルサルバドル司

法の近代化」プログラムが進行中である<sup>6</sup>。例えば、事件記録にバーコードを付け、それにより管理すること、公開審理において、遠隔地にいる証人をビデオ・カンファレンス・システムを使用して尋問するなど、新しいテクノロジーを用いた試みも進んでおり、各種支援により更に進めていきたいと考えている。

- (3) 刑事司法については、これまで未決勾留者が多く、その期間が長いことが、被疑者・被告人の人権侵害等と指摘されるなど、問題となっていた。しかし、1998年から新たな刑事司法手続が実施されるようになったため、これにより勾留者に占める未決勾留者と既決囚との割合が逆転するなど、大きな効果が出ている。しかしながら、未決勾留者数を更に減らすなどのためにも、裁判官、検察官、警察官、刑務官等、刑事司法機関間のコーディネート、各職種に対するトレーニングがきわめて重要であるとと考えている。
- (4) 犯罪対策について、罪種としては、汚職はもとより、誘拐、性的犯罪等が、また、マラスという少年ギャングによる犯罪等、少年事件対策が重要であると考えている。また、DNA捜査等の科学捜査、コンピュータによる捜査が行えるような設備等を全国に導入するなど、警察(National Civil Police)の強化も必要である。
- (b) 訪問時間：8月16日午後3時から同日午後3時15分まで(ただし、同月19日にも訪問が予定されていたため、顔合わせ的なものであった。)

面談者：Mr. Francisco Martell 判事ロー・クラーク (Law clerk)

(国連アジア極東犯罪防止研修所(以下、「アジ研」という。)第125回国際研修員)

Mr. Godofredo Salazar 判事補佐官 (Justice's assistant)

Mr. Roberto Angulo 判事室コーディネーター

(Chamber Coordinator)

(面談結果概要)

- (1) 刑事司法制度について、他のラテンアメリカ諸国と同様、スペイン法を継受した糾問主義的構造を取っていたが、1998年に一大改革が行われ、刑事司法手続全般にわたり、口頭主義、当事者主義が導入された。新制度の下では、いまだに糾問的な色合いは多少残っているものの、犯罪捜査は、検察官の指揮の下で、警察官が行うこととなった。
- (2) 改革後の新制度は、スペインの植民地から独立し、米国の準州となる際

---

<sup>6</sup> コスタリカでも同様の司法改革プログラムが進行中である。

に、当事者主義を導入した、プエルトリコ自治領の刑事司法制度と類似しているといわれている。

- (3) このほか、メディア等の後押しにより、被害者の権利に関する改革も行われた。

エ 人権擁護庁 (Office of the Human Rights Ombudsman)

訪問時間：8月16日午後3時30分から同日午後4時30分まで

面談者：Ms. Beatrice de Carrillo オンブズマン (Prosecutor General)

Mr. David Morales 次席オンブズマン

(Deputy Prosecutor General)

Mr. Ricardo Iglesias 次席オンブズマン (環境問題担当)

(Deputy Prosecutor General of Environment and in charge of Salvadorian Reality Analysis Unit)

(面談結果概要)

- (1) 人権擁護庁は、公設弁護士及び国家検察庁と並んで、公共省に所属する機関であり、人権に関するあらゆる問題を担当している<sup>7</sup>。
- (2) 1998年の刑事司法制度改革は、端的に言えば、それまで、政治に左右されがちであった刑事司法において、民主化を進め、効率性、透明性等を高めるための改革であったと考えている。
- (3) 上記改革後、刑事司法手続について、立法は素晴らしいものができているが、それが適正に適用されていないという実態がある。
- (4) 具体的に言えば、裁判官一般について、過去に汚職等の問題が指摘されてきたが、改革後の現在でも、司法が独立しているとはいえず、各裁判官の倫理面に問題がある上、アカデミックな能力面も低レベルである。
- (5) また、改革後においても、在監者の人権の問題は解決されていない。例えば、刑務所の居住環境は、最低レベルにあり、在監者らによるハンガーストライキも頻繁に行われている。この問題解決には、様々な非拘禁措置を用いることが不可欠である。さらに、口頭審理の導入により、裁判所の抱える事件数が増加し、裁判が遅延しているため、未決拘禁者の数も減っていない<sup>8</sup>。特に、裁判官によるギャングの構成員に対する偏見、それに基づく予防拘禁措置の多用、不平等適用は、深刻な問題である。
- (6) 少年ギャング対策として、ギャンググループに所属していることを罪として処罰できるように刑法を改正する動きがあるが、人権侵害の危険を

---

<sup>7</sup> オンブズマンは、議会の3分の2の多数決により選任される。

<sup>8</sup> 内務省での面談結果等によれば、第4の4オ(3)のとおり、在監者中に占める未決拘禁者の割合が激減したとされており、これとは明らかに反する意見が述べられている。

伴うのは明らかであり、反対している。

オ 内務省 (Ministry of Governance and Justice)

面談時間：8月17日午前8時30分から同日午前10時まで

面談者：Ms. Silvia Aguilar 同省副大臣

(Vice-minister of Governance and Justice)

Mr. José Humberto Posada 同省公共治安局法律顧問

(Legal Advisor, Vice-ministry of Public Security)

Mr. Luis Yuri Romano 同省企画官

(Director of Planning)

Mr. Delmer Edmundo Rodríguez 同省司法治安局長

(Executive Director of Judicial Security)

Mr. Julio E. Fratti 同省職員

(Ministry of Governance)

Ms. Sonia Kessler de Muños 同省副大臣顧問

(Advisor of Vice-minister)

Mr. Sneider Rivera ユニセフ・コンサルタント

(Consultant, UNICEF)

Mr. César Augusto Rivera UNDP コンサルタント

(Consultant, UNDP) (アジ研第106回国際研修員)

(面談結果概要)

- (1) 現在、刑法改革、刑事司法手続改革、少年司法改革が進められている。
- (2) 1998年刑事司法手続改革のポイントは、書面審理に基づく制度から口頭審理を最も重要なファクターとする制度に移行したこと、糾問主義的構造から、ほぼ当事者主義に基礎を置く構造に変化し、裁判官ではなく国家検察庁が捜査を担当し、警察はそれを補佐する捜査機関となったことである。その目的は、司法への信頼を回復し、不処罰の文化 (impunity) をなくすことにある。
- (3) この改革による達成点は、裁判の遅れを減らしたことである。具体的には、過去には、起訴から判決までの期間が、7、8年もかかる裁判もあったが、その期間が平均して7、8か月ないし1年程度となったこと、1998年時点では、在監者中に未決拘禁者が占める割合が90パーセントにも達していたのに、2003年統計では既決拘禁者と未決拘禁者との割合がようやく逆転するなど、大幅に改善された。
- (4) 以前は、予審段階と公判段階とを同じ裁判官が担当していたため、事件をためてしまいがちであったが、上記改革により、各段階を別々の裁判官が担当するようになったため、段階ごとの期間が遵守されるようになった。

った。したがって、口頭審理の導入により、裁判の遅れが生じているということはない。もっとも、公判段階における裁判体の構成は、①1人制、②3人制、③3人制+陪審員5人というものがあるところ、①の対象となる事件が少なく、②、③の対象となる事件数が多いため、裁判体を構成するのが困難になり、事件処理が遅れるという面があり、改正すべき問題と考えている。

- (5) 不処罰の文化については、せっかく警察及び検察が捜査し、起訴したにもかかわらず、裁判所において、犯罪の証明がないとして無罪になってしまうことが問題である。この原因としては、当事者主義に移行しながら、刑法上、証拠法が整備されていないこと、そのため、証拠の採否についての裁判官の判断が事案ごとに異なっていること、証人保護、被害者保護が十分でないため、被告人又はその所属するギャンググループ等による威迫を受け、証人尋問に応じようとしめないなど、証拠収集、裁判所への提出が困難であることなどではないかと考えている。
- (6) 現在進行中の主な改革は、少年司法改革である。少年による犯罪に対する法定刑の上限は7年間の懲役であるため、ギャングが、少年を使って重大犯罪を行わせることが横行している。当省は、これを防止するため、少年犯罪の法定刑の上限を15年に上げることを提案している。
- (7) 刑法改革では、法定刑上限の引上げ（現在、死刑、無期懲役刑はなく、法定刑の上限は30年である。これを70年に引き上げようという改正を提案している。）、刑事訴訟手続改革では、被害者保護、その手続への参加の強化、証人保護等が議論されている。

#### カ 国家検察庁 (Public Prosecutor's Office)

面談時間：8月17日午前10時15分から同日午前11時まで

面談者：Mr. Romero Benjamín Barahona 次長検事

(Deputy Prosecutor General)

- (1) 1998年刑事司法改革の主眼は、糾問主義的訴訟構造から、ほぼ当事者主義的といえる訴訟構造へ移行したこと、口頭審理が導入されたことである。当庁としては、この改革により、検察官の役割や、警察官との関係が変化したことが重要である。
- (2) 上記改革の効果としては、裁判の遅延が改善されたことを挙げられる。刑事手続全体の期間が短くなった理由は以下のとおりである。すなわち、改革後の手続は、①捜査段階、②予備手続段階、③公判段階の3段階に分けられるところ、①捜査段階は、検察官から証拠が出された後、治安判事 (Judge of Peace) は、被疑者が拘禁されているか否かにより、3日間又は5日間のうちに、手続を次の段階に進めるかどうかを判断しな

なければならない、②予備手続段階では、判事は、予備審問 (preliminary hearing) を開き、証拠が揃っていると判断すれば、公判段階に進むことを許可する決定をなすところ<sup>9</sup>、この期間は6か月間以内でなければならない、③公判段階では、1か月以内に判決に至らなければならないとされている<sup>10</sup>。上記のとおり、各段階における期間が一定のものとして定められたこと、手続全体としての身柄拘束期間を2年以下に定められたことが、裁判期間の短縮化につながったと考えられる。

- (3) 上記改革では、予備手続段階において判事が刑事和解 (reconciliation) を試み、それが成立した場合には、予備手続段階で事件を却下できる等、正式裁判を避けるための代替的措置が定められた。これにより、公判段階に進む事件数を大幅に減らすことができた。
- (4) 検察官と警察官との関係の変化について、改革前は、警察官は事件を判事に送致し、その指示を受けていたが、現在は、警察官は犯罪を認知してから8時間以内に検察官にそれを報告し、その指示を受けて捜査に当たらなければならないこととなった。しかしながら、検察官の人数が、警察官と比べて、圧倒的に不足しているという問題がある。
- (5) また、警察については、科学的捜査能力、それを専門的に行う部署・設備がなく、客観的証拠を得られないという問題がある。
- (6) 少年犯罪情勢の悪化は、1996年少年法改正が一因ではないか。これは、エルサルバドル憲法35条や、同国が子どもの権利条約を批准したことに基づいて改正されたものであるが、少年犯罪への懲役刑の上限が7年とされるなど、緩刑化が進み、裁判官が少年を刑務所に送ることが少なくなった。このため、ギャンググループが、少年を使って重大犯罪を犯すようになった。

#### キ 国家弁護庁 (Public Defender's Office)

面談時間：8月17日午後2時30分から同日午後3時

面談者：Mr. Marcos Sánchez 国家弁護庁長官 (Prosecutor General)

Ms. Kenia Palacios 公設弁護人 (Public Defender)

(面談結果概要)

- (1) 当庁は、1998年改革により、新設された機関である。この前から公選弁護制度はあったが、当庁のように組織化されたものではなかった。

---

<sup>9</sup> 予審判事は、証拠が揃っていないと判断すれば、事件を却下する決定をなすが、逆に、更なる証拠を得られれば起訴が可能であると考えれば、検察官に捜査の続行を指示することもできる。この意味で、予審判事にはいまだに捜査を指揮する権限があるといえ、糾問的色合いを残している。

<sup>10</sup> 公判段階の制限については、事件数の多さのために守られていないという。

改革前は、弁護士資格を持つ者ばかりではなく、ロースクールの学生等が担うことが多かった。

- (2) 被疑者には弁護人選任権があり、逮捕された段階において、被疑者に弁護人がいなければ、警察から当庁に連絡がくることになっており、捜査段階から公選弁護人が付されることになる。被疑者、被告人はこの制度を無料で利用することができる。
- (3) 1998年改革により、弁護人の役割自体にはあまり変化は生じていない。当庁としては、公選弁護人を組織化できたことに意味があったと考えている。しかしながら、検察官は約1100人もいるにもかかわらず、公選弁護人は300人程度にとどまっている。人員不足、検察庁との不均衡は、訴訟遅延や、被疑者、被告人の人権侵害を招きかねない大きな問題である。

#### ク ユニセフ・コンサルタント、UNDPコンサルタントとの面談

面談場所：JICAエルサルバドル駐在員事務所

面談時間：8月17日午後4時から同日午後5時

面談者：Mr. Sneider Rivera ユニセフ・コンサルタント

(Consultant, UNICEF)

Mr. César Augusto Rivera UNDPコンサルタント

(Consultant, UNDP)

エルサルバドル司法機関関係者だけでなく、ドナー側の意見も聴くという意味合いから、同日午前中内務省における面談時に同席した上記2人との面談を再度実施したものである。

#### (面談結果概要)

- (1) エルサルバドルには、ユニセフ、UNDPのほか、世界銀行等、多数のドナーが刑事司法、犯罪防止等の分野において、支援を行っている。
- (2) また、ラテンアメリカ諸国において刑事司法制度改革が進んでいるが、犯罪防止、治安改善にはつながっていない。
- (3) 例えば、エルサルバドルでは、「マラス」と呼ばれる不良少年ギャングに所属する者が3万人もいるのではないかといわれ（これは、警察官の数よりも多いほどである。）、大きな社会問題となっている。これに対し、刑事司法制度は無力である。そもそも、刑事罰は最終手段として加えられるものであるから、刑事司法制度改革をしてもそれだけでは意味がないのであって、これとともに、社会制度自体を変えていかなければならない。



ケ 司法研修所 (Judicial Training School)

面談時間：8月18日午前9時から午前10時30分まで

面談者：Mr. José Ernesto Criollo 所長 (Director)

Mr. Fernando Galo 教養部長 (Chief of Academic Section)

(面談結果概要)

- (1) 当所は、1992年和平合意時に新設された機関である。①下級裁判官の選任事務、②下級裁判官の人事評価事務（これを最高裁に報告する。）、③裁判官教育という三つの機能を有している。
- (2) このうち、裁判官教育には、新任裁判官教育、継続教育の2種類がある。新任裁判官教育は、治安判事、弁護士等から、公判段階を担当する判事になる際の教育であるが、これは8か月間の初期教育と10か月間の実務教育とに分けられる。継続教育は、裁判官に対するものだけでなく、検察官、弁護人に対するものもあるほか、憲法、民事、刑事、商事等、幅広く行っている。継続教育については、特に単位認定等を行っていないが、今後は、単位認定等を行い、それを裁判官としての経歴等に結びつけることを検討している。
- (3) 今後、実施する必要があると思われる、刑事司法に関連する研修は、①1998年刑事司法改革により役割が大きく変容した判事、検察官、警察官に対する教育（予備手続を担当する判事は、その捜査権が検察官に移譲されており、権限、役割が限定されているが、いまだに自らに捜査権があるかのように振舞うものが多いところ、自らの権限、果たす役割を限定することは難しいことであるから、この点を教育により補う必要がある。関連する事柄として、警察官は、裁判官ではなく、検察官に指揮を受けるようになったのであるから、この点につき、検察官、警察官に対する教育を行う必要がある。）、②拘禁代替措置の積極的に活用することを推進するための裁判官に対する教育（同年の改革により、拘禁代替措置として刑事和解等が導入されたが、より一層の活用が可能である。）、③口頭審理の事件管理を円滑に行うための裁判官に対する教育、④証拠法に関する裁判官に対する教育である。
- (4) 証拠法に関する教育とは、以下のようなものである。すなわち、エルサルバドルでは、刑事訴訟法、同規則中に証拠法に関する章があり、基本的事項はそこに条文があるが、例えば、刑訴法上、特別な条件を満たせば証拠として許容されるという場合に、その特別な条件について明確な規定がなく、この解釈が裁判所ごと、ケースごとにまちまちであるため、実務的には、実質的に証拠法がないのと同様である。したがって、どのような場合に証拠として許容されるのかなど、解釈基準等についての教

育が必要である。

- (5) 警察官，検察官の現状，その問題点としては，一般的に，捜査能力の不足を指摘できる。具体的には，①専門的に科学的捜査を担当する部署の不在，②科学的捜査に関する能力不足，③新法を知らないなどの法的知識，能力の不足，④事件処理能力の不足（例えば，このケースについてどのような程度の捜査が必要か。どのような事案であれば，拘禁代替措置が活用できるのか。）等である。
- (6) 口頭審理の事件管理に関する教育とは，以下のようなものである。すなわち，口頭審理導入前は，必ずしも，裁判官による公開審理を開く必要はなく，裁判官は，司法官補佐（Judicial Collaborator）とともに供述調書を取り，これを記録に綴じていき，判決をすればよかった。しかし，裁判官は，公開法廷において証人尋問を行うのに慣れていないなど，口頭審理を主宰するのは困難であった。そこで，口頭審理を自ら主宰する方法について教育をする必要がある。また，刑事司法手続の中で，捜査段階，予備手続段階，公判段階を比べると，公判段階は，法律上30日以内に終結しなければならないと定められているのに，6か月間ないし1年間ほどかかるなど，公判段階の遅れが比較的目的立つ。そのため，この段階の事件管理方法に関する教育が必要である。なお，改革後の刑事司法制度は，同様にアメリカ法を移入したプエルトリコ準州の制度と類似することから，USAIDの援助を受けて，プエルトリコの判事を招いて研修を実施している。

コ サンサルバドル判決裁判所 (Complejo de Tribunales de Sentencias, San Salvador)

訪問時間：8月18日午前11時から午後2時30分

面談者：Mr. Francisco Martell 判事ロー・クラーク (Law clerk)

Mr. Godofredo Salazar 判事補佐官 (Justice's assistant)

Mr. Roberto Angulo 判事室コーディネーター (Chamber Coordinator)

(訪問結果概要)

(1) 刑事裁判傍聴

当方の依頼により，刑事裁判を傍聴したが，スケジュールの都合上，1日前から始まったトライアルの2日目を傍聴することとなった。傍聴席において，上記面談者らに隣に座ってもらい，ウィスパリングによるきわめて簡単な説明を受けたに過ぎないため，事案の詳細は不明であるが，以下に印象を記す。

事案の概要は，現在21歳である勾留中の被告人が（エルサルバドルでは，18歳以下を少年としているようである。），少年のころに，被害女性

に対し長期間にわたり性的行為を強要したという強制わいせつの事案である。被告人は、被害女性の同意があったなどとして、無罪を主張していた。

裁判体は裁判官3人により構成される合議体であり、傍聴した証人尋問は、被害女性の母、被害女性の精神鑑定を行った精神科医（同精神科医は、被害女性は、被告人による性行為を同意していたのではなく、性的虐待を受けていた旨の鑑定書を提出している。）に対するものであった。

上記状況下において証人尋問のみを傍聴したことによる印象に過ぎないが、証人尋問は、検察官、弁護人という尋問順序で行われ、被害女性の母に対する尋問では、裁判官による補充尋問がなされないなど、アルゼンチンで傍聴した刑事裁判に比較すると、公判遂行は当事者に委ねられる部分が明らかに多いように感じられた。当事者主義の顕れといえようか。

## (2) 面談結果概要

- ① 1998年改革前は、捜査段階から公判段階すべてを、同一の裁判官が担当する（公判段階の裁判体が、3人の合議体として構成されている場合は、そのうちの一人として入る。）、公判段階においては、裁判官は、司法官補佐(Judicial Assistant)<sup>11</sup>らに、関係者の供述調書を取らせ、これを一件記録に集め、これを読むだけで判決するというのが一般的であった。検察官の権限はきわめて受動的であった。
- ② また、陪審制は、エルサルバドル憲法の伝統的要請であり、上記改革前から定められている。この当時は、公判段階において陪審員が参加し、公判終結までに収集された証拠書類の入っている一件記録をも読んだ上で判断していた<sup>12</sup>。
- ③ 現在不足していて、今後高めていくべき能力としては、検察官、弁護人の尋問技術、捜査をマネジメントするための検察官の能力、警察の効率的捜査に関する能力、特に科学的捜査能力である。
- ④ また、刑事司法制度について、今後、さらに当事者主義を推し進める改革を進めるべきであると考えている（例えば、捜査段階、中間手続段階における検察官の捜査権限の強化等）。

## 3 コスタリカ共和国における面談結果等

コスタリカにおいては、同国刑事司法制度改革、研修ニーズについての調査

---

<sup>11</sup> Judicial Assistant と Judicial Collaborator とは同義と思われることから、いずれも「司法官補佐」とした。

<sup>12</sup> 陪審員が証拠書類を含む記録を読んだ上で有罪か否かを判断していたというのは、その記録検討の程度、評議のあり方等について、我が国において裁判員制度を導入するに当たり、なかなか興味深い。

を行うほか、来年度開始予定の「コスタリカ第三国研修」について、ILANUD側の研修実施体制、研修カリキュラム等、研修内容について確認し、あわせて、ILANUD等関係機関と協議し、いわゆるR/D原案を策定した上、それを添付した議事録（ミニッツ）を取りまとめ、署名交換することを目的としていた。また、同国最高裁判所の招待により、古田佑紀最高検察庁次長検事が、同国最高裁判所、国会、ILANUD、インターアメリカン大学、在コスタリカ日本大使館共催による「コスタリカ・日本刑事司法制度比較セミナー」に参加するため、当職らとほぼ同一の日程で、同国に滞在していたところ、当職らの上記出張目的にかなうと判断されたことから、当職らは、古田次長検事の日程に同行させていただいた。このため、当職らは、同国刑事司法関係機関において高位にある方々と面会し、直接、その意見をお聴きすることができた。また、上記セミナーにおいては、最高裁判所歴代長官ホール（歴代長官の肖像画が飾られている。）において、平成16年8月23日に古田次長が、基調講演「刑事法と国際犯罪～日本における法制度のアレンジメントに関する1エキスパートの経験」を、同月24日に古田次長及び野口が、講演「日本の刑事司法においてグッドガバナンスを確保するための制度的及び実務的メカニズム」を、国会歴代議長ホールの間において、古田次長及び坂田が、講演「日本の刑事司法制度改革」を行い、最高裁判事等裁判所関係者、国会議員等議会関係者ら、それぞれ70人ないし50人規模の聴衆を集め、好評を博した。このほか、古田次長の同国訪問は、現地マスコミにも取り上げられるなど、同国刑事司法関係者らに対し、きわめて大きなインパクトを与えたものといえる。当職らとしては、古田次長に随行させていただくことにより、法務総合研究所、アジ研はもとより、「コスタリカ第三国研修」に対する我が方の協力をアピールすることができたのではないかと考える。

以下では、コスタリカにおける調査団活動のうち、同国刑事司法制度改革等についての調査、「コスタリカ・日本刑事司法制度比較セミナー」についてのみ、述べることとする。

#### [刑事司法制度改革についての調査結果等]

##### ア 在コスタリカ日本大使館

面談時間：8月19日午後2時から同日午後3時まで

面談者：石井清史公使

塚本豪志三等書記官

松井葉月三等書記官

(面談結果概要)

- (1) コスタリカは、その国是を平和主義と人権思想に置いている。他のラテンアメリカ諸国とは異なり、内戦を経験しておらず、そればかりか、軍

隊も廃止しており、長期間にわたり安定した政治、経済発展を得られている。

- (2) しかしながら、社会構造等に起因する構造的な貧困問題を抱えるなど、他のラテンアメリカ諸国と共通する問題も多数存在する。具体的には、いわゆる貧困率は18パーセント台と高率である。上記国是のとおり、移民受入れには寛大な国であるため、地続きの周辺国、特にニカラグアからの出稼ぎ者、移民が多く、様々な問題を引き起こしている。
- (3) 治安状況は、かつては良好といわれていたが、例えば、首都サンホセにおいては、民家の窓に鉄格子がはまっている様子が至るところで見られるなど、現在はかなり悪化してきている。また、具体的には、マラスと呼ばれるギャングによる組織犯罪、コロンビア等から流入する麻薬等が問題となっている。
- (4) 中米一般にいえることであるが、汚職とのつながりなど、司法に対する国民の信頼がきわめて低く、司法の力がきわめて弱い。

#### イ JICA コスタリカ 駐在員事務所

面談時間：8月19日午後3時30分から同日午後4時30分まで

面談者：山本美香 所長

上野貞信 企画調査員

張朝英 職員

Mr. Ricardo Montero 職員

勝又明則 JICA コンサルタント

#### (訪問概要)

コスタリカにおける古田次長検事及び当職ら調査団の訪問先、日程等について再確認する作業を行った。「コスタリカ第三国研修」のミニッツ作成等について、打合せを行った。このほか、上記勝又明則氏から、「第3国研修・広域案件「ラテンアメリカにおける刑事司法制度の改善計画」事前評価調査に係る関連情報・資料の収集及び整理・中間報告書」、コスタリカ人コンサルタントが作成した「Report on the Situation of Criminal Justice Reform in Latin America」により簡潔な説明を受けた。

#### ウ 国家弁護庁 (Public Defender's Office)

面談時間：8月20日午前8時30分から午前9時30分

面談者：Ms. Marta Iris Muños Casante 所長 (Director)

Mr. Alfredo Rojas 副所長 (Sub-director)

Mr. Luis Roy Vargas 研修コース担当

(in charge of training courses)

Mr. Wilson Borquero 研修スーパーバイザー (Supervisor of training)

(面談結果概要)

- (1) 国家弁護庁は、司法権内にある機関であり、200人前後の弁護士が所属している。
- (2) 変革を求める社会の声、特に、司法についてのより良いマネジメント、不偏不党の要求等から、二度にわたり刑事司法制度改革を行ってきた。一つは1973年の改革、もう一つは1998年の改革である。まず、1973年の改革は、それまで完全に糾問主義に依拠していた訴訟構造を糾問主義と当事者主義とのミックス・システム、書面主義と口頭主義とのミックス・システムに変えたものである。他のラテンアメリカ諸国の制度は、ミックス・システムの段階にあるところも少なくない。次に、1998年の改革は、ミックス・システムの段階から当事者主義をより積極的に導入し、当事者である検察官、弁護人に手続追行を委ねた。
- (3) しかしながら、いまだに裁判官には、糾問主義的な姿勢が残っている。具体的には、公判段階において、検察官が請求していない証拠を職権により証拠として得てしまい、これを証拠としてしまう、裁判官自身が自らの質問にかなりの部分を費やしてしまうなどである。
- (4) 1998年の改革により当事者主義を導入したけれども、真の意味で、検察官と弁護人の力が対等であるとは到底いえない。国家検察庁は、必要であれば、司法警察 (Judicial Police) を指揮して捜査させることにより、新たな証拠を得ることができるが、国家弁護庁においては、捜査を担当する職員が5人しかいない。また、訴訟に関する専門的技術、例えば、尋問技術、尋問能力についても、検察官と弁護人との間に差が出てきている。これは、国家弁護庁の研修部門の弱さ (人数が少ないこと) も一因であると思う。

エ 法務省 (Ministry of Justice and Grace)

面談時間：8月20日午前11時から午前11時30分

面談者：Ms. Patricia Vega Herrera 法務大臣 (Minister)

(面談結果概要)

- (1) 刑事司法制度改革は1998年に行われたが、それから約6年間を経ており、現在は、矯正制度に焦点を当てた改革が進められている。例えば、最近、年約8パーセントずつ刑務所収容人口が増加しており、刑務所の過剰収容という問題がある。このため、拘禁代替措置の拡充が検討されている。
- (2) 刑罰執行段階について、刑罰執行判事 (Judge of the Execution of the

Penalty) という制度が新設された<sup>13</sup>。その権限がきわめて強く、公判判事の権限との衝突、その調整等が問題となっている。

- (3) 未決勾留の期間が伸びており、これにより過剰収容の問題に拍車がかかっている。しかしながら、これは最長2年間までしか伸ばせないという制限があり、これを過ぎると自動的に釈放される。ラテンアメリカ諸国の中では、未決勾留の率は少なく、最も効率的な制度といえる。

#### オ 司法府・司法研修所 (Judicial School)

面談時間：8月20日午後2時30分から同日午後4時

面談者：Mr. Alfredo Chirino Sánchez 司法研修所長

(Director, アジ研第83回国際研修員)

#### (面談結果概要)

元駐日コスタリカ大使クリスティーナ・ロハス・ロドリゲス女史 (アジ研第71回国際研修員, 第100回国際研修アドホック講師, 第127回国際研修客員専門家) のアレンジにより, 古田次長検事とともに, コスタリカ刑事司法制度のブリーフィングを受けたものである。

- (1) 司法研修所は, 司法府内にあり, 裁判官, 検察官, 公選弁護人等の研修を担当する部署である。
- (2) コスタリカ司法制度は, 元来, スペイン法というよりは, フランス法, ドイツ法の影響を強く受けている。民事法がフランス法の, 刑事法はドイツ法の影響を受けている。しかしながら, 刑事法は, 現在, ドイツ法, フランス法と比べて, 当事者主義的色彩が強くなっている。それは, この数十年来米国の影響が強くなっているからである。しかしながら, 法律は改正しても, 大陸法系としての伝統は変わっていない。これは, ラテンアメリカ諸国共通の問題である。つまり, 検察官に裁判官の捜査指揮権限を移したにもかかわらず, これが裁判官に理解されていないのである。捜査を指揮する主体が裁判官から検察官に代わったのであるから, 検察官と警察官の関係の在り方を確立することも大きな課題である。
- (3) 刑事訴訟手続についていえば, 指導判事 (Judge of Instrucion) という制度が過去30年近くにわたり存在し, この主要な役割は裁判官, 捜査官, 警察官の指揮役という三つの役割を果たし, 強大な権限を有していたが, あまりに権限が強すぎたため, 1998年刑事司法制度改革により廃止された。
- (4) これに代わり, 新たに, 治安判事 (Judge of Gurantee) という制度が

---

<sup>13</sup> 刑罰執行判事は, 刑罰執行の全般を執り行う判事であり, 刑罰を執行したり, その効力を変更したり, 停止したり, その執行を遅らせたりすることができるほか, 刑務所において, 受刑者の人権が守られているかどうかなどを確かめることなどができる。

設けられ、当事者主義化が更に進められた。治安判事は、指導判事とは違い、全く捜査を行わず、搜索令状、差押令状等、捜査のチェックを行うだけである（いわゆる強制処分を行うには、裁判所の令状が必要である。）。

- (5) 捜査段階は、まず警察が捜査を行うが、被疑者を逮捕した場合には、逮捕後48時間以内に、検察官に証拠とともに事件を送致する。起訴されなければ被疑者は釈放され、起訴されれば、未決勾留期間を最大2年間まで期間を伸ばすことができる。これ以上に延長することができないため、一般には、この期間内に判決が出されることになる。
- (6) 有罪率は、約48パーセント程度である。（日本の有罪率は、ほぼ100パーセントである。）（検察官の仕事がうまくいっていないのではないかとの問いに対し、）確かに、そのとおりである。検察官の権限を高めること、そのためには検察官の職務執行に対する信頼を高めることが必要である。（刑事補償法のような法律があるかとの問いに対し、）裁判の誤謬（judicial error）に関する法律はあるが、それに基づく請求はほとんどない。
- (7) 刑事裁判は三審制が取られている。上訴審では、事実認定を争うことはできず、法律問題に限られる。
- (8) コスタリカ刑事訴訟法上、証拠法は存在している。しかし、いわゆる英米法における証拠法のように整ったものは存在しない。したがって、捜査機関が得た証拠はそのまま公判に顕出されることが多い。
- (9) 警察等の捜査機関における捜査能力が劣っているため、事件が争われてしまい、公判段階にまでもつれ込む事案が多い。逮捕後起訴された事件の7、8割が公判段階に進むのではないか。そのため、拘禁代替措置を幅広く導入する法案が国会で審議されている。

#### カ 最高裁判所 (Supreme Court)

面談時間：8月23日午前10時から同日午前11時

面談者：Mr. Luis Paulino Mora Mora 最高裁判所長官

(President of the Supreme Court of Juitce)

#### (面談結果概要)

古田次長検事とともに、上記ロハス女史の計らいにより、モラ最高裁長官を表敬訪問した。その際、コスタリカ大使館から、猪又忠徳特命全権大使が同席された。

- (1) コスタリカでは、日本はその勤勉性ゆえに発展したと思われており、尊敬されている。また、これまでに日本の司法機関はコスタリカに対し、友情を示してくれており、感謝している。アジ研国際研修に参加した者



は、チリーノ司法研修所長、ホセ・マリア・ティエリーノ氏（F I U - A I D ニカラグア司法行政強化担当コンサルタント，第62回国際研修員），ナンシー・エルナンデス女史（最高裁長官オフィス弁護士，第80回国際研修員）等，皆コスタリカ司法界で重要な地位を得ている。したがって，I L A N U D との共催で行われる「コスタリカ第三国研修」についても，コスタリカ司法機関を代表する立場として，これをアシストしていきたいと考えている。

- (2) 司法のガバナンスについて，ラテンアメリカ諸国の中で，コスタリカは大変成功している国である。司法権は，これまで50年以上にわたり，権限としても，経済的にも，その独立を確保している。コスタリカは，100年以上にわたり民主主義を享受しており，軍隊もない。その中で，法治国家として機能するには，司法権の独立はきわめて重要であり，その確保のために重要なのは，司法の安定性，裁判官の任命，裁判官の研修，それによる能力強化，判決の適正な執行の確保等である。例えば，ラテンアメリカ司法について，最近，ボリビア，パラグアイにおいて国際会議があったが，そのテーマは，司法行政における公正さの確保，強化であった。
- (3) 司法改革について，コスタリカはそれにいち早く着手し，法律の近代化に成功した国の一つと考えている。積極的に取り組んでいる課題は，司法アクセスの強化，司法サービスの平等適用である（同様に，ニカラグア，ホンジュラス等も力を入れて取り組んでいる。）。また，一般市民の意見を司法改革に反映し，司法に参加できるようにするため，コミュニティとの意見交換会を開くなどしている。
- (4) （司法は，人権保障の最後の砦，理性の府であり，ポピュリズムに陥ってはならない，しかし一般市民の意見とかけ離れてもその信頼を得られず，このバランスを取るのが難しい状況になっている，これが司法の大きな課題の一つであるとの古田次長の問いかけに対し，）同感である。そのためには，よく訓練された裁判官，勇気ある裁判官が必要である。

#### キ 国家検察庁 (Public Ministry Office)

面談時間：8月23日午前11時から同日午前12時

面談者：Mr. Francisco Dall'Anese 検事総長 (Prosecutor General) <sup>14</sup>

Ms. Andorea Murillo Fallas 検事総長付検事

(面談結果概要)

古田次長検事とともに，上記ロハス女史の計らいにより，ダネル検事総長を

---

<sup>14</sup> この面談には，コスタリカ検察庁次長検事も参加された。

表敬訪問した。その際、コスタリカ大使館から、猪又忠徳特命全権大使もご同席された。

- (1) 新しいタイプの犯罪が増加しており、それに対応できるように、新しい構成要件を作っている。具体的には、「報酬のための殺人」、「組織犯罪としての殺人」という類型である。
- (2) (社会の動きが早まっており、刑事司法としてもそれに対応しなければならない、国際犯罪が増加しているが、これは日本だけでは対応、解決できない、日本の治安に重大な問題が生じるという二つの問題がある、経済活動の活発化に伴い、不法な経済取引が増加し、正常な取引と不法な取引の区別が難しくなっているとの古田次長のコメントに対し、) コスタリカでも同様の問題が生じている。いくら取締りを強化しても、犯罪者はそれを乗り越えるように、ますます悪質になっている。
- (3) コスタリカで現在問題となっている犯罪は、①組織犯罪、特に国内犯罪組織による組織犯罪、②車両密輸・密売、③ドメスティック・バイオレンス(事件数多大のため)、④密漁(人員不足のためとても対応しきれない。)等である。また、処理、判断が難しいものとして、⑤知的所有権に関する犯罪があり、かなり深刻な問題である。すなわち、これは、起訴すればコスタリカ社会に与える影響が大きい反面、起訴しなければ欧米諸国から批判を浴び、経済制裁を受ける(経済援助が受けられない)、その投資が鈍るというジレンマがある。
- (4) 国家検察庁の規模について、検察官は全国で330名である(総人口は約420万人である。)。また、司法警察は600名である。ただし、警察組織としてはこのほかに国家行政警察がある。
- (5) 1998年刑事司法制度改革により、検察官が捜査指揮を行うことになったが、職権行使上検察官は一人一人完全に独立していることから、上司に何も報告せずに、放置したままでいれば、すぐに何千件でも事件がたまってしまうことになり、せっかく検察官の権限が強化されたのに、国民の信頼を失うことになる<sup>15</sup>。そこで、検察官の人事評価方法を変更した。また、職務のやり方についてガイドラインを示し、各検察官について、3か月ごとに、警察の捜査状況、事件の進行状況、証拠収集の状況等を上司に対し報告させることとした。これはきわめてシンプルな方法だが、未済事件数を減らすのに大変役立っている。

---

<sup>15</sup> リベラルな検察官が、SWATチームが出動するような大規模な誘拐事件を犯した者に対し、軽い制裁による有罪答弁取引を成立させてしまい、批判を浴びたこともあったという。

## ク 司法改革プログラム事務所

面談時間：8月24日午前8時30分から同日午前10時

面談者：Ms. Sonia Navarro 同事務所所長

(Director of the Judicial Reform Programme)

(面談結果概要)

- (1) コスタリカでは、司法制度改革について、米州開発銀行 (Interamerican Development Bank, IDB) による「コスタリカ司法近代化プログラム」が進められている。この事務所は、その進行状況を把握する事務所として設立されたものである。
- (2) 第1フェーズが1996年から2003年まで進められた。これは1120万ドル規模の技術協力借款であり、司法アクセスの強化、判例等司法情報のオンライン化、裁判所へのコンピュータの整備 (ゴイコチエア、カルタゴ、サンタラモン、サンタクルス等の巡回裁判所 (Judicial Circuit)), ビデオカンファレンス設備の整備 (司法研修所) が行われた。
- (3) 現在は、第2フェーズが進行中である。その規模は、約2200万ドルの技術協力借款プログラムである。実施機関として所管するのは最高裁であるが、その活動対象機関としては、法務省、警察省、国家検察局、公共弁護士局等、活動範囲は民事、刑事、行政に限られず幅広く及んでいる。具体的には、司法情報の電子化 (例えば、コンピュータ利用したケース・マネージメントを裁判所に幅広く導入し、さらに、国家検察庁、公共弁護士庁にも入れていくなど)、国家検察庁の人材強化 (検察官が皆刑事法学の学位を取れるようにする、捜査のあり方、証拠収集のあり方、検察官と警察との関係等についての研修を行うなど) 等である。
- (4) ラテンアメリカ諸国における司法改革の進捗を見ると、コスタリカは最も進んだ国であり、チリがそのすぐ後ろにいる。ニカラグア、ホンジュラス、グアテマラは、変化が出てきているものの、まだまだ遅れている。さらに遅れて、エクアドル、ウルグアイである。アルゼンチンは連邦制を取っているため、その進捗はまちまちであるが、地方州の中にはかなり進んだ州も見られる。ブラジルは、裁判官研修についてはかなり進んだ国であるが、しかし国土の大きな国であるため、地域差が激しい。

## ケ ゴイコチエア第2裁判所 (The Second Judicial Circuit, Goicoechea)

訪問時間：8月24日午前10時から同日午前11時30分

古田次長検事、上記ロハス女史とともに、刑事裁判傍聴のために、同裁判所を訪問した。この際、上記アンドレア・ムリーリョ検事総長付検事も同行した。

(訪問結果概要)

- (1) 訪問時には傍聴に適切な事件がなく、まず、同裁判所のビルの中に所在するゴイコエチア検察官事務所内を見学した。
- (2) 裁判所内を見学した際には、訴訟書類のOA化について説明を受けた。入口にはパソコンが5台ほど置かれており、それに事件番号を入力すれば、手続の進行状況に関する情報(次回期日、裁判官の決定等)が表示される(ただし、刑事事件を除く。)。これは、インターネット上でも見ることができる(<http://www.poder-judicial.go.cr/>)。また、入口付近に受付があり、そこでは、新件を受け付けると、それを電子情報とした上で、関連部署に送ることになっている。総じて、日本の裁判所と比べて、OA化が進んでいるように思われる。
- (3) その後、一応、刑事裁判を傍聴した。裁判官1人の事件であり<sup>16</sup>、検察官はおらず、被害者のみが私訴した詐欺事件のようであった。また、検察官がない理由は、今ひとつよく分からなかったが、告訴したものの、検察官が起訴しなかった事件については、一定の手続の下に、私人による起訴が認められるようである。
- (4) 法廷の造りは、裁判官席がきわめて低いこと、傍聴席との間に柵がないことなどが特徴的であった。司法アクセス強化の一環として、近時改築されたものとのことである。

コ サンホセ第1裁判所 (The First Judicial Circuit, San Jose)

面談時間：8月25日午前8時30分から同日午前9時30分まで

面談者：Mr. Jose Manuel Arroyo Gutierrez 判事

(Magistrado Sala de Casacion Penal Corte Suprema de Justicia)

Mr. Daniel Gonzalez Alzarez 判事

(Presidente Sala de Casacion Penal Corte Suprema de Justicia)

(面談結果概要)

- (1) コスタリカ刑事司法制度は、それまで、ミックス・システム(書面主義と口頭主義とのミックス・システム)であったところから、1998年改革により、当事者主義的制度となった。その前は、30年間にわたり、公判段階において口頭主義を導入していたため、ラテンアメリカ諸国の中では最も進んでいたが、さらに当事者主義を導入することとした。これは、単なる刑事手続の変更というものに止まらず、いわばカルチャーチェンジともいふべきものであるが、裁判官には糾問的な考え方が残っている。

---

<sup>16</sup> 長期3年以下の事件は裁判官1人で、長期3年以上の事件は裁判官3人で審理することとなっている。

- (2) 例えば、法律上、捜査段階では、捜査の指示を警察に与えるのは検察官であるのに、治安判事が捜査に介入しようとする。公判段階では、質問の順序は、検察官、弁護人といった当事者、その後裁判所というものであるのに、裁判所から聞き始めてしまうなどである。
- (3) (しかし、捜査段階では、治安判事は、捜査に関する指示を与えることはできないのではないかと問いに対し、) 確かに、法的にはそのとおりである。しかしながら、治安判事が、その事件を中間手続段階、公判段階に進めさせるかどうかを決めるにつき一定の権限を有することから、治安判事による介入の余地がある。

#### サ 最高裁判所

面談時間：8月25日午前9時50分から同日午前10時30分まで

面談者：Mr. Fernando Cruz 最高裁判事

古田次長検事とともに、最高裁モラ長官を表敬訪問しているが、刑事司法制度改革調査の意味から、再度、フェルナンド・クルス最高裁判事をと面談したものである。

#### (面談結果概要)

- (1) 1973年に一度大きな刑事司法制度改革が行われ、ミックス・システム(書面主義と口頭主義とのミックス・システム)となったが、その後、1998年に再度大きな刑事司法制度改革が行われ、当事者主義が積極的に導入された。ラテンアメリカ諸国の中で、この点の改革で進んでいる法域は、アルゼンチン・コルドバ州であるといわれている。
- (2) 1998年改革で最も重要なことは、指導判事(Judge of Instruction)の制度が完全に廃止されたことである。しかしながら、検察官の力が弱く、能力が低いことから、この点を研修等により補っていく必要がある。
- (3) もっとも、糾問主義的な色彩が完全に払拭されたわけではない。例えば、公判段階において、裁判所は、当事者の請求がなくても、職権により証拠を取り調べることができると定められている<sup>17</sup>。
- (4) いずれにせよ、私自身は、証人尋問等において、裁判官の介入は最小限に抑えるという考えを持ち、実践している。
- (5) 新たに、拘禁代替措置の強化、有罪答弁取引(Plea Bargaining)の導入等が国会において審議されている。

#### シ 国家検察庁研修部

面談時間：8月25日午前10時40分から同日午前11時30分

面談者：Ms. M Campos 検事補

---

<sup>17</sup> 実務上は、証拠の職権取調べが行われるのは、かなりレアであるという。

(面談結果概要)

- (1) 1998年刑事司法制度改革により、検察官の能力強化が不可欠となっており、そのため、国家検察庁内に当部が創設された。同じ司法部内には、司法研修所があるが、司法研修所が検察官に関する研修を当部に委嘱している。
- (2) 研修のターゲットは、検察官と国家検察庁職員である。検察官の研修としては、薬物事件の処理等、様々な研修を行っているが、刑事事件手続については、捜査段階では、証拠収集の在り方、公判段階では、口頭審理追行の在り方(弁論の仕方、証人への質問の仕方等)、検察官の捜査・公判における役割の変化、司法警察官と検察官との関係の改善、被害者の地位の保護等である。
- (3) コスタリカでは、捜査のため検察官に与えられた期間に制限が定められていないので、そのため、ここで事件が滞留する可能性がある。そこで、検察内部における行政的措置として、6か月ないし1年間という制限を設けることを検討している。

ス 国会

面談時間：8月25日午後2時30分から同日午後3時まで

面談者：Mr. Gerardo Gonzalez Esquivel 国会議長

古田次長検事、猪又大使、ロハス女史らとともに、国会議長に対し、表敬訪問を行ったものである。

〔「コスタリカ・日本刑事司法制度比較研究セミナー」〕

ア 第1日目

日時：8月23日午後4時30分から同日午後6時30分まで

場所：最高裁判所歴代長官ホール

- (1) 古田次長検事講演  
「刑事法と国際犯罪～日本における法制度のアレンジメントに関する1エキスパートの経験」  
(PENAL LAW AND TRANSNATIONAL CRIMINALITY: Important Issues for Criminal Law Legislation)
- (2) フェルナンド・クルス・カストロ最高裁判事  
「PENAL LAW AND TRANSNATIONAL CRIMINALITY in Costa Rica」

イ 第2日目

日時：8月24日午後2時30分から同日午後4時まで

場所：最高裁判所前長官ホール

- (1) 古田次長検事、野口講演

「日本の刑事司法においてグッドガバナンスを確保するための制度的及び実務的メカニズム」

(Mechanisms to Ensure Good Governance in the Structure and Operation of the Criminal Justice in Japan)

(2) フランシスコ・ダネル検事総長講演

「Mechanisms to Prevent Impunity in the Administration of Criminal Justice in Costa Rica」

コスタリカを始めとするラテンアメリカ諸国において大きな問題となっている不処罰の文化について、講演があった。

ウ 第3日目

日時：8月25日午後3時から午後4時30分まで

場所：国会前議長ホール

(1) 古田次長検事，坂田講演

「日本の刑事司法改革」

(Reform of the Criminal Justice in Japan)

(2) ダニエル・ゴンザレス判事講演

「The Process of Reform of Criminal Justice in Costa Rica」

コスタリカにおける刑事司法制度の改革について、講演が行われた。

THE MINUTES OF MEETINGS  
AMONG  
THE JAPANESE PRELIMINARY EVALUATION STUDY TEAM  
AND  
THE AUTHORITIES CONCERNED OF THE GOVERNMENT OF THE REPUBLIC OF COSTA RICA  
AND  
UNITED NATIONS LATIN AMERICAN INSTITUTE FOR  
THE PREVENTION OF CRIME AND THE TREATMENT OF OFFENDERS  
ON  
THE INTERNATIONAL TRAINING COURSE ON THE CRIMINAL JUSTICE SYSTEM REFORMS IN LATIN AMERICA

The Japanese Preliminary Evaluation Study Team (hereinafter referred to as "The Team"), organized by the Japan International Cooperation Agency (hereinafter referred to as "JICA") and headed by Mr. Kiyotaka Otsuki, visited the Republic of Costa Rica from August 19 to August 26, 2004, for the purpose of formulating an international training course on the criminal justice system reforms in Latin America under JICA's Third Country Training Program.

The Team held a series of discussions with the United Nations Latin American Institute for the Prevention of Crime and the Treatment of Offenders (hereinafter referred to as "ILANUD"), regarding desirable measures to be taken by each party to ensure the successful implementation of the course.

As a result of the discussions, both sides agreed to draft the Record of Discussions attached as APPENDIX 1, and agreed to recommend to their respective Governments and the Headquarters that further studies should be made in order to ensure the successful implementation of the course.

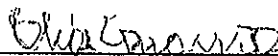
ILANUD requested the donation of equipment necessary for the smooth and efficient implementation of the Course, because the equipment donated by the Japanese Government about 15 years ago is not in good condition with long use. The Team promised to convey the request to the JICA Headquarters for consideration. The list of requested equipment is attached as APPENDIX 2.

A list of attendants at the meetings is attached as APPENDIX 3.

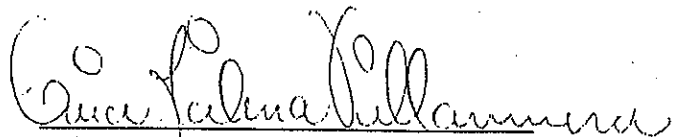
San Jose, August 26, 2004



Mr. Kiyotaka Otsuki  
Head of the Japanese  
Preliminary Evaluation Study Team  
JICA



Mr. Elias Carranza  
Director  
United Nations Latin American Institute  
for the Prevention of Crime and the Treatment of Offenders  
(ILANUD)



Ms. Circe Villahueva  
Director  
Direction of International Cooperation  
Ministry of Foreign Relations and Cult  
Government of the Republic of Costa Rica



RECORD OF DISCUSSIONS  
AMONG  
THE RESIDENT REPRESENTATIVE OF JICA COSTA RICA OFFICE  
AND  
THE AUTHORITIES CONCERNED OF THE GOVERNMENT OF  
THE REPUBLIC OF COSTA RICA  
AND  
UNITED NATIONS LATIN AMERICAN INSTITUTE FOR  
THE PREVENTION OF CRIME AND THE TREATMENT OF OFFENDERS  
ON  
THE INTERNATIONAL TRAINING COURSE  
ON  
THE CRIMINAL JUSTICE SYSTEM REFORMS IN LATIN AMERICA

The Japanese Preliminary Evaluation Study Team, organized by the Japan International Cooperation Agency (hereinafter referred to as "JICA") and headed by Mr. Kiyotaka Otsuki, visited the Republic of Costa Rica from August 19 to August 26, 2004, and had a series of discussions with the authorities concerned of the Government of the Republic of Costa Rica and United Nations Latin American Institute for the Prevention of Crime and the Treatment of Offenders (hereinafter referred to as "ILANUD"), with respect to the framework of a training course in the field of criminal justice system reforms in Latin America under JICA's Third Country Training Program, and to the desirable measures to be taken by all parties to ensure the successful implementation of the course.

Based on the above discussions, the Resident Representative of JICA Costa Rica Office, the authorities concerned of the Government of the Republic of Costa Rica and the Director of ILANUD agreed to recommend their respective Governments and the Headquarters the matters referred to in the documents attached hereto.

San Jose,

2004

---

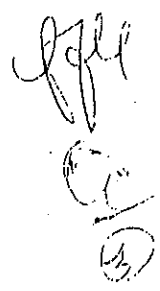
Ms. Mika Yamamoto  
Resident Representative  
JICA Costa Rica Office

---

Mr. Elias Carranza  
Director  
United Nations Latin American Institute  
for the Prevention of Crime and  
the Treatment of Offenders (ILANUD)

---

Ms. Circe Villanueva  
Director  
Direction of International Cooperation  
Ministry of Foreign Relations and Cult  
Government of the Republic of Costa Rica



5.5 Effective case management in the accusatory system.

5.6 Criminal justice system in Japan.

The tentative curriculum of the first course is attached as ANNEX I.

## 6 INVITED COUNTRIES

The Governments of the following countries will be invited to apply for the Course by nominating their applicants : Argentina, Bolivia, Dominican Republic, Ecuador, El Salvador, Guatemala, Honduras, Nicaragua and Venezuela.

## 7 NUMBER OF PARTICIPANTS

The total number of annual participants from the invited countries will not exceed twenty-seven (27). And the number of annual participants from Costa Rica will not exceed three (3).

## 8 QUALIFICATIONS FOR APPLICANTS

Applicants for the Course will;

- 8.1 Be nominated by the respective Governments in accordance with the procedure stipulated in 10.1 below,
- 8.2 Have a college degree or an equivalent academic background,
- 8.3 Be three (3) from each country : one (1) judge, one (1) prosecutor and one (1) defence attorney, each of whom have a minimum of five years of certified professional experiences in their own fields and are in a decision making process in relation to judicial system,
- 8.4 Submit a written statement in support of the obligation to disseminate and promote the knowledge acquired from the Course upon their return to the respective countries in order to promote the criminal justice system reform,
- 8.5 Not be active in any military organization.

## 9 FACILITIES AND INSTITUTIONS

The Course will be conducted by ILANUD.

## 10 APPLICATION PROCEDURE

- 10.1 A Government applying for the Course on behalf of its nominee(s) will forward four (4) copies of the prescribed application form for each nominee to the Government of the Republic of Costa Rica through diplomatic channels not later than sixty (60) days before the commencement of the Course.
- 10.2 The Government of the Republic of Costa Rica will inform the applying Governments through its diplomatic channels, whether or not the applicants are accepted to the Course not later than thirty (30) days before the commencement of the Course.

## 11 MEASURES TO BE TAKEN BY THE GOVERNMENT OF JAPAN, THE GOVERNMENT OF THE REPUBLIC OF COSTA RICA AND ILANUD

In organizing and implementing the Course, the parties will take the following measures in accordance with the relevant laws and regulations in force in each country.  
The schedule of the first year's course implementation is attached as ANNEX II.

## 12 PROCEDURES FOR REMITTANCE AND EXPENDITURE

Remittance of funds for expenses to be borne by the Government of Japan and the expenditure thereof will be arranged in accordance with the following procedures:

- 12.1 ILANUD will open a bank account in the Republic of Costa Rica to receive the funds remitted by JICA, and inform JICA Costa Rica Office of the name of the bank, the account code number, and the name of the account holder.
- 12.2 By previous consultation with JICA Costa Rica Office and its approval, ILANUD will submit to JICA Costa Rica Office a detailed bill of estimate and budget plan for the expenses to be borne by the Government of Japan not later than sixty (60) days before the commencement of the Course.
- 12.3 JICA will assess the bill of estimate submitted by JICA Costa Rica Office and remit the assessed amount of expenses to the account mentioned in 12-1 above through the account of JICA Costa Rica within thirty (30) days after the receipt of the bill of estimate.
- 12.4 ILANUD will submit to JICA Costa Rica Office a detailed statement of expenditures with all the receipts and other documentary evidences, within forty-five (45) days after the completion of the Course.
- 12.5 In case there is any unspent remainder of the amount remitted by JICA, ILANUD will reimburse the unspent amount to JICA through the account of JICA Costa Rica Office in accordance with the instructions given by JICA. The funds allocated for the airfare, transportation to and from the airport, accommodations, per-diem, daily transportation and medical insurance premiums will not be appropriated for any other purposes. Besides, ILANUD will reimburse to JICA the funds used for the expenditures that are not approved previously by JICA Costa Rica Office.
- 12.6 When requested by JICA Costa Rica Office, ILANUD will make available for detailed reference all the invoices, receipts and other documentary evidences necessary to verify the expenditures stated in 12.4 above.

## 13. ACTIVITIES RELATED TO THE COURSE

In order to accomplish the purpose of the Course stated in 2. above and to promote the criminal justice system reforms in Latin America, JICA and ILANUD will consider the possibility of additional activities related to the Course. Taking account of JFY, the details of each activity, such as content, expenses to be borne by both parties, will be discussed and determined among JICA, ILANUD and other related institutions.

In case that ILANUD makes publications based on the results or lectures of the Course to distribute them, ILANUD will inform JICA of that and mention JICA's cooperation in the publications.

## 14. OTHERS

This attached document and the following ANNEXES attached hereto will be deemed to be a part of the Record of Discussions:

ANNEX I: The Tentative Curriculum of the Course

ANNEX II: The Tentative Schedule of the Course Implementation (for JFY 2005)

ANNEX III: The Tentative Estimate of Expenses to be borne by the Government of Japan and by the Government of the Republic of Costa Rica (for JFY 2005).



- 2.45 p.m. Intervention of participants
- 3:30 p.m. Group dynamics
- 5:15 p.m. End of working day

DAY 3. WEDNESDAY  
THE ROLES WITHIN THE CRIMINAL PROCESS. THE PUBLIC MINISTRY.

- 9.00 a.m. The role of the Public Ministry within the new criminal process.
- 9.45 a.m. Interaction with participants
- 10:30 a.m. Break
- 10:45 a.m. The role of the Public Ministry in Japan
- 11:30 a.m. Interaction with participants
- 12:15 p.m. Lunch time
- 2:00 p.m. The control of criminal investigation
- 3:30 p.m. Break
- 3:45 p.m. Interaction with participants
- 5:15 p.m. End of working day

DAY 4. THURSDAY  
THE ROLES WITHIN THE CRIMINAL PROCESS. PUBLIC DEFENSE AND THE JUDGE IN CONTROL OF THE INVESTIGATION.

- 9:00 a.m. The role of the defense within the new criminal process.
- 9:45 a.m. Interaction with participants
- 10:30 a.m. Break
- 10:45 a.m. The role of the defense within the criminal process in Japan
- 11:30 a.m. Interaction with participants
- 12:15 p.m. Lunch time
- 2:00 p.m. The role of control or of the judge of guarantees within the new criminal process
- 2:45 p.m. Interaction with participants
- 3:30 p.m. Break
- 3:45 p.m. The role of the judge within the criminal process in Japan
- 4:30 p.m. Interaction with participants



Analysis of information on the number of defendants and the number of defenders. Number of causes and number of trials and number of sentences

- 10:30 a.m. Break
- 10:45 a.m. Fifth Workshop  
Analysis of information on police cases; cases with accusations
- 12:00 m. Lunch time
- 2:00 p.m. Sixth Workshop  
Analysis of information on the number of decisions and number of repeals
- 3:15 p.m. Seventh Workshop  
Analysis of information on cases with response in conventional and complex criminology
- 4: 45 p.m. End of working day

DAY 9. TUESDAY  
WORKSHOPS  
THE NEW CHALLENGES OF REFORM

- 9.00 a.m. "Problems of the second generation reform"  
Practices, counter-cultures, inquisitorial tradition, development methodologies of the systems, etc.
- 10:15 a.m. Break
- 10: 30 a.m. Intervention of participants
- 12:00 m. Lunch
- 2:00 p.m. Group dynamics  
New challenges of the criminal process reform in the region
- 4:30 p.m. Closure of the event

Day 10 WEDNESDAY

Departure of the participants

## ANNEX III

The Tentative Estimate of Expenses to be borne by the Government of Japan  
and by the Government of the Republic of Costa Rica (for JFY 2005)

	JICA	ILANUD
I. International Training Course	US\$ 81290	US\$ 31635
Invitation expenses subtotal	55596	0
Air fare US\$700*27persons	18900	0
Stopover expenses US\$155*6persons	930	0
Meeting services US\$990	990	0
Per diem US\$58*11days*27persons	17226	0
Accommodation US\$63*10nights*27persons	17010	0
Medical Insurance US\$20*27persons	540	0
Training expenses subtotal	25694	31635
Honoraria for External Lectures	6549	1600
from Costa Rica US\$100*4hours*1person		400
outside Costa Rica	6549	1200
Air fare US\$1500*3persons	4500	0
Per diem US\$58*6days*3persons	1044	0
Accommodation US\$63*5nights*3persons	945	0
Honoraria US\$100*4hours*3persons		1200
Medical Insurance US\$20*3persons	60	0
Employment fees	8365	19045
Coordinator US\$2000*7months*1person	7000	7000
Assistants US\$700*7months*2persons		9800
Secretary US\$390*7months*1person	1365	1365
Others		880
Transportation		2640
Expendable supplies US\$700*7months	1400	3500
Meeting expenses US\$32.5*59persons	1918	
Information brochures, certificates	1412	400
Textbooks US\$100*33persons	1650	1650
Simultaneous Translation US\$370*10days	3700	
Communications US\$500*7months	700	2800
II. Activities related to the Course	US\$ 6700	US\$ 4800
Technical Assistance Mission	3500	2000
Publications	3200	2800
Total (I + II)	US\$ 87990 71%	US\$ 36435 29%

APPENDIX 3

List of attendants at the meetings

JAPANESE SIDE

JICA Preliminary Evaluation Study Team

Mr. Kiyotaka Otsuki	Head of the team Staff Central America and the Caribbean Team Regional Department III (Latin America and the Caribbean) Japan International Cooperation Agency (JICA)
Mr. Motoo Noguchi	Professor United Nations Asia and Far East Institute for the Prevention and the Treatment of Offenders (UNAFEI)
Mr. Iichiro Sakata	Professor United Nations Asia and Far East Institute for the Prevention and the Treatment of Offenders (UNAFEI)

JICA Costa Rica Office

Ms. Mika Yamamoto	Resident Representative
Mr. Ricardo Montero	Technical Cooperation Assistant
Mr. Akinori Katsumata	Consultant



### 3. 事業事前評価表

#### 事業事前評価表

<p>1. 案件名：(和文) 第三国研修「ラテンアメリカにおける刑事司法制度の改善」 (英文) International Training Course on the Criminal Justice System Reforms in Latin America</p>
<p>2. 協力概要</p> <p>(1) プロジェクト目標とアウトプットを中心とした概要の記述</p> <p>ラテンアメリカ諸国の刑事司法関係者（裁判官・検察官・弁護士）に対し、より効果的で、独立性が維持され、透明性の高い刑事司法制度を確立するために必要な知識や情報を提供することにより、域内の刑事司法改革の促進に資することを目的とし、コスタリカにある国連ラテンアメリカ犯罪防止研修所にて第三国研修を実施する。</p> <p>(2) 協力期間：2005年～2007年</p> <p>(3) 協力総額（日本側）：36,000千円</p> <p>(4) 協力相手先機関：国連ラテンアメリカ犯罪防止研修所（ILANUD）</p> <p>(5) 国内協力機関：国連アジア極東犯罪防止研修所（UNAFEI）</p> <p>(6) 裨益対象者及び規模、等：</p> <p>ラテンアメリカ諸国（アルゼンチン、ボリビア、コスタリカ、ドミニカ共和国、エクアドル、エルサルバドル、グアテマラ、ホンジュラス、ニカラグア、ベネズエラ）の刑事司法制度関係者（裁判官、検察官、弁護士） 計90名</p>
<p>3. 協力の必要性・位置付け</p> <p>(1) 現状及び問題点</p> <p>ラテンアメリカにおいては、70年代からの軍政から民政への移管、中米諸国での内戦終結と平和の構築といった動きの中で、司法制度の改善のための様々な取り組みがなされてきた。安定した社会経済開発のためには、司法制度に対する信頼は不可欠であるが、ラテンアメリカ諸国においては、過度の形式主義や権威主義、煩雑で時間がかかる手続き、裁判の公平さへの不信感などから、裁判が一般市民から距離を置く存在となり、司法制度が十分に信頼されているとは言いがたい状況となっている。また裁判に時間がかかりすぎるにより未決囚が増加し、刑務所の過剰収容や収容環境の悪化といった事態も引き起こしている。</p> <p>ラテンアメリカ諸国では、これまで伝統的にヨーロッパ大陸法的な糾問主義的な刑事司法制度（裁判官の職権により訴訟手続きが開始され、裁判官が捜査を指揮し、犯人・証人に対し尋問・裁判を行う）が採用されてきたが、ここ15年ほどの間に、当事者主義的な制度（対立する当事者同士（検察官と弁護士）がそれぞれ自己に有利な法律上・事実上の主張及び証拠を出し合い、これに基づいて中立の第三者（裁判官）が判決を下す）へ移行する刑事司法制度改革が進められてきている。糾問主義的制度では、捜査の指揮、証拠の検討、裁判の実施等の権限が裁判官に集中しているため汚職を誘発しやすく、また裁判官の担当業務が累積し裁判の遅延を生みやすいなどの短所があった。硬直化した感のある伝統的な制度に対し当事者主義的制度を</p>



導入することにより、刑事司法の独立性、透明性、アカウントビリティや人権保障等を確保するとともに、より公正で効率的な制度を確立し、汚職の防止にも資すると期待されている。しかしながら移行後の当事者主義的制度における裁判官、検察官、弁護士等の役割は、移行前の糾問主義的制度における役割とは大きく異なることが十分に理解されず、裁判の現場では様々な課題が生じてきている。このような状況の下、当事者主義移行への対応を中心に、刑事司法システムの改善に資すべく、ラテンアメリカ地域の刑事司法制度関係者への研修により知識・情報を提供することを目的に、コスタリカにある国連ラテンアメリカ犯罪防止研修所（ILANUD）より、第三国研修の要請が提出された。（なお、ILANUD では、ラテンアメリカ諸国を対象に、「麻薬犯罪防止」（1988-97）、「刑務所の生活条件と犯罪者矯正計画」（1999-2003）の2つの第三国研修を実施した実績がある。）

#### （２） 相手国政府国家政策上の位置付け

内戦を経験した中米諸国では、その終結後の国家開発計画において民主化の定着と行政・司法の整備が課題となっており、近年は一般犯罪が増加して社会問題化してきている。また南米諸国では、90年代末からの世界的な景気後退や失業者の増加の影響を受け、犯罪の増加・治安の悪化が問題となっている。

#### （３） 我が国援助政策との関連、JICA 国別事業実施計画上の位置付け（プログラムにおける位置付け）

改定後の ODA 大綱では、開発途上国の発展の基礎となる人づくり、法・制度構築や経済社会基盤の整備に協力することが確認されている。また国連機関を初めとする国際機関との連携・協調を進めることとしている。日・中米フォーラムにおいては、民主化の定着・治安の安定は、優先協力課題の1つと位置づけられている。

### 4. 協力の枠組み

#### 〔主な項目〕

#### （１） 協力の目標（アウトカム）

##### ① 協力終了時の達成目標（プロジェクト目標）と指標

（目標） 本プロジェクトが対象とするラテンアメリカ各国の裁判官、検察官、弁護士に対して、より効果的で、独立性を維持し、透明性の高い刑事司法制度を確立するために必要な知識や情報、特に当事者主義的制度にかかる知識を身につける。

（指標） ・ プロジェクト研修参加者の当事者主義的制度にかかる知識が向上する。

・ 帰国研修員が研修成果の普及・伝達のための活動を行う。

##### ② 協力終了後に達成が期待される目標（上位目標）と指標

（目標） 帰国研修員が、研修での成果を活用することを通じて、本プロジェクトが対象とするラテンアメリカ諸国における刑事司法制度改革が促進される。

（指標） ・ 帰国研修員が自国の刑事司法制度改革への取り組みに参加・関与する。

#### （２） 成果（アウトプット）と活動

アウトプット、そのための活動、指標

（活動） ア 第三国研修の実施

- ・ 研修コースの準備  
(カリキュラムの設計、テキスト・教材の選定・作成、講師の検討、関係機関との調整)
- ・ 研修実施  
(研修員による各国の現状についての発表、講師による講義(当事者主義的制度にかかる講義等)、日本人講師による講義、参加者による討論、コスタリカ司法関係機関の視察)

イ 研修に関連した活動の実施

- (成果) 本プロジェクトが対象とするラテンアメリカ諸国の裁判官、検察官及び弁護士が、刑事司法制度改革、特に当事者主義的制度にかかる理解を深める。
- (指標) ・ 刑事司法制度改革、特に当事者主義的制度にかかる研修の実施。  
・ 研修員の刑事司法制度改革、特に当事者主義的制度に関する理解度。

(3) 投入(インプット)

- ① 日本側(総額 36,000 千円)  
日本人講師派遣、研修コスト、視聴覚機材、その他
- ② コスタリカ国側(総額 15,000 千円)  
カウンターパート人件費、研修コスト、その他

(4) 外部要因(満たされるべき外部条件)

研修参加国が政治的に安定し、ガバナンスの改善のための取り組みが後退しない。

5. 評価5項目による評価結果

(1) 妥当性

中南米諸国では景気後退や失業者の増大などから治安が悪化する中で、一般市民の司法関係機関に対する信頼は低く、また裁判の遅延や未決拘留者の増、刑務所の収容環境の悪化など、様々な問題を抱えている。刑事司法制度の不備・非効率性がそれらの原因の一つと考えられており、その改革・改善は共通の課題であり、協力の必要性は高い。当事者主義的な制度の導入は、それだけで刑事司法制度の改善を意味するものではないが、伝統的な制度の問題点を改善し、透明性・独立性の高い制度の確立のための有効な手法として、近年、ラテンアメリカ諸国の中で導入が進んでいる。我が国では第二次大戦前の糾問主義的な訴訟制度から戦後の当事者主義的な制度への転換を経験しており、その教訓を提供する意義は大きい。

(2) 有効性

国連機関として当該分野の経験・知識・技術や人的ネットワークを有する ILANUD と UNAFEI が共同で研修を実施することで、研修員に必要な知識が適切に提供され、知識の向上が達成される。また司法制度改善のための取り組みは、米州開発銀行(IDB)を初めとする国際機関により実施されてきているが、国単位での協力が中心となっている中で、本件第三国研修のように複数国が参加し、各国での現状や各人の経験に基づく議論を母国語であるスペイン語で行うことにより、知見の共有を進めると同時に、各国の関係者間のネットワーク構築により、国レベルではなく、ラテンアメリカ地域レベルでの刑事司法制度改革への取り組み推進に寄与することが期待できる。

(3) 効率性

ラテンアメリカの刑事司法制度改革に我が国の人的リソースのみにて協力を行うには困難な

点が多く、域内の国連機関である ILANUD と研修を実施することにより、ILANUD の知見や経験、関係機関とのネットワークを活用し、より効果的・効率的な研修が実施できる。また軍事政権や内戦など、政治的に不安定な状況を経験してきた国が多い中で、コスタリカは長期に亘って安定した政治と社会経済開発を維持してきており、教育、社会保障などと並んで、当事者主義の導入をはじめとする刑事司法制度改革についても、ラテンアメリカ地域において最も進展している国の1つである。コスタリカで研修を行うことは、ILANUD が所在するという理由だけでなく、コスタリカの司法関係者を講師として活用したり、関係機関の訪問・視察を行ったりすることにより、より効果的な研修が実施できる。現地セミナー等の研修に関連・補足した協力実施により帰国研修員の活動のフォローを行い、研修効果のより効果的な発現を支援する。

#### (4) インパクト

司法制度改革の実施に当たっては、法律・制度・組織の制定・改定・設置など、各国での法的枠組みが確立されていることが必須であるが、今回の研修対象国は、いずれも過去数年の間に法的枠組は確立されたものの、その実施の段階で様々な課題に直面してきている国が選定されている。対応すべき課題が抽出され、かつ対応のための法的枠組みが確立されている状況を踏まえた研修であることから、より直接的かつタイムリーなインパクトを与えることが期待できる。

#### (5) 自立発展性

研修員の参加資格要件にそれぞれの職務での一定の職歴を求めており、またその職務の性質上、研修終了後もその職務を継続するか、少なくとも司法分野に留まることが期待される。よって研修で得た知識や情報を、帰国後の活動を通じてそれぞれの国の刑事司法制度改革推進に活用していく可能性は高い。

### 6. 貧困・ジェンダー・環境等への配慮

### 7. 過去の類似案件からの教訓の活用

ILANUD で実施してきた第三国研修「麻薬犯罪防止」「刑務所の生活条件と犯罪者矯正計画」では、国連機関としての ILANUD の位置付けも考慮し、幅広い国々からの参加を得て意見交換を行うことも目的として中南米のスペイン語圏をカバーし割当国数を大きくしていたが、その一方で、平均すると協力期間中に各国から年1名程度の受け入れとなり、協力のインパクトに欠ける部分があったことも否めない。今回の研修は、個人の枠を超えて取り組むべきテーマであることを考慮し、また各国の刑事司法制度改革の進展状況を検討して割当国を絞り込み、年3名、3年間で9名の研修員を各国から受け入れることにより、より大きなインパクトが与えられるよう考慮した。

### 8. 今後の評価計画

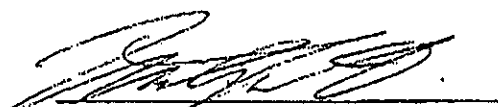
協力3年目の事業実施に合わせて、在外事務所を主体とする終了時評価を実施する。

RECORD OF DISCUSSIONS  
AMONG  
THE RESIDENT REPRESENTATIVE OF JICA COSTA RICA OFFICE  
AND  
THE AUTHORITIES CONCERNED OF THE GOVERNMENT OF  
THE REPUBLIC OF COSTA RICA  
AND  
UNITED NATIONS LATIN AMERICAN INSTITUTE FOR  
THE PREVENTION OF CRIME AND THE TREATMENT OF OFFENDERS  
ON  
THE INTERNATIONAL TRAINING COURSE  
ON  
THE CRIMINAL JUSTICE SYSTEM REFORMS IN LATIN AMERICA

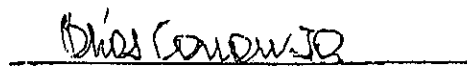
The Japanese Preliminary Evaluation Study Team, organized by the Japan International Cooperation Agency (hereinafter referred to as "JICA") and headed by Mr. Kiyotaka Otsuki, visited the Republic of Costa Rica from August 19 to August 26, 2004, and had a series of discussions with the authorities concerned of the Government of the Republic of Costa Rica and United Nations Latin American Institute for the Prevention of Crime and the Treatment of Offenders (hereinafter referred to as "ILANUD"), with respect to the framework of a training course in the field of criminal justice system reforms in Latin America under JICA's Third Country Training Program, and to the desirable measures to be taken by all parties to ensure the successful implementation of the course.

Based on the above discussions, the Resident Representative of JICA Costa Rica Office, the authorities concerned of the Government of the Republic of Costa Rica and the Director of ILANUD agreed to recommend their respective Governments and the Headquarters the matters referred to in the documents attached hereto.

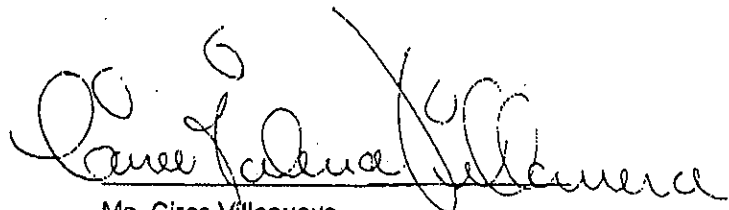
San Jose, February 22, 2005



Ms. Mika Yamamoto  
Resident Representative  
JICA Costa Rica Office



Mr. Elias Carranza  
Director  
United Nations Latin American Institute  
for the Prevention of Crime and  
the Treatment of Offenders (ILANUD)



Ms. Circe Villanueva  
Director  
Direction of International Cooperation  
Ministry of Foreign Relations and Cult  
Government of the Republic of Costa Rica

## ATTACHED DOCUMENT

JICA, the Government of the Republic of Costa Rica and ILANUD will cooperate with one another in organizing a training course on the field of criminal justice system reforms in Latin America (hereinafter referred to as "the Course") in the Republic of Costa Rica under JICA's Third Country Training Program.

ILANUD will conduct the Course with the support of the technical cooperation scheme of JICA in collaboration with United Nations Asia and Far East Institute for the Prevention of Crime and the Treatment of Offenders (UNAFEI). The Course will be held once a year beginning in the Japanese fiscal year (hereinafter referred to as "JFY") 2005 to JFY 2007, subject to annual consultations among all parties.

The Course will be conducted in accordance with the following terms and conditions:

### 1. TITLE

The Course will be entitled "International Training Course on the Criminal Justice System Reforms in Latin America".

### 2. PURPOSE

The purpose of the Course is to provide judicial officials, prosecutors and defence attorneys from Latin American countries with opportunities to improve their knowledge, skill and information necessary to establish a more effective, independent and transparent criminal justice system, with a special emphasis on the transformation of the inquisitorial system into the accusatory system and by paying due attention to the protection of human rights.

### 3. OBJECTIVES

- 3.1 To train the officials in order to strengthen their new roles in accordance with the penal accusatory system in the criminal justice system reforms in Latin America.
- 3.2 To design an appropriate curriculum for the training in accordance with the situation of Latin America, through the introduction and application of the techniques and knowledge of Japan and Asia on the criminal justice system reforms.
- 3.3 To collect, exchange, enlarge, systematize, promote and extend the national and regional information, manuals, materials, etc. on the criminal justice system reforms in Latin America.
- 3.4 To make presentations and discussions on the actual practices in the criminal justice system, etc.

### 4. DURATION

The duration of the Course will be ten (10) days and the first course for the JFY 2005 is planned to be held in July or August, 2005.

### 5. CURRICULUM

- 5.1 Criminal justice system reform in Latin America and the transition from the inquisitorial to the adversary system.
- 5.2 Criminal justice in Japan with emphasis on the criminal procedure.
- 5.3 Safeguard of human rights in the criminal justice system.
- 5.4 Establishment of effective, transparent and accountable criminal justice systems including prevention of corruption.

- 5.5 Roles and functions expected to the judicial officials, prosecutors and defence attorneys in the new criminal justice system, especially in the accusatory system.
- 5.6 Transparency of justice and its social management and control.

The tentative curriculum of the first course is attached as ANNEX I.

## 6 INVITED COUNTRIES

The Governments of the following countries will be invited to apply for the Course by nominating their applicants : Argentina, Bolivia, Dominican Republic, Ecuador, El Salvador, Guatemala, Honduras, Nicaragua and Venezuela.

## 7 NUMBER OF PARTICIPANTS

The total number of annual participants from the invited countries will not exceed twenty-seven (27) people. And the number of annual participants from Costa Rica will not exceed three (3).

## 8 QUALIFICATIONS FOR APPLICANTS

Applicants for the Course will;

- 8.1 Be nominated by the respective Governments in accordance with the procedure stipulated in 10.1 below,
- 8.2 Have a college degree or an equivalent academic background,
- 8.3 Be three (3) from each country : one (1) judge, one (1) prosecutor and one (1) defence attorney, each of whom have a minimum of five years of certified professional experiences in their own fields and are in a decision making process in relation to judicial system,
- 8.4 Submit a written statement in support of the obligation to disseminate and promote the knowledge acquired from the Course upon their return to the respective countries in order to promote the criminal justice system reform,
- 8.5 Not be active in any military organization.

## 9 FACILITIES AND INSTITUTIONS

The Course will be conducted by ILANUD.

## 10 APPLICATION PROCEDURE

- 10.1 A Government applying for the Course on behalf of its nominee(s) will forward four (4) copies of the prescribed application form for each nominee to the Government of the Republic of Costa Rica through diplomatic channels not later than sixty (60) days before the commencement of the Course.
- 10.2 The Government of the Republic of Costa Rica will inform the applying Governments through its diplomatic channels, whether or not the applicants are accepted to the Course not later than thirty (30) days before the commencement of the Course.

## 11 MEASURES TO BE TAKEN BY JICA, THE GOVERNMENT OF THE REPUBLIC OF COSTA RICA AND ILANUD

In organizing and implementing the Course, the parties will take the following measures in accordance with the relevant laws and regulations in force in each country.  
The schedule of first year's course implementation is attached as ANNEX II.

## 11.1 THE GOVERNMENT OF THE REPUBLIC OF COSTA RICA

### 11.1.1 The Government of the Republic of Costa Rica will;

- (1) Forward the information brochure to the Governments of invited countries through its diplomatic channels,
- (2) Receive application forms and forward them to ILANUD,
- (3) Notify the results of the selection of participants to the respective Governments through its diplomatic channels.

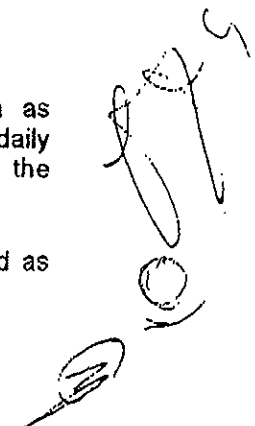
### 11.1.2 In close consultation with JICA Costa Rica Office, ILANUD will;

- (1) Formulate the curriculum based on ANNEX I,
- (2) Draft and print the information brochures,
- (3) Assign an adequate number of its staff as lecturers/instructors for the Course,
- (4) Provide its training facilities and equipment for the Course,
- (5) Select participants for the Course together with JICA Costa Rica Office and notify the results to the Ministry of Foreign Relations and Cult of the Republic of Costa Rica,
- (6) Arrange accommodations for the participants,
- (7) Arrange international air tickets for the participants from invited countries and to meet and see them off at the airport,
- (8) Arrange domestic site visits as a part of the Course,
- (9) Take budgetary measures to cover the cost of conducting the Course such as domestic tour, expendable supplies, meeting expenses, information brochures printing and others, excluding the expenses financed by JICA,
- (10) Issue certificates to the participants who have successfully completed the Course.
- (11) Submit an annual course report to JICA Costa Rica Office, which describes the details of the Course such as the name of participants, contents of lectures, observatory visits, participants' evaluation on the Course, etc. within forty-five (45) days after the completion of the Course,
- (12) Submit a detailed annual statement of expenditures with all the receipts and other documentary evidences to JICA Costa Rica Office within forty-five (45) days after the completion of the Course,
- (13) Coordinate any matters related to the Course with the institutions concerned.

### 11.2 JICA will:

- (1) Dispatch Japanese short-term expert(s), in accordance with the normal procedures of its technical cooperation scheme, who will give advice on the Course management and deliver some of the lectures, if necessary. This, however, is subject to the JICA budget available for this purpose and to the number of suitable expert(s) in Japan. ILANUD is expected to inform JICA Costa Rica Office of requests for Japanese short-term expert(s) before the annual consultation.
- (2) Bear the following expenses  
Expenses relevant to participants from the invited countries such as international economy class air fare, accommodations, per-diem, daily transportation and medical insurance premiums, according to the regulations of JICA.

A tentative estimate of expenses for the first year's course is attached as ANNEX III.



## 12 PROCEDURES FOR REMITTANCE AND EXPENDITURE ..

Remittance of funds for expenses to be borne by JICA and the expenditure thereof will be arranged in accordance with the following procedures:

- 12.1 ILANUD will open a bank account in the Republic of Costa Rica to receive the funds remitted by JICA, and inform JICA Costa Rica Office of the name of the bank, the account code number, and the name of the account holder.
- 12.2 By previous consultation with JICA Costa Rica Office and its approval, ILANUD will submit to JICA Costa Rica Office a detailed bill of estimate and budget plan for the expenses to be borne by JICA not later than sixty (60) days before the commencement of the Course.
- 12.3 JICA will assess the bill of estimate submitted by JICA Costa Rica Office and remit the assessed amount of expenses to the account mentioned in 12-1 above through the account of JICA Costa Rica within thirty (30) days after the receipt of the bill of estimate.
- 12.4 ILANUD will submit to JICA Costa Rica Office a detailed statement of expenditures with all the receipts and other documentary evidences, within forty-five (45) days after the completion of the Course.
- 12.5 In case there is any unspent remainder of the amount remitted by JICA, ILANUD will reimburse the unspent amount to JICA through the account of JICA Costa Rica Office in accordance with the instructions given by JICA. The funds allocated for the airfare, transportation to and from the airport, accommodations, per-diem, daily transportation and medical insurance premiums will not be appropriated for any other purposes. Besides, ILANUD will reimburse to JICA the funds used for the expenditures that are not approved previously by JICA Costa Rica Office.
- 12.6 When requested by JICA Costa Rica Office, ILANUD will make available for their detailed reference all the invoices, receipts and other documentary evidences necessary to verify the expenditures stated in 12.4 above.

## 13. ACTIVITIES RELATED TO THE COURSE

In order to accomplish the purpose of the Course stated in 2. above and to promote the criminal justice system reforms in Latin America, JICA and ILANUD will consider the possibility of additional activities related to the Course. Taking account of JFY, the details of each activity, such as content, expenses to be borne by both parties, will be discussed and determined among JICA, ILANUD and other related institutions.

In case that ILANUD makes publications based on the results or lectures of the Course to distribute them, ILANUD will inform JICA of that and mention JICA's cooperation in the publications.

## 14. OTHER

JICA will donate equipments necessary for the smooth and efficient implementation of the Course within the limits of the budget. The tentative list of them is attached as ANNEX IV.

This attached document and the following ANNEXES attached hereto will be deemed to be part of the Record of Discussions:

ANNEX I: The Tentative Curriculum of the Course.

ANNEX II: The Tentative Schedule of the Course Implementation (for JFY 2005).



ANNEX III: The Tentative Estimate of Expenses to be borne by JICA and by the Government of the Republic of Costa Rica (for JFY 2005).

ANNEX IV: The Tentative List of the Equipment

ANNEX V: Project Design Matrix (PDM)



## ANNEX I : The Tentative Curriculum of the Course

### PROVISIONAL AGENDA

#### DAY 1. ARRIVAL OF PARTICIPANTS



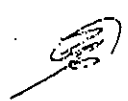
#### DAY 2. OPENING DAY

- 8: 30 a.m.      Opening of the course  
Speakers:  
ILANUD Director  
UNAFEI Director or professor.  
Ambassador of Japan  
Minister of Foreign Affairs of Costa Rica
- 9: 30 a.m.      Coffee break.
- 10: 00 a.m.     First opening lecture  
"Status of the criminal justice system reform in Latin America".  
Overall picture of criminal justice in countries where criminal procedural reforms have been implemented in accordance with the accusatory system. Have the proposed objectives been accomplished? Transition from the inquisitorial to the adversary system. What results have been obtained? Are new reforms required? Compared analysis among countries.
- 10:45 a.m.     Interaction with the participants.
- 11:30 a.m.     Transportation of the participants to the seminar saloon.
- 12: 00 m.      Lunch.
- 2:00 p.m.      Second opening lecture  
"Criminal justice in Japan, with emphasis on the criminal procedure".
- 2:45 p.m       Interaction with the participants.
- 3:30 p.m.      Break
- 3:45 p.m.      Group dynamics.  
Objective: Introduction of the participants from each country, who will share their vision about the status of criminal justice in their countries of origin.
- 5:30 p.m.      Closing of the session.

### DAY 3. SAFEGUARDING HUMAN RIGHTS AND AN EMPIRICAL VISION OF JUSTICE.

- 9:00 a.m. The United Nations and the establishment of effective, transparent and accountable criminal justice systems .  
Comments shall be exchanged on the results of the regional (Latin America and the Caribbean) preparatory meeting for the 11th United Nations Congress on Criminal Justice, especially on the subject of corruption.
- 9:45 a.m. Interaction with the participants
- 10:30 a.m. Break.
- 10:45 a.m. The inter-American human rights protection system and judicial liberties  
The American Convention on Human Rights and judicial liberties: the right to defence, the competent judge, the presumption of innocence, the due process, and publicity of the process, among others. Most frequent violations of the Convention. Decisions of the Commission and the Inter-American Court of Human Rights on violations of the due process. International responsibility of the State.
- 11:30 m. Interaction with the participants
- 12:15 a.m. Lunch break.
- 2:00 p.m. Empirical vision of criminal justice  
General productivity of the criminal justice system in Latin America from the vantage point of the sociology of the criminal justice system and criminal policy.
- 2:45 p.m. Interaction with the participants
- 3:30 p.m. Group dynamics  
Objective: An opportunity for the participants to share the contents of the information compiled and sent prior to the holding of the course and methodology used; in particular, obstacles or problems encountered in gathering the information. At this time ILANUD shall, if possible, present a systematisation of the information obtained.
- 5:15 p.m. Closing of the session.

### DAY 4. ROLES IN THE CRIMINAL PROCESS. THE PROSECUTORIAL AGENCY.

- 9:00 a.m. The role of the prosecutorial agency in the new criminal procedure  
Institutional, administrative, human rights and material conditions required for the development of the prosecutor's functions within the criminal procedure; for instance, direction of the criminal investigation, the criminal action, criteria on timeliness or opportunity. Application of the abbreviated procedure. Challenges faced in general by the prosecutorial agency in the accusatory system.
- 9:45 a.m. Interaction with the participants
- 10:30 a.m. Break.
- 
- 
- 

- 10:45a.m. The role of the prosecutor in Japan  
Institutional, administrative, human rights and material aspects of the prosecutorial agency in Japan. Prosecutorial agency principles, characteristics and functions in the criminal prosecution.
- 11:30a.m. Interaction with the participants
- 12:15 m. Lunch break.
- 2:00 p.m. Controlling the criminal investigation  
The prosecutorial agency-police relationship and the new criminal procedure. Investigation of cases of corruption in public functions and private enterprise corruption while performing public services. Cases of corruption in police and judicial functions. Practices. Has the penal procedural reform had an influence on the prevention of corruption?
- 3:30 p.m. Break
- 3:45 p.m. Interaction with the participants
- 5:15 p.m. Closing of the session.

**DAY 5. ROLES IN THE CRIMINAL PROCEDURE. PUBLIC DEFENCE AND THE JUDGE RESPONSIBLE FOR THE INVESTIGATION**

- 9:00 a.m. The controlling role of the judge guarantor in the new criminal procedure  
The guarantee function. Orality and publicity during the investigation process. Rights of the accused. Reproduction of the inquisitorial system. Transparency of the investigation.
- 9:45 a.m. Interaction with the participants
- 10:30 a.m. Break.
- 10:45 a.m. Role of the judge in the criminal procedure in Japan  
Background. Principles. Characteristics. Problems. Challenges.
- 11:30 a.m. Interaction with the participants
- 12:15 m. Lunch break.
- 2:00 p.m. Role of the defence in the new criminal process  
After implementation of the criminal procedural reform, do public defenders have the same rank and resources that the rest of public officials who take part in the process have? Has the importance of the right to defence, and consequently the public defence institution, in your country been visualised? Is there a public defence career? The defence during the investigation stage. Gathering and submission of evidence. Does the public defence mechanism enjoy scientific technical support to put together the evidence in favour of the accused? Conditions through which a real defence may be assured.
- 2:45 p.m. Interaction with the participants

- 3:30 p.m. Break.
- 3:45 p.m. The role of the defence in the criminal procedure in Japan.  
The right to defence. Private defence. Public defence. Free defence mechanisms, beneficiaries.
- 4:30 p.m. Interaction with the participants
- 5:15 p.m. Closing of the session.

**DAY 6. ATTENDING AN ORAL TRIAL. ROLE OF THE TRIAL JUDGE**

- 9:00 a.m. Observing the development of an oral and public trial. Judicial Branch, Costa Rica
- 12:15 m. Lunch break.
- 2:00 p.m. Group dynamics  
Sharing of comments on what was observed at the trial.  
Under this dynamics the facilitator shall introduce the subject of admitting and distributing penal cases.
- 3:30 p.m. Break.
- 3:45 p.m. Role of the trial or resolution judge  
Composition of the court. Oral hearings. Assessment of the evidence. Judicial resolutions.
- 4:30 p.m. Intervention by the participants
- 5:15 p.m. Closing of the session.

**DAY 7. TRANSPARENCY OF JUSTICE: SOCIAL MANAGEMENT AND CONTROL AND START OF THE WORKSHOPS.**

- 9:00 a.m. Management  
Organization of the courts, and of prosecutor and defence departments. Administrative functions. Planning. Technology. Statistics. Management control mechanisms. Measuring results.
- 9:45 a.m. Interaction with the participants
- 10:30 a.m. Break.
- 10:45 a.m. Social control of criminal justice performance.  
Project: Criminal justice observatory in Central America.  
Possible participation of the Central American Justice and Security Network, which includes the Criminal Science Association of Costa Rica, the school of law of Central American University in Nicaragua, INECIP, Honduras, FESPAD El Salvador, and the ICCPG of Guatemala.

- 11:30 a.m. Interaction with the participants
- 12:30 m. Lunch break.
- 2:00 p.m. First workshop  
Analysis of conceptualizations and data on: 1. Punitive and non-punitive response in criminal justice; 2. Lower intensity punitive response; 3. Preventive detention.
- 5:15 p.m. Closing of the session.

#### DAY 8. WORKSHOPS

- 9: 00 a.m. Second workshop  
Analysis of conceptualizations and data on: 1. Duration of the prosecution. 2. Number of suspects and number of defenders. Number of cases, number of trials and number of sentences.
- 12:00 m. Lunch break.
- 2:00 p.m. Third workshop  
Analysis of conceptualizations and data on: 1. Police cases, cases with an accusation. 2. Decisions and number of revocations.
- 5:15 p.m. Closing of the session.

#### DAY 9. LAST DAY. WORKSHOPS AND THE PROBLEMS OF THE REFORM

- 9:00 a.m. Fourth workshop  
Analysis of conceptualizations and data on cases with a response in conventional and complex crime.
- 12:15 p.m. Lunch break
- 2:00 p.m. Lecture: "Second generation problems of the reform"  
Practices, countercultures, inquisitorial tradition, system development methodologies, etc.
- 3:30 p.m. Break.
- 3:45 p.m. Interaction with the participants on the new challenges of the penal procedural reform.
- 5:30 p.m. Closing of the event

#### DAY 10. DEPARTURE OF THE PARTICIPANTS

(PROVISIONAL METHODOLOGY)

- a. The methodology shall be that of a workshop-seminar.
- b. Prior to the workshop-seminar the participants will have prepared and sent to ILANUD information on the status of criminal justice, particularly the criminal procedure in their respective countries, in order to work with empirical information to the extent possible.
- c. Each subject shall be introduced by means of an orientation lecture followed by a broad exchange with the participants. Interaction techniques that may facilitate the analysis of the status of procedural reform in the region shall be used, with emphasis on nodal problems. Therefore, "participant interaction" within the programme refers to the discussion after each lecture between the lecturer and the participants; this is a step forward from the traditional hierarchical "question and answer" period, since it is an opportunity for the lecturer and the participants to obtain valuable feedback. In contrast, group dynamics refers to an exercise of exchange exclusively among participants, where the person responsible for the event acts merely as its facilitator.
- d. A visit to the headquarters of the Judicial Branch of Costa Rica shall be scheduled, on the basis of which a dynamic relationship among all participants shall be established.
- e. After working on the roles of the accusatory process players, work shall be done on specific subjects with a workshop methodology.
- f. In closing, there shall be a group dynamics exercise about the current and future challenges of the procedural reform.

Handwritten signature and initials in the bottom right corner of the page. The signature appears to be 'J. F. I.' with a circled 'O' above it.

**ANNEX II: The Tentative Schedule of the Course Implementation (For JFY 2005)**

<b>MONTH</b>	<b>COSTA RICAN SIDE</b>	<b>JAPANESE SIDE</b>
February, 2005	Signing of Record of Discussions	Signing of Record of Discussions
March, 2005	Preparation of information brochures	
April, 2005	Distribution of information brochures and application forms	
April, 2005	Submission of Information on Short-term expert(s)	
June, 2005	-Opening of a bank account -Submission of a bill of estimate	Recruitment of Short-term expert(s)
July, 2005	-Receipt of application forms -Selection and notification of the participants	-Remittance of expenses -Submission of CV of Short-term expert(s)
August, 2005	Implementation of the Course	Dispatch of Short-term expert(s)
October, 2005	-Submission of statement of expenditures -Submission of the Course report	

A handwritten signature and initials are present in the lower right quadrant of the page. The signature appears to be 'H. S. J.' with a circled '0' above it.



## ANNEX III

The Tentative Estimate of Expenses to be borne by the Government of Japan  
and by the Government of the Republic of Costa Rica (for JFY 2005)

	JICA	ILANUD
<b>I. International Training Course</b>	<b>US\$ 81290</b>	<b>US\$ 31635</b>
Invitation expenses subtotal	55596	0
Air fare US\$700*27persons	18900	0
Stopover expenses US\$155*6persons	930	0
Meeting services US\$990	990	0
Per diem US\$58*11days*27persons	17226	0
Accommodation US\$63*10nights*27persons	17010	0
Medical Insurance US\$20*27persons	540	0
Training expenses subtotal	25694	31635
Honoraria for External Lectures	6549	1600
from Costa Rica US\$100*4hours*1person		400
outside Costa Rica	6549	1200
Air fare US\$1500*3persons	4500	0
Per diem US\$58*6days*3persons	1044	0
Accommodation US\$63*5nights*3persons	945	0
Honoraria US\$100*4hours*3persons		1200
Medical Insurance US\$20*3persons	60	0
Employment fees	8365	19045
Coordinator US\$2000*7months*1person	7000	7000
Assistants US\$700*7months*2persons		9800
Secretary US\$390*7months*1person	1365	1365
Others		880
Transportation		2640
Expendable supplies US\$700*7months	1400	3500
Meeting expenses US\$32.5*59persons	1918	
Information brochures, certificates	1412	400
Textbooks US\$100*33persons	1650	1650
Simultaneous Translation US\$370*10days	3700	
Communications US\$500*7months	700	2800
<b>II. Activities related to the Course</b>	<b>US\$ 6700</b>	<b>US\$ 4800</b>
Technical Assistance Mission	3500	2000
Publications	3200	2800
<b>Total (I + II)</b>	<b>US\$ 87990</b> 71%	<b>US\$ 36435</b> 29%

ANNEX IV

The Tentative List of the Equipment

No.	Equipment	Quantity
1	Multimedia Projector	1
2	Screen	1
3	DVD portable unit	1
4	Laptop PC	1

Handwritten signature and initials in the bottom right corner of the page.

ANNEX V : Project Design Matrix (PDM)

Project Title : "International Training Course on Criminal Justice System Reforms in Latin America"

Project Outline Generalizations	Indicators	Source to get the data for the indicators	External Conditions
<p><b>Prime Objective:</b> Criminal justice system reforms are promoted in Latin America through utilization of the outputs of the training course by the ex-participants.</p>	<p>Ex-participants take part in the measures or activities for the criminal justice system reform in their countries.</p>	<p>Questionnaire on the ex-participants</p>	<p>The governments of Latin American countries maintain their policy of the criminal justice system reform.</p>
<p><b>Project Objective:</b> Judges, prosecutors and defense attorneys in Latin America who take the training course acquire necessary knowledge and information to establish a more effective, fair and transparent criminal justice system, especially accusatory system.</p>	<p>Knowledge of the ex-participants on the accusatory system is enhanced The ex-participants organize activities to diffuse and share their knowledge and information acquired in the course.</p>	<p>Questionnaire on the ex-participants</p>	<p>Ex-participants continue to work in the posts or institutions in which they can apply or utilize what they have learned in the course.</p>
<p><b>Results</b> After finishing the course, participants get the necessary knowledge and information for the criminal justice system reform, with an emphasis on the transformation from the inquisitorial system into the accusatory system.</p>	<p>Implementation of the training course on the criminal justice system reform especially the accusatory system The degree of understanding of the ex-participants on the criminal justice system reform and the accusatory system.</p>	<p>Report of the training courses Questionnaire on the participants Comments and report by lecturers Comments and report by Japanese experts Report of local seminar</p>	
<b>Activities</b>			
<p>1. Training course 1.1 Preparation of the course which corresponds to the needs of Latin American countries. 1.1.1 Design of the course curriculum 1.1.2 Preparation of textbooks and materials for the participants 1.1.3 Selection of lecturer 1.1.4 Coordination with Costa Rican Institutions, JICA and UNAFEI 1.2 Implementation of the course 1.2.1 Presentation of the actual situation of each country by participants 1.2.2 Lectures on the criminal justice system reform by lecturers 1.2.3 Lectures on the criminal justice system in Japan or in Asia by Japanese experts 1.2.4 Discussions among the participants, lecturers and Japanese experts 1.2.5 Visit to the Costa Rican judicial institutions 2. Activities related to the course</p>	<p><b>Costa Rican Side</b> 1. Personnel for the course 2. Local cost for the course</p>	<p><b>Japanese Side</b> 1. Dispatch of Japanese experts 2. Cost for the course 3. Equipments for the course</p>	<p>Costa Rican judicial institutions cooperate in the course implementation.  Praises and Conditions: Participating countries are politically stable and continue their effort for good governance.</p>

案件名：技術協力プロジェクト（第三国研修）「ラテンアメリカにおける刑事司法制度の改善」

プロジェクトの要約		指標		外部条件
<p><b>上位目標</b>                      帰国研修員が、研修での成果を活用することを通じて、本プロジェクトが対象とするラテンアメリカ諸国において、刑事司法制度の改善が促進される。</p> <p><b>プロジェクト目標</b>                      本プロジェクトが対象とするラテンアメリカ各国の裁判官、検察官、弁護士に対して、より効果的で、公正さを維持し、透明性の高い刑事司法制度を確立するために必要な知識や情報、特に当事者主義的の制度にかかるとを身につける。</p> <p><b>成果</b>                      本プロジェクトが対象とするラテンアメリカ諸国の裁判官、検察官及び弁護士が、刑事司法制度改革、特に当事者主義的の制度にかかると理解を深める。</p>	<p>・帰国研修員が自国の刑事司法制度改革への取り組みに参加・関与する。</p> <p>・プロジェクト研修参加者の当事者主義的の制度にかかると知識が向上する。</p> <p>・帰国研修員が研修成果の普及・伝達のための活動を行う。</p>	<p>指標データ入手手段</p> <p>・帰国研修員へのアンケート</p> <p>・帰国研修員へのアンケート</p>	<p>外部条件</p> <p>ラテンアメリカ諸国の政府が刑事司法制度改革の方針を継続する。</p> <p>帰国研修員が研修で習得した知識や情報を活用できる機関・地位にある。</p>	
<p><b>活動</b></p> <p>1. 研修</p> <p>1.1 ラテンアメリカのニーズに即した研修コースの準備</p> <p>1.1.1 研修カリキュラムの設計</p> <p>1.1.2 研修テキスト・教材の選定・作成</p> <p>1.1.3 講師の検討</p> <p>1.1.4 ILANUD によるコスタリカ司法関係機関、JICA・UNAFEI との調整</p> <p>1.2 研修の実施</p> <p>1.2.1 研修員による各国の現状についての発表</p> <p>1.2.2 講師による刑事司法制度に関する講義</p> <p>1.2.3 日本人講師による日本、アジアでの事例・経験に関する講義</p> <p>1.2.4 参加者による討論</p> <p>1.2.5 コスタリカ司法関係機関の視察</p> <p>2. 研修に関連した活動の実施</p>	<p>投入</p> <p>日本側</p> <p>・日本人講師派遣</p> <p>・コスト負担</p> <p>・機材購入</p>	<p>投入</p> <p>コスタリカ側</p> <p>・コース運営のための人員配置</p> <p>・ローカルコスト負担</p>	<p>・コスタリカの司法関係機関が研修に対し協力をを行う。</p> <p><b>前提条件</b>                      研修参加国が政治的に安定し、ガバナンスの改善のための取り組みが後退しない。</p>	

Name of the Project : "International Training Course on Criminal Justice System Reforms in Latin America"

Project Outline Generalizations	Indicators	Source to get the data from the indicators	External Conditions		
<p><b>Prime Objective:</b> Criminal justice system reforms are promoted in Latin America through utilization of the outputs of the training course by the ex-participants.</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>Ex-participants take part in the measures or activities for the criminal justice system reform in their countries.</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>Questionnaire on the ex-participants</li> </ul>	<p>The governments of Latin American countries maintain their policy of the criminal justice system reform.</p>		
<p><b>Project Objective:</b> Judges, prosecutors and defense attorneys in Latin America who take the training course acquire necessary knowledge and information to establish a more effective, fair and transparent criminal justice system, especially accusatory system.</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>Knowledge of the ex-participants on the accusatory system is enhanced</li> <li>The ex-participants organize activities to diffuse and share their knowledge and information acquired in the course.</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>Questionnaire on the ex-participants</li> </ul>	<p>Ex-participants continue to work in the posts or institutions in which they can apply or utilize what they have learned in the course.</p>		
<p><b>Results</b> After finishing the course, participants get the necessary knowledge and information for the criminal justice system reform, with an emphasis on the transformation from the inquisitorial system into the accusatory system.</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>Implementation of the training course on the criminal justice system reform, especially the accusatory system</li> <li>The degree of understanding of the ex-participants on the criminal justice system reform and the accusatory system.</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>Report of the training courses</li> <li>Questionnaire on the participants</li> <li>Comments and report by lecturers</li> <li>Comments and report by Japanese experts</li> <li>Report of local seminar</li> </ul>			
<p><b>Activities</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>Training course             <ol style="list-style-type: none"> <li>Preparation of the course which corresponds to the needs of Latin American countries.                     <ol style="list-style-type: none"> <li>Design of the course curriculum</li> <li>Preparation of textbooks and materials for the participants</li> <li>Selection of lecturer</li> <li>Coordination with Costa Rican Institutions, JICA and UNAFEI</li> </ol> </li> <li>Implementation of the course                     <ol style="list-style-type: none"> <li>Presentation of the actual situation of each country by participants</li> <li>Lectures on the criminal justice system reform by lectures</li> <li>Lectures on the criminal justice system in Japan or in Asia by Japanese experts</li> <li>Discussions among the participants, lecturers and Japanese experts</li> <li>Visit to the Costa Rican judicial institutions</li> </ol> </li> </ol> </li> <li>Activities related to the course</li> </ol>	<p><b>Contributions</b></p> <table border="0"> <tr> <td style="vertical-align: top;"> <p><u>Costa Rican Side</u></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>Personnel for the implementation</li> <li>Local cost for the course</li> </ol> </td> <td style="vertical-align: top;"> <p><u>Japanese Side</u></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>Dispatch of Japanese experts</li> <li>Cost for the course</li> <li>Equipments for the course</li> </ol> </td> </tr> </table>	<p><u>Costa Rican Side</u></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>Personnel for the implementation</li> <li>Local cost for the course</li> </ol>	<p><u>Japanese Side</u></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>Dispatch of Japanese experts</li> <li>Cost for the course</li> <li>Equipments for the course</li> </ol>		<p>Costa Rican judicial institutions cooperate in the course implementation.</p> <p><b>Premises and Conditions</b> Participating countries are politically stable and continue their effort for good governance.</p>
<p><u>Costa Rican Side</u></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>Personnel for the implementation</li> <li>Local cost for the course</li> </ol>	<p><u>Japanese Side</u></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>Dispatch of Japanese experts</li> <li>Cost for the course</li> <li>Equipments for the course</li> </ol>				

6. 要請内容に対する対処方針と協議結果

技術協力プロジェクト（第三国研修）「ラテンアメリカにおける刑事司法制度の改善」 要請内容に対する対処方針と協議結果

項目	要請内容	対処方針	協議結果
1. コース名称	(和) ラテンアメリカにおける刑事司法制度の改善 (英) Regional Training Program on the Criminal Procedure Reforms in Latin America	(和) 技術協力プロジェクト「ラテンアメリカにおける刑事司法制度の改善」 (英) International Training Course on the Criminal Procedure Reforms in Latin America 前研修においても、“International Training Course on …”の英文名が使用されており、関係者へのわかりやすさ等からも、この名称を用いる。 第三国研修の実施の他、割当国での現地セミナー等、他の活動を行う場合も、基本的には研修コースの補完的活動として整理し、事業の主体は研修コースであると位置付ける。	(英) について、裁判の手続きではなく、手続き含んだ刑事司法制度の改善のための研修であることから、Criminal Procedure Reforms をCriminal Justice System Reforms に変更した。  変更後英文名 International Training Course on the Criminal Justice System Reforms in Latin America
2. 目的	ラテンアメリカ地域で進行している刑事司法改革を促進し、より効果的で、独立性を維持し、透明性の高い刑事司法制度を確立する。特に糾問主義から当事者主義への移行に焦点を当て、人権擁護に留意する。 (1) 裁判官、検察官、弁護士、警察官に対して研修を行い、ラテンアメリカ地域内で実施されている刑事司法制度改革により新たに与えられた役割を強固なものとす。特に国連により定められた刑事司法や人権に関する基準や規定、その他に焦点を当てる。 (2) 現行法において欠けている点を洗い出し、実務において存在する問題点や課題を特定することにより、改革の効果的な実施を促進し、当事者主義により裁判所、検察、弁護士、警察に割り当てられた新しい役割を十分に引き受ける。 (3) 刑事司法改革の実施状況や現場での取り組み、現場で見られる問題点やその解決のために取られた処置、改善のための提案についての各国情報の交換や域内での比較検討を制度化・推進する。 (4) 域内で実施されるベスト・プラクティスについて議論・理解し、域内諸国での問題克服をはかる。	ラテンアメリカ各国の裁判官、検察官、弁護士に対して、より効果的で、独立性を維持し、透明性の高い刑事司法制度を確立するための必要な知識や情報を提供し、地域で進行している刑事司法改革を促進に資する。特に糾問主義から当事者主義への移行に焦点を当てるとともに、人権擁護に留意する。	対処方針通り。
3. 協力内容		前研修の実施規模を目安に構成する。	対処方針通り。
研修期間	11日間	前研修同様、10泊11日	
割当国	アルゼンチン、ポリビア、ブラジル、チリ、コロンビア、コスタリカ、キューバ、エクアドル、エルサルバドル、グアテマラ、ホンジュラス、メキシコ、ニカラグア、パナマ、パラグアイ、ペルー、ドミニカ共和国、ウルグアイ、ベネズエラ (19カ国)	国際機関としてのILANUDの立場や研修カリキュラムの作成に対する配慮を行うものの、刑事司法制度改革の進展状況や、改革進展の前提となる法的枠組みの整備などを考慮し、対象国を6~8カ国程度に絞り込む。	当事者主義的制度の導入状況等を考慮し、以下の9カ国に実施国のコスタリカを加えた10カ国。 アルゼンチン、ポリビア、ドミニカ共和国、エクアドル、エルサルバドル、グアテマラ、ホンジュラス、ニカラグア、ベネズエラ 対処方針通り。(2005-2007年度)
協力期間	2004-2008年度 (5年間)	3年間の実施とし、第3回目実施時に、ILANUD、UNAFEIの協力を得てコスタリカ駐在員事務所が事業評価を行い、効果が認められれば対象国の変更を行って現地ベースでR/Dを作成し、4年目以降の協力を継続する。	

項目	要請内容	対処方針	協議結果
研修対象者	裁判官、検察官、弁護士、警察官	警察官を含めるかどうかについては、ILANUD側と研修内容について協議の上、確定する。	警察官を含める意義も認められるものの、以下のような理由から除外することとした。 (1)警察官は主に捜査に携わり、裁判に携わる他の三者と一線を画するため、警察官向けの講義を用意するなど、研修の内容が複雑となり、焦点が不明確となる恐れがある。 (2)予算・定員の関係から、警察官を含めると割当国を3カ国程度減らすこととなり、各国の現状や経験を共有する研修の意義が薄れる。また関連の地域機関としてできるだけ多数の国から研修員を受入たいとするILANUD側の希望とも反する。
定員	18名	割当国数とILANUD側の経費負担能力を考慮し、18～24名程度（コスタリカからの参加者除く）で検討する。コスタリカからの参加者は3名（警察官を含める場合は4名）までとする。	費用の総額、負担割合等も含めて検討し、コスタリカを除いて27名とした。
資格要件	(明示無し)	(1)所定の手続きに従い、当該国政府より推薦された者 (2)大学卒あるいは同等の教育レベルを有する者 (3)割当各国から裁判官、検察官、弁護士各1名とし、それぞれ分野で最低5年間の実務経験を有する者（警察官については、ILANUDと協議を行う。） (4)帰国後、研修で得た知識・成果を広め、刑事司法制度改革の推進に役立てることを約束した書面を提出できる者 (5)軍隊に属していない者	対処方針通り。
研修内容	(1)刑事手続における透明性及びアカウントナビティエーの確保（汚職防止を含む。） (2)刑事手続における人権保障 (3)当事者主義的刑事訴訟構造を含む、新しい訴訟制度における裁判官、検察官及び弁護人の役割	提案内容に次の項目を追加する。 (4)当事者主義的刑事訴訟構造における効率的な事件進行管理（ケースマネージメント）（その他、結果や割当先絞込みの結果を考慮し、変更あるいは加筆が出てきた場合は、より研修効果の高い内容となるよう考慮しつつ記述する。）	(1)ラテンアメリカの刑事司法制度改革の現状 (2)刑事司法制度における透明性及びアカウントナビティエー（汚職防止を含む） (3)刑事司法制度における人権保障 (4)新しい刑事司法制度、特に当事者主義的システムにおける裁判官、検察官、弁護士及び警察官の役割 (5)当事者主義的制度における効率的な事件進行管理（ケースマネージメント） (6)日本における刑事司法制度
経費負担		国際機関との第三国研修は原則折半、日本側負担1000万円だが、少なくとも前研修並みの7：3程度の割合とする。技術ミッション実施の場合は、コスタリカ側に応分の負担を求めらる。	研修以外の活動も含めて、日本側負担約88,000ドル（71%）、コスタリカ側負担約36000ドル（29%）で合意した。

項目	要 請 内 容	対 処 方 針	協 議 結 果
運営方法	<p>(1) 外部講師としてコスタリカから4名、外国から5名  (2) 日本側負担によるコーディネーター(7人月)、管理アシスタント(7人月)、秘書(14人月)配置。  (3) コスタリカ側負担による技術アシスタント(7人月)、会議オフィサー(22人日)</p>	<p>(1) 日本からの派遣講師(1~2名?)を加えると、外部講師の数が過大と思われる。必要性を確認し、適正数に絞り込む。  (2) 前研修並みの人員配置・経費負担を原則とする。コーディネーター、管理アシスタント、秘書の配置は、費用折半。  (3) 技術アシスタント(7人月)、会議オフィサー(22人日)は必要性を確認する。(コスタリカ側負担としているため、実施的に日本側に影響はないが、経費負担比率に反映してくる。)</p>	<p>(1) 外部講師は外国から3名、コスタリカから5名とした。  (2) コーディネーター、管理アシスタント、秘書はともにも前回同様、ともに7人月、費用は折半とした。  (3) 技術アシスタント(7人月)は研修実施上、必要と判断されたが、費用はコスタリカ側負担とした。会議オフィサーについては、コスタリカ側が本来負担すべき経費と判断されたため、計上せず。</p>
C/P研修	(明示無し)	<p>ILANUDの研修実施体制(登録講師制度(Associate Expert System)により、研修テーマにより講師を招聘)を考慮すると、「実施機関で研修コースに携わるスタッフの技術力の向上」というC/P研修の意図に合致する対象者は選定困難なため、オフアーンしない。</p>	対処方針通り。
日本人講師派遣	<p>人数・講義内容等については要望は明示されていないが、研修実施の前提としてUNAFEIとの協力が謳われており、派遣を期待している。  (明示無し)</p>	<p>国際機関との第三国研修であるため、我が国の協力であることをアピールするためにも、日本人講師の派遣は重要。コスタリカ側の意向を確認する。</p>	日本人講師の派遣を確認した。
技術セッション	<p>1人×30日/回で精算の模様。目的は、研修効果のフォローアップ、割当国での研修効果の拡大</p>	<p>内容についてさらに情報が必要。ILANUD側に説明を求め検討する。  研修に参加した日本人講師が、帰路に割当国(1~2国)を訪問し、現地セミナーを実施し、その際にILANUD側の参加を得ることを提案する。  R/D(案)に実施に関する記述を残す場合は、各年度の柔軟な実施を可能とするよう、「研修の成果を拡大するための活動であること」「応分の経費負担を行うこと」等の基本方針を確認することとする。</p>	<p>ILANUD側は明確な意見を有していなかったため、日本側より現地セミナーを提案したところ、ILANUD側も同意すると同時に、費用負担も検討する旨、回答を得た。ただし、実施する内容の詳細については、各年度ごとに検討することとした。</p>
その他			<p>ILANUD側より、過去の第三国研修での講師の講義等をとりまとめ出版してきていることについて報告があり、費用負担について要請があった。研修成果の普及の観点から有効な活動と判断されるため、費用の一部を負担することとしたが、各年度の研修実施とは必ずしも連動しない活動であるため、これも研修関連活動として、研修実施に関係なく、必要に応じて支出を検討することとした。</p>



